

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

No.	法人・団体名
1	日本弁護士連合会
意見	
本年4月30日付で知的財産戦略本部によりなされた「『知的財産推進計画2015』の策定に向けた意見募集」に関し、当連合会は、従前の公表意見等に基づき、以下のとおり意見を述べる。	
<h3>第1 意見の趣旨</h3> <p>1 グローバル化の今日において、我が国の国際競争力を高め、地域経済を活性化する方向で知財戦略を推進する方向性については、賛成する。当連合会としても、中小企業の知財を中心とした海外展開、あるいは地方における中小企業の知財活性化に対応できるよう、各地における弁護士の知財相談体制の取組を含め、知的財産人材の育成支援や知財司法のより一層の拡充に取り組んでいるものである。</p> <p>2 なお、その中で、「知財紛争処理タスクフォース」の議論中、以下の点について、特に意見を述べる。</p> <p>(1) 侵害訴訟における無効の抗弁（特許法第104条の3）を制限する方策を検討することには反対する。</p> <p>(2) 侵害訴訟の提起等に要する印紙額（訴訟手数料）の低・定額化の方策を検討すべきである。</p> <p>(3) 特許権等に関する訴えの専属管轄の緩和も含め、地方における知財司法アクセスの改善策を講じるべきである。</p>	
<h3>第2 意見の理由</h3> <p>1 はじめに</p> <p>経済がグローバル化し、先進国、新興国を含め、知的財産に関する競争が激化している今日において、我が国の国際競争力を高め、地域経済を活性化するため、知財戦略を推進するという方向性については、当連合会も同意見である。当連合会としても、中小企業の知財を中心とした海外展開、あるいは地方における中小企業の知財活性化に対応できるよう、弁護士知財ネットによる全国及び東南アジア等の国際展開を含め、中小企業の海外進出支援や、各地における弁護士の知財相談体制構築の取組を行い、これらに対応できる知財弁護士の育成を行っている。</p> <p>また、知財紛争処理においては、「法の支配」の理念のもと、知財司法へのアクセスの容易化等、当連合会としてもその一層の拡充を求めるものである。</p> <p>2 「知財紛争処理タスクフォース」での議論について</p> <p>(1) 知的財産戦略本部では、「知財紛争処理タスクフォース」を設置して議論がなされ、本年4月28日付で「議論の整理」が公表された。当連合会ではこれまでにも、知財訴訟制度に関する意見書等を公表しているところ、かかる「議論の整理」で示された7項目のうち、「2) 権利の安定性」、「5) 中小企業支援」、及び「7) 地方における知財司法アクセス」の3つの論点に関する事項について、過去の当連合会意見書で言及しており、現時点で簡潔にそれらの点のみを指摘しておく。</p> <p>(2) 「2) 権利の安定性」について</p> <p>2010年（平成22年）3月18日付けの当連合会意見書「特許庁特許制度研究会報告書『特許制度に関する論点整理について』に関する中間意見書」の20頁以下に記載しているとおり、ダブルトラックの在り方については、無効審決に一本化すべきとする意見（抗弁として主張し得る無効理由を制限する案を含む〔特許制度研究会報告書記載のB案〕）については、反対である。</p> <p>したがって、無効の抗弁について、運用を制限する必要性の存在を所与の前提とした議論は適切ではなく、かかる論点を「知的財産推進計画2015」に取り入れることには反対する。</p> <p>上記意見に該当する同意見書の結論部分を、改めて以下に引用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・2010年（平成22年）3月18日付け「特許庁特許制度研究会報告書『特許制度に関する論点整理について』に関する中間意見書」（21頁～22頁） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>「2 意見</p><p>特許権者の負担の解消をはかるべく、侵害訴訟に一本化すべきとする意見（特許制度研究会C-1案）と、ダブルトラックの病理的現象を解消すべきであるが、原則として現制度は維持すべきとの意見（同A案）に分かれた。しかし、無効審決に一本化すべきとする意見（同B案）及び侵害訴訟ルートに集約するとともに審判請求に除斥期間を設けるとの意見（同C-2案）には反対である。なお、侵害訴訟に一本化すべきとする意見でも、裁判所の技術専門性及び地裁と審決の結論の齟齬を問題とする意見はなかった。」</p></div>	

・同意見書（23頁～24頁）

「(4) 無効審決に一本化すべきとする意見（同B案）について

(B-1案)のように、特許法104条の3を廃止したり、(B-2案)のように、特許法104条の3を修正し、侵害訴訟の無効抗弁として主張し得る無効理由を、例えば、冒認や新規性欠如のみに限定する改正をしても、最高裁のキルビー判決の存在故に、明らかに無効理由が存するものについては特段の事由がない限り権利濫用としてその権利行使は棄却されざるを得ないから、無効審決に一本化することはできない。

無効審決に一本化すべきとする意見においてキルビー判決を否定する立法をさらに伴うとすれば、キルビー判決以前に戻すことを意味し、そのような場合には、当時、問題になった審判期間の長期化による侵害訴訟の遅延の問題が再燃することにならざるを得ない。確かに、現在、審判期間が1年弱に短縮化されたといつても審決確定までは相当の期間を要する（審決取消訴訟及びその上告（上告受理申立）を経由することになる。また、訂正請求、訂正審判等もある。）と考えられるからである。更に、現在の侵害訴訟における発明の有効性という本質に関わる審理、分かりやすい判決理由に支障が出る可能性が高い。すなわち、キルビー判決前と、同様、特許の有効性については技術的範囲の解釈の中で審理しなければならず、公知技術参照の解釈等（実施例限定説等）、外国の特許権者を含む一般には分かりにくい判決理由となる可能性があることから、この意見には反対する。」

(3) 「5) 中小企業支援」について

同項において、提訴手数料（印紙代）の高さを指摘する意見も見られるとところ、当連合会では、2010年（平成22年）3月18日付け「提訴手数料の低・定額化に関する立法提言」において、提訴手数料（控訴、上告等を含む）の更なる低・定額化を提言している。

本項目は、中小企業の知財司法アクセスの容易化の観点から検討されているものであるが、司法アクセスは、憲法の裁判を受ける権利の実質的保障の問題であるから、企業希望の大小を問わず、国民にとって提訴障害になるような提訴手数料であってはならない。

なお、あえて知財司法に関する点を指摘するとすれば、知的財産権に基づく差止請求の訴額算定基準は各裁判所の裁量に属する問題であって法改正を要するものではないから、その実現は困難ではないはずである。

(4) 「7) 地方における知財司法アクセス」について

同項において、中長期的な検討課題として、特許権等に関する訴えの第一審の東京地裁、大阪地裁への専属管轄の見直しにも言及されているところ、当連合会では、2001年12月20日付け「特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の専属管轄化に対する要望書」及び2013年（平成25年）10月22日付け「民事司法改革グランドデザイン」（更新版）において、以下のとおり要望、提言している。

したがって、専属管轄規定の緩和も含め、地方における知財司法アクセスの改善策を講じるべきとする議論の方向性については賛成する。

- ・2001年12月20日付け「特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の専属管轄化に対する要望書」（抜粋）

「第1 要望の趣旨

特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の管轄を東京・大阪両地方裁判所の専属管轄にすることは、東京・大阪以外の地方在住者が知的財産権関係訴訟を提起することを困難にさせるものであって、国民の裁判を受ける権利を侵害する虞れが大きいばかりでなく、裁判所へのアクセス拡充の理念にも反し、また知的財産権の健全な育成や地域産業の振興をも阻害しかねないことから、少なくとも地方在住者の訴訟提起やアクセス確保に著しい障害を与えない制度（例えば、全国の高等裁判所や高等裁判所支部のある地方裁判所にも訴訟提起できる制度）とされるよう要望する。」

・2013年（平成25年）10月22日付け「民事司法改革グランドデザイン」（26頁）

「3 地域司法の充実と民事司法との関係

(4) 知的財産権訴訟の専属管轄の緩和

現在、東京地裁及び大阪地裁に専属管轄が認められている特許権等に関する訴えの管轄について、地方所在企業・地方在住者の知的財産権に係る司法アクセス確保の観点から、事件の専門性に配慮しつつ、改善策を検討すべきである。」

以上

No.	法人・団体名
2	一般社団法人日本音楽著作権協会

意見

意見1 著作権の保護期間を著作者の死後70年までに延長すべきです。

現在、OECD加盟34か国のうち、実に30か国が著作権の保護期間を著作者の死後70年が経過するまでとしており、死後50年までとしているのは3か国（我が国のほかカナダとニュージーランド）のみです（残る1か国は死後100年までとしているメキシコ）。

知的財産推進計画2014の重点5本柱の一つであり、同計画2015の策定に向けた重要検討課題の一つとしても挙げられている「コンテンツの海外展開の促進」を図るために、その基礎として、国際的に調和の取れた知財システムの構築が不可欠であり、そのためには、保護期間を著作者の死後70年までに延長すべきであると考えます。

意見2 著作権の保護期間に関する戦時加算義務を解消すべきです。

サンフランシスコ平和条約15条(c)の規定に対応するために制定された連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和27年法律第302号）に基づく戦時加算義務については、著作物の創作時期、著作物の本国、国境をまたぐ著作権譲渡の有無などによって同一の著作者についても著作物ごとに加算日数が異なります。このため、戦前又は戦中に創作された著作物について、加算の対象かどうかを判別し、対象である場合にその加算日数を正確に特定することは極めて困難であり、国内における外国著作物の円滑な利用を阻害する要因になっています。

終戦から70年が経過した今日、我が国にのみ片務的に課された戦時加算義務を解消し、保護期間の調和（内外格差の解消）を図るべきであると考えます。

意見3 私的録音録画補償金制度に代わる私的複製に係る適正な対価の還元のための制度を創設すべきです。

私的録画補償金管理協会（SARVH）がメーカーに私的録画補償金の支払を求めた裁判で、最高裁がSARVHの上告を棄却した2012年以降、メーカーからの補償金の支払は途絶えました。また、私的録音補償金についても、現在広く一般に普及している録音機器・媒体が補償金の対象として政令指定されていないことから、補償金額は減少の一途をたどっており、事実上その機能を停止しています。

デジタル技術の発展により、ユーザーは、多様なコンテンツを簡単かつ高品質に複製して様々な方法や場所で楽しむことができるようになり、メーカーは、そのようなユーザー向けに、より高性能な複製機器・大容量の記録媒体を製造・販売することで利益を上げています。これに対し、肝心のコンテンツを提供しているクリエイターは、現行補償金制度が機能不全に陥っていることから、日々大量に行われる私的複製から適正な対価の還元を受けられていません。

創造、保護、活用のサイクルを要とする知的財産推進計画においては、このような不均衡は放置することの許されない課題と位置付けるべきであり、ユーザー・メーカー・権利者という三者のバランスに配慮した合理的かつ実効性のある新たな制度として、次のような仕組みを持つ補償制度を早期に確立すべきであると考えます。

- ① 補償の対象は、私的複製に供与される複製機能とする。
機器と記録媒体とを区別することなく、私的複製に供与される複製機能を補償の対象とする。
- ② 補償義務者は、複製機能を提供する事業者とする。
ユーザーに複製機能を提供することで利益を上げている事業者を補償義務者とする。

意見4 孤児著作物に係る課題の抜本的な解決に資する制度の導入を検討すべきです。

技術の進展に伴い、多種・多量の著作物をデジタル化してインターネット上で流通させるサービスが次々

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

と生まれています。このようなサービスによって過去に創作された著作物に光が当たり、新たな利用につながることも少なくありません。しかし、利用者にとって、孤児著作物の権利者を検索するための努力が、孤児著作物の利用に対する対価以上に負担となる場合があります。特に、多種・多量の著作物をデジタル・アーカイブ化して利用する図書館等にとって、その負担は非常に大きいものと思われます。

この課題については、「知的財産推進計画2014」に基づき、昨年、文化庁長官による裁判制度の利用条件を一部緩和する対応が図られるなど、これまでにも一定の対応は取られてきましたが、いまだ不十分といわざるを得ません。

そこで、欧米各国における取組の状況等を踏まえ、抜本的な解決に資する制度の導入を検討すべきであると考えます。

No.	法人・団体名
3	一般社団法人 日本民間放送連盟

意見

「知的財産推進計画2015」の策定にあたり、当連盟は下記のとおり要望する。

記

○ クリエーターや権利者への適切な還元について

・ デジタル化技術およびインターネットの発達・普及により、テレビ番組等のコンテンツを利用してメーカーや消費者が利益・利便性を享受している一方、私的録画補償金制度が全く機能していないため、そこで利用されているコンテンツのクリエーターや権利者に適切な還元が行われていない。早急に現行の補償金制度の見直し・再建、またはこれに代わる新たな制度の創設を要望する。

○ アーカイブの利活用について

・ アーカイブの利活用に関する放送分野の取組や他のアーカイブとの連携については、放送事業者や他の権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討を進めることを要望する。

○ コンテンツの海外展開について

・ コンテンツの海外展開において、幅広いジャンルの日本コンテンツの連携を図るとともに、効果的な取組については継続的に実施することが必要である。そのため、「放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」等を活用した省庁横断的なオールジャパン体制での海外展開や、一定の効果を有している既存の海外展開の取組が中長期的ビジョンをもって実施できるような政策的・財政的支援を要望する。

・ また、コンテンツの海外展開のために他国との制度的・文化的側面における障壁など、民間の努力だけでは解決できない問題について、国が講じるべき施策を強力に推進するよう要望する。

○ 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

・ 近年、特にインターネットを通じた動画サイト等でのコンテンツの違法配信が国内外で横行している。こうした状況は国内外におけるコンテンツ流通の阻害要因のひとつとなっており、権利者による対応（削除要請等）には限界がある。国内においては改めて法制度等の見直しが必要であり、また、海外においては侵害発生国との間において国レベルで解決策を検討することを要望する。

以 上

No.	法人・団体名
4	知的財産人材育成推進協議会

意見

○知的財産推進計画2015に向けた提言について

I . はじめに

2013年6月7日、今後10年を見据えた知的財産政策の軸となる4つの柱と政策課題などを盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」が知的財産戦略本部により決定された。

昨年度、本協議会では本ビジョンにおける知財人財育成の前提・指針となる「知財人財育成プラン」に基づいた具体策を中心として「知的財産推進計画2014」への提言を行った。本年度は、昨年度の提言の方向性との一貫性を保ちつつ、状況の変化を考慮して提言を行うものである。

II. 要旨

本協議会は、「知的財産政策ビジョン」で規定される4つの柱のうち、特に「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」及び「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」の2つに着目し、これらを支える人財育成及び活用の観点から提言する。

前者の「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」については、知財マネジメント人財及びグローバル知財人財を育成すると共に、知財人財の裾野の拡充と世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの構築を進める観点から、III章に幾つかの提言を記載する。また、知財人財育成プラン推進体制の整備に関しても言及する。

後者の「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」に関しては、「中小・ベンチャー企業等における知財マネジメント人財の育成」及び「知財総合支援窓口機能の強化」の2つの観点で整理し、III章に幾つかの提言を記載する。

III. 提言

1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

「知的財産政策ビジョン」においては、産業競争力強化のためのグローバル知財システム構築を支える国際競争力の向上に資する知財人財の育成を図るため、「知財マネジメント人財の育成」「グローバル知財人財の育成」「知財人財の裾野の拡充」「知財人財育成プラン推進体制の整備」の4つのポイントを挙げている。また、「世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの構築」についても言及している。以下、これらのポイントに沿って、具体策を提言する。

(1) 「知財マネジメント人財」の育成について

① 知的財産情報をより「積極的」に活用できる人財の育成

知的財産情報、特に特許情報（実用新案、意匠、商標の情報も含む）は、特許、意匠、商標等の出願・権利化が実際の事業活動に先行して行われることに鑑み、特許情報に含まれる先行文献調査の重要性はますます高まっている。また、特許情報は、企業の中長期の「経営戦略」の一端が具現化されている重要な情報でもあるが、特許情報の活用は、知的財産部門やR&D部門中心の活用にとどまり、必ずしも事業戦略やマーケティング戦略の立案に活用されていなかった面もある。

企業等では、公開されている知的財産情報を当該企業の事業戦略の実現のために「積極的」に活用できる人財が求められる。具体的には、他社の様々な戦略（事業戦略、マーケティング戦略、特許戦略、研究開発戦略、アライアンス戦略、人事戦略（ヘッドハンティング）等）を推測・予測・把握し、そのような情報にもとづき、比較優位を確立するために、新たな事業戦略、研究開発戦略、マーケティング戦略、さらには様々な戦略オプション（例えば、M&Aの候補先選定、カーブアウト事業の選定等）を「積極的」に提案することができる人財の育成に向けた取組を官民挙げて推進すべきである。

例えば、知的財産情報の積極的活用に関する講座を開設・実施する教育機関に対する支援を行うべきである。また、現在、約2,300名の企業勤務弁理士が存在しており、知財マネジメントに関する業務を実際に行っているので、彼らの経験や知識を集約し・体系化するための組織や制度作りについて検討すべきである。

② 権利化だけにとらわれない発想を行うことができる人財の育成

発明の発掘から権利化、権利行使に至るまでをトータルに、または営業秘密管理など権利化だけに捕われない総合的な知財戦略を立案し、実行することができる「知財マネジメント人財」の育成を促進することが必要と考える。例えば、従来から日本弁理士会の知財ビジネスアカデミーで行なっている知財マネジメント研修を更に充実させる等、民間等の取組を政策面から支援することも検討すべきである。

(2) 「グローバル知財人財」の育成について

① 国家資格の取得の促進

グローバル競争時代における事業活動に資する「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」等に関する知識に精通した人財を育成・確保するために、「弁理士」、「弁護士」以外の国家資格「一級知的財産管理技能士」等の取得も促進すべきである。

②語学に長けた知財専門人財の育成

海外の知財専門知識を英語にてタイムリーに取得できるよう海外からの知財専門家を招いての研修や、英語による知財専門研修を増やすことにより、語学に長けたグローバル知財専門人財の育成を図る。

③国際標準化戦略専門人財の育成

標準化の技術がわかる標準化専任弁理士等の精銳エキスパートを国の施策として育成し、さらに標準規格特許のパテントトロール問題等の国益にかかる課題にも官民で迅速に対応できる体制づくりを行う。標準規格特許の評価を行なえる人財を育成するための体制づくりも行う。

④政府の調査研究プロジェクト等を通じて得られた海外知財制度の情報集約・提供

グローバル知財人財の育成を効率的かつ効果的に実施するためには、その基盤となるべき網羅的な海外知財制度の情報の収集・整理・提供が有用となる。現在は、海外知財制度に関する情報が散在しており、必ずしも、諸外国の最新の知財制度や運用についての判断ができる程度に使いやすい形で提供されていない。

そこで、特に政府による調査研究プロジェクト等から得られた情報をはじめとした海外知財制度の関連情報について集約したうえで整理し、さらに利便性の高い形での提供を検討し実施する。

⑤集約された海外知財制度の情報活用

政府による調査研究プロジェクト等から得られた情報をはじめとした海外知財制度の関連情報を集約したものと、企業が効果的に活用出来る様、ジェトロや在外公館等に知財の専門家を派遣し、現地に進出する日本企業の知財人財を育成するスキームを検討すべきである。

(3) 知財人財の裾野の拡充**①高等学校、高等専門学校、大学等における知財科目的必修化の検討**

生徒・学生が将来産業人財やクリエーターとして活躍するために必要な実践的な能力を身につけられるよう、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目的必修化の検討を促すべきである。

②高等学校、高等専門学校、大学等の知財教育に対する支援

高等学校、高等専門学校、大学等における知財教育の拡充を促すため、弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等の知財人財を対象とした講師育成、およびこれらの講師招聘を対象とした講師料および教材費に対する補助を教育機関等に対して行うべきである。

③学生に対する知財教育をするための専門家人財の育成およびインフラの整備

知財の重要性（アイディアを創出することの楽しみや、他人のアイディアを尊重する心）は学生のうちから学ぶ必要があるため、学生に対しわかりやすく親しみやすい知財教育ができる専門家人財の育成を図るとともに、小・中・高校の先生に対しても、知財教育の重要性を理解してもらうべく、小・中・高校の先生が利用できるe-ラーニングコンテンツを作成するなどのインフラの整備を行う。

④営業秘密管理に対する意識の早期醸成

営業秘密の実効的な管理の浸透を図るためにには、できるだけ早期に個人の意識の醸成を促すことが有効である。

そのため、少なくとも技術系の大学等の学生全員に対して、営業秘密管理の重要性を認識させるための手法を早急に検討し実行すべきである。

(4) 知財人財育成プラン推進体制の整備

知財マネジメント人財およびグローバル知財人財の育成を効率的かつ効率的に実現できるよう、民間の意見を積極的に徴収して必要とされる人財像を明確化し、人財育成法の検討・開発・実践を行う場として、本協議会がその機能をより一層強化・活発化して研修・政策提言等を行うための体制整備、予算措置等を講ずる必要がある。

この具体策として、例えば知的財産人材育成推進協議会に参加する各機関の目指す知財人財像及び現在実施している研修の情報を共有したマップを作成し、知財人財育成に向けた取り組みの中で重複している分野や足りない分野を明らかにするためのワーキンググループを立ち上げ、今後の研修の企画・立案の一助とし、例えば以下のような人財育成の推進を行う。

質の向上のために**① ロールモデルとなる知財人財の活用**

知財人財の育成をより適切に進めるためには、目指すべき各種の知財人財像を具体的に示し、育成による到達目標を理解するための一助とすることが有用である。

そのための一方策として、国内外で各種の知財人財として現実に活躍しているロールモデルとなるべき人財と、その人財が必要な能力を培うために重要であった経験や環境等について特定し、それらを分かり易い形で広く周知するべく、冊子の作成・配布や、当該人財を活用したセミナーの継続的開催等の取組を検討すべきである。

② 弁護士知財ネットの活用

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に営業秘密・知財戦略相談窓口が開設され、全国47都道府県において知財総合支援窓口で営業秘密や知財戦略についての相談体制が強化され、東京・大阪以外の地方においても知財の専門家の必要性が高まっていることを受け、知財関連の紛争解決のために弁護士知財ネットと連携を推進するための取組を行うべきである。

量の拡大のために

① 国家資格取得者の活用

知財マネジメント人財及びグローバル知財人財を育成・確保するために、国家資格（「弁理士」、「弁護士」、「一級知的財産管理技能士」等）の取得を促進する取組を推進し、有資格者の増員を図るべきである。

知財人財育成関連機関との連携及び拡大のために

① 知財関連人財育成機関および知財に関係のある他団体との連携強化

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）等の知財関連人財育成機関における知財教材（テキストやe-ラーニングコンテンツ等）を、弁理士法で規定されている継続研修で活用できるようにするなど、日本弁理士会（研修所）との連携を強化することにより、継続研修制度の一層の拡充を図る。

また、知財関連人財育成機関のみならず、たとえば日本弁護士連合会や中小企業診断士協会など、知財に関係のある他団体との連携を強化し、互いの研修に参加できるようにすることによっても、継続研修制度の一層の拡充を図る。

複数の機関の協力が望ましい取組については、知的財産人材育成推進協議会を中心となって推進する。

（5）世界から優れた知財人財が集まるような仕組みの構築

① 我が国制度の問題の整理とその問題の検討に資する内外人財の招聘

人財の自前主義を脱して世界から優れた知財人財を集め活用するに当たっては、活用の方向性が、我が国知財制度の魅力の向上に資するものであることが必要である。

そこで、我が国制度の魅力を向上させる観点から、制度調和や制度整備が必要となる課題のうち重要度の高いものの検討に適した者を招へいする。

2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

「知的財産政策ビジョン」では、中小・ベンチャー企業は社内に十分な知財部門を有しておらず、独力で知財マネジメントを行うことが困難であるという問題が指摘されている。これに対応するための中小・ベンチャー企業における知財人財の確保は喫緊の課題となっている。また、地域における中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動を活性化させるため、各地域の状況に合わせた知財支援の取組を推進する必要性も挙げられており、これらに対する具体策として、以下の提言をおこなう。¹

（1）中小・ベンチャー企業等における知財マネジメント人財の育成について

① 中小・ベンチャー企業、大学等に対する環境の整備

中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を浸透させるため、或いは将来の知財活動の担い手を育成するために、知的財産に関する国家資格保有者（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）による実践的な研修や、各大学、地方自治体、金融機関等への「出前型」講座を実施する環境を整備しつつ、知財専門職大学院を活用して、知財人財の育成を促進すべきである。

② 事業戦略の視点でコンサルティングを行う知財人財の客観的評価指標の導入

地域の中小・ベンチャー企業に対する強力な支援体制の構築の前提として、「事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財」の客観的評価指標を設けることが必要である。例えば、特定の国家資格（弁理

¹ 「知的財産政策ビジョン」P.48～49 参照

士、弁護士、知的財産管理技能士等)の取得といった具体的な基準を明確にすることにより、全国の知財人財の質的な面での均一化を図り、地域間格差を是正するよう努めるべきである。

③中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で知的財産を理解できる人財を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」²を推進するべきである。

具体的には、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度が明確となるよう、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人財の育成にも留意した国家資格（「知的財産管理技能検定」等）の取得を推奨し、「一社一人運動」に取り組む中小・ベンチャー企業への支援策の優先適用等のインセンティブ制度を導入するべきである。

④中小・ベンチャー企業に対する支援

中小・ベンチャー企業に対し、営業秘密制度を踏まえたオープン＆クローズ戦略に対応できるなど、知財の多岐に亘る側面からの支援を行なうことのできる人財を育成するための体制づくりを行う。

⑤中小・ベンチャー企業を対象としたグローバル知財マネジメント人財の育成・確保

中小・ベンチャー企業の経営者等を主な対象として、国内外における中小企業の事業戦略において知的財産マネジメントが重要な役割を果たした事例を収集し、これをもとに研修プログラム及び教材を作成し、普及セミナーを行うことにより、知財の活用の側面に重点を置いた人財の育成・確保を目指す。

（2）知財総合支援窓口機能の強化

①知財総合支援窓口における支援担当者の客観的指標の導入

各企業の個々の状況に応じてきめ細かい支援を行うため、支援担当者や知財アドバイザーには、知財マネジメントの専門知識はもとより、企業における事業戦略を踏まえて知財マネジメントを支援できる豊富な実務経験が求められるところであるが、その配置において客観的指標が明確に設けられていないのが現状である。

そこで、支援担当者等の技能の程度の客観的指標として国家資格（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）を活用するべきである。

②弁理士、弁護士、中小企業診断士等の連携の推進

知財総合支援窓口に弁理士、弁護士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等が常駐者等として配置されることに伴い、中小企業の知財経営を総合的に支援するため、これらの資格者間の連携を推進するための取組を行うべきである。

○その他要望について

知的財産人材育成推進協議会では、知的財産推進計画2015に向けた提言を行っているところであるが、加えて、以下の事項の推進を要望する。

「知的財産人材育成総合戦略」2.0を作成し、人材育成の今までの10年の総括と今後の10年の見通しをたて、知財人材育成活動の指針として広く啓発普及を行っていくこと。

当協議会が設立される契機となった政府の「知的財産人材育成総合戦略」ができたのが、2006年1月であった。その時、推進期間として掲げられたのが以下の期間である。

第1期：2005～07年度

第2期：2008～11年度

第3期：2012～14年度

すなわち、2014年度に最終年度を迎えるわけだが、未だ次の総合戦略が立てられていない。もちろん、環境の変容に伴い、2012年1月には、補強版ともいえる「知財人材育成プラン」が出されてはいるが、それはあくまで先の総合戦略を補完するものであった。確かに、政府の施策と共に、民間企業での現場における人材育成も活発に行われてきたが、知財環境の激変は加速度的であり、求められる人材像も大きく変容と多様化をしてきている。この間、「知的財産人材育成総合戦略」に則って、知財専門人材の量を倍増し、質

² 「知的財産人材育成総合戦略」P.30 参照

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

の高度化が進められると同時に、知財活動のグローバル化に対応するグローバル知財人財の育成強化等が進められ、これまで多くの進歩が見られた一方、中国をはじめとする新興国のプレゼンスの向上、ビジネスのグローバル化等、社会情勢が急激に変容していることを踏まえると³、これまでの「知的財産人材育成総合戦略」の到達点に立脚しつつ、今後の10年を見据えた人財育成のための新たな戦略の策定が必要であると考えられる。

そこで、政府として、人材育成の今までの10年の総括と今後の10年の見通しをたて、知財人材育成活動の指針として広く啓発普及を行っていくためにも、「知的財産人材育成総合戦略 2.0」をたてる 것을要望するものである。

No.	法人・団体名
5	日本商工会議所、東京商工会議所

意見

《要旨》

- 中堅・中小企業の競争力強化には知的財産の活用がカギ。技術情報を公開して特許を取るか、営業秘密として守るかを使い分ける「オープン＆クローズ戦略」が、中小企業にとっても重要になっている。
- 映画、放送番組、ゲームなどのコンテンツの海外展開の支援を強化すべき。あわせて、海賊版対策を強化する必要がある。
- 地方創生のため、地域中小企業と大学の連携を進めることが急務。中小企業が中心となり、地域資源を活用し、地域ブランドを構築していくべき。

《全文》

わが国経済が約20年続いたデフレから脱却しつつある中、民間企業には、デフレマインドから脱却し、これまでの貯蓄主体から本来の投資主体への転換、成長に向けた積極的な行動が求められている。

地域経済を支える中堅・中小企業においても、競争力強化のためイノベーションに果敢に挑戦し、生産性の向上を図ることが急務となっている。また、中長期的に内需の伸びが限られる中、新興国の需要をとらえるなど外需を取り込んでいく必要が高まっている。

そのためには、知的財産の権利化と秘匿化を戦略的に組み合わせるオープン＆クローズ戦略が大きな武器のひとつとなり得る。他方、ヒト・モノ・カネ・情報など様々な面で多くの制約を抱える中小企業においては、知的財産を経営戦略、事業戦略に結び付ける取り組みは不十分なものにとどまる。そのため、中小企業の成長を促し、競争力向上を図る観点から、中小企業の知財活用を後押しする支援の充実ならびに普及啓発の強化が有効な方策と考える。

また、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つわが国コンテンツ産業については、伸長著しいアジアをはじめとした海外市場の獲得に向け集中的な支援を行うとともに、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通について、早急に対策強化を図るべきである。

さらに、地方創生の観点から、地域中小企業と地方大学の連携による技術力の向上や、地域ブランドの有効活用が極めて重要である。各地域が独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値創造を通じ地方創生を実現するために、強力な支援が求められる。

折しも、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎える。これをわが国の潜在力と魅力を存分に発揮し、世界にアピールする絶好の機会ととらえ、官民をあげてそのための準備に傾注すべきである。

以上の基本的な考え方のもと、知的財産経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化、知的財産と地域ブランドの活用による地方創生の実現に向け、今後の知的財産政策において取り組むべき事項について、下記の通り意見を述べる。

記

I . 競争力強化戦略に関する要望事項

知的財産の活用推進による中小企業の競争力強化のため、まずは、現在検討されている法改正・制度改革事項の円滑な実施が必要である。特に、営業秘密の保護強化については、中小企業における情報管理水準の向上に資する諸施策を講じるとともに、中小企業に対する普及啓発に強力に取り組むべきである。

また、中小企業の知財活用を後押しするため、権利化に向けた支援の拡充はもとより、知的財産がもつ経済的価値を明確にする知財金融支援の推進、権利化にとどまらない知的財産の戦略的活用を促す支援策の充

³ 「知的財産政策ビジョン」、「知財人財育成プラン」参照

実が求められている。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. 営業秘密の保護強化に向けた制度対応の実現ならびに中小企業支援

(主な要望先：経済産業省、財務省)

- 今後検討が始まる「営業秘密保護マニュアル（仮称）」については、秘密管理性、有用性、非公知性を備えるために必要な企業の具体的取り組みを示すとともに、中小企業が現実的に対応可能な取り組みを明示すること。また、同マニュアルに沿って管理された情報を営業秘密保護の対象とすること。
- 改訂された営業秘密管理指針や「営業秘密保護マニュアル（仮称）」を活用し、営業秘密はオープン＆クローズ戦略の核となる知的財産であることの理解促進や、営業秘密の漏洩の実態、対策の広報など、中小企業の経営者等に対する普及啓発を強力に推進すること。
- 営業秘密の保護強化は喫緊の課題であり、未遂行為への処罰範囲拡大や罰金刑の引き上げは、抑止力向上の観点から極めて重要である。これらの改正内容を含む、通常国会への提出が予定されている不正競争防止法改正法案は、早期に成立・施行すること。
- 不正に取得した営業秘密を利用し、海外で製造した製品の輸入を差し止めるため、関税法を見直すこと。

2. 新たな職務発明制度への円滑な移行ならびに中小企業の対応支援

(主な要望先：特許庁)

- 企業の競争力強化につながる職務発明制度の見直しは支持するものの、中小企業においては現制度のもとで大きな困難に直面しているとは認識しておらず、中小企業に過大な負担を強いる見直しは望ましいものとは言えない。そこで、新たな制度では、全ての中小企業に対して一律に職務発明規程等の整備を義務付ける仕組みとしないように、また、職務発明規程等を有しない中小企業に対してまでも一律に特許が法人帰属とならないように配慮すること。
- 今後の特許法改正及び新制度への移行に際しては、新たな制度のもとで企業の競争力強化が実現すると同時に、企業と従業者の双方が新たな制度に円滑に対応できるよう、十分な支援を行うこと。

3. 中小企業の知的財産権取得に向けた支援の拡充

(主な要望先：特許庁)

- 国内及び国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスマールエンティティ制度を参考に従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるように要件の緩和を図ること。また、対象を実用新案、意匠、商標に拡大すること。
- 中小企業の各種申請手続きの簡素化等により、中小企業が利用しやすい支援制度に見直すこと。例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、個別の書類を求めるのではなく、一括して申請できること。
- 費用負担の大きい中小企業の弁理士費用の税額控除や補助制度の創設を図ること。
- 現在、国内の特許出願について、特許庁が特許料金等の減免制度に取り組む一方、一部の地方自治体は独自の出願支援を行っているが、両者を組み合わせて利用できないことが指摘されている。支援の上乗せ利用を可能とすること。
- 意匠及び商標について、早期審査の対象を中小企業に拡大すること。

4. 中小企業の知財活用を促す支援策の充実

(1) 知財金融支援の更なる推進 (主な要望先：特許庁、金融庁)

中小企業が保有する独自技術の価値や将来性が適切に評価され、その資産価値が明確になれば、中小・ベンチャー企業が取り組む研究開発のインセンティブ向上、高い技術を持つ中小・ベンチャー企業の円滑な資金調達の実現、新製品開発の期間短縮など、多方面のプラス効果ならびに好循環の実現が期待できる。

そのため、以下の施策に取り組まれたい。

- 金融機関に対し知的財産の適正な評価をもとにした融資を促すため、現在行われている「知財活用ビジネス評価支援」、「知的資産報告書作成支援」を拡充し、さらに積極的に推進すること。
- 多数の特許が自由に取引される特許流通市場の整備や、知的財産の資産価値を数値化・指標化するなど、知的財産の経済的価値が客観的に評価される仕組みを構築すること。

(2) 特許流通の促進に向けた取り組み (主な要望先：特許庁)

- 開放特許の流通・活用を促進するため、開放特許情報データベースに登録した特許権の権利維持費

用を軽減すること。

- 中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を設けること。

(3) 知的財産の戦略的活用を促す支援策の充実

(主な要望先：財務省、特許庁、文化庁)

- パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を早急に創設すること。
- 特許のみならず、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては、単なる権利化ではなくビジネスモデルを構築する観点が重要であり、大手企業のO Bなど、知的財産戦略の策定・実践に経験のある人材を活用すること。
- 中小企業が保有する特許の活用促進のため、その戦略的な活用に関する民間企業によるコンサルティングに要する費用について、負担軽減のために必要な支援を講じること。
- 近年中小企業においても急速に利用が進むクラウドサービスについて、著作権法における「私的使用のための複製」の範囲との関係が不明確であり、サービス提供企業における事業活動の障害になっているとの指摘がある。そのため、課題解決に向け必要な措置を講じるとともに、クラウドサービスを提供する中小・ベンチャー企業等に対する著作権に係る情報提供や相談対応を図ること。
- 知的財産の戦略活用に関する中小企業経営者の理解促進を図るため、紛争に勝ち得る質の高い知的財産権の取得を含む、先進事例の紹介などを強化すること。
- 3月よりサービスの提供が始まる特許情報プラットフォーム（J-PatPat）について、中小企業の活用を促すため、中小企業向けの利用講習会を数多く開催すること。
- 弁理士等の外部専門家が、中小企業の知的財産の戦略活用促進に積極的に取り組むよう、インセンティブを創設すること。

5. 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する支援および対策の強化による中小企業の海外展開支援 (主な要望先：特許庁、経済産業省)

- 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対し、在外公館やジェトロ等による現地サポート、政府による相手国政府への働きかけの強化、民間交渉への同席など、対応を強化すること。
- 模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」について、受付件数の増加に向けた施策を講じるほか、関係省庁等が行う相談窓口との連携を強化すること。
- 海外での模倣品・海賊版流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関について、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を調査し、必要に応じて改善を要求すること。
- 輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。
- 海外における知的財産権の取得・活用に関しては、出願時の費用のみならず、出願前の調査・情報収集や、出願後の権利維持に係る負担も大きい。そこで、外国出願支援事業の対象経費を拡大し、出願前後に係る費用についても補助を行うとともに、上限額を引き上げること。また、公募期間を拡大し、利用しやすい制度とすること。
- 現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- 海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、侵害調査費用等に関する支援制度の周知を図ること。

6. 国際標準・認証の戦略活用による競争力強化ならびに中小企業への啓発

(主な要望先：経済産業省)

- 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に發揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- 國際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。
- 製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、国際標準や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- 海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用

や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。

- 國際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。

7. 知的財産システムのグローバル化・競争力強化 (主な要望先: 特許庁)

- 出願様式の共通化や特許審査ハイウェイ (P P H) を推進すること。
- 平成27年度に試行が開始される米国との特許審査協力を推進すること。
- 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国を中心となつて国際特許システムを構築すること。
- 新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期を満了し特許庁を退職した任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、審査品質を維持しつつ、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図り、世界最速かつ最高品質の特許審査を実現すること。
- パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。

8. 研修プログラムの策定等による人材育成の強化 (主な要望先: 特許庁)

- 中小企業向けに、権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含む知的財産戦略に関する人材育成カリキュラムを開発し、提供すること。
- 知的財産権制度説明会について、開催回数の増加や内容の多様化、地方開催の拡充、講義映像のインターネット配信等により充実を図ること。
- 中小企業診断士、金融機関、大手企業のO B等、中小企業の知的財産の戦略活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。
- 中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取り組み事例を提供すること。
- 知的財産管理技能検定は、中小企業における社内の知財人材育成に有効であることから、資格取得に向けた支援を講じること。

II. コンテンツ戦略に関する要望事項

世界のコンテンツ市場は年平均5%以上の成長率で伸長しているのに対し、わが国コンテンツ市場の規模はここ数年横ばい・縮小傾向にある。こうした状況に対する危機感を関係者が共有するとともに、クール・ジャパンとして海外から評価が高く、高い潜在力を持つコンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を促進するべきである。また、アジア諸国における海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通については、早急に対策を講じる必要がある。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. コンテンツの海外発信・放送および中小企業の海外展開支援の強化

(主な要望先: 総務省、経済産業省、外務省)

- コンテンツの海外発信について、一過性の流行にとどめず現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、日本のコンテンツ専門の放送局などの情報発信拠点を国が主導して設けること。
- 日本から海外に向けてコンテンツを発信する番組の創設や海外での日本番組の放送など、わが国のコンテンツの海外展開を強力に支援すること。また、中小コンテンツ制作企業の国内外の展示会への出展補助、販路開拓の支援を拡充すること。
- 特定の国や地域等にターゲットを絞り資源を集中的に投下するなど、効果的なコンテンツの海外展開を全面的に支援すること。
- ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成（通称：J－L O P）について、申請手続きや精算処理が煩雑であり中小企業にとって利用しづらいものとなっていることから、改善を図ること。
- 国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、官民一体となったコンテンツの海外展開や輸出支援策を拡充すること。
- 魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。

2. 海外における侵害対策ならびに規制対応の強化

(主な要望先: 経済産業省、文部科学省、外務省)

- 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（A C T A）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげること。また、海外での関連する法規制や取締り体制の実情について、国内企業に対する情報提供を強化すること。
- 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。
- 海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
- 海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の正規優良コンテンツの流通を促進すること。

3. コンテンツの活用や制作に関する人材育成の強化

(主な要望先：経済産業省)

- デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
- コンテンツのグローバルなビジネスに対応できるプロデューサーの育成を強化すること。
- 若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材育成支援策を強化すること。
- 徳島県徳島市で平成21年から開催されているアニメを活用したイベント「マチ★アソビ」が毎回数万人の参加者を集めているように、地域活性化に向けた方策のひとつとしてもコンテンツ活用は有効。そこで、コンテンツを有効に活用した地域活性化策を推進できる人材の育成を強化すること。

III. 知的財産・地域ブランドの活用による地方創生の実現に向けた要望事項

地方創生の実現には、各地域の産業特性と、培ってきた企業間連携を活かすとともに、独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値を創造することが不可欠である。そのためには、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の活用を視野に入れつつ、地方大学や公設試験研究機関が保有する技術等の活用による地域中小企業の競争力強化や、地域資源の権利化、地域ブランドの構築に向けた強力な支援に取り組むべきである。

以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. 知的財産の活用による地域中小企業の活性化

(主な要望先：内閣府、文部科学省、経済産業省)

- 产学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業に無償で開放すること。
- 産業界、大学、地方自治体が連携し、基礎研究から出口までを見据えた研究開発等を推進する「S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）」について、優れた技術を持つ中堅・中小企業向けの枠を創設すること。
- 地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効に活用するため、コーディネーターの育成やネットワークの構築を図り、产学研連携を推進すること。
- 企業と大学の適切な権利配分を実現するため、产学研連携における契約締結時のサポート等の支援を行うこと。
- オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活用を促進すること。
- わが国のもつくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、中小企業に支払った技術ライセンス料および特許譲受対価を追加すること。また、控除率について、現行の12%から引き上げるとともに、控除上限の別枠化を図ること。
- 地域の中小企業が、自社で開発した技術を活かして自社製品を生み出し、売上及び収益の向上につなげるため、研究開発のみならず製品化や販売促進に関する支援を拡充すること。
- 中小企業の知財活用をさらに促進するため、知財総合支援窓口が、相談対応のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ企業間のノウハウの共有や人材育成に取り組むなど、地域における支援機能をいつそう強化すること。
- 中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との产学研連携等の施策を強化すること。

2. 地域資源の権利化支援ならびにブランド力の強化

(主な要望先：農林水産省、特許庁)

- わが国の農林水産品の高付加価値化・ブランド力向上や産地の偽装表示等の排除に繋がることから、地理的表示保護制度については、施行にあたり強力なPRを行うなど、活用を促進すること。
- 商工会議所等が登録主体として追加された地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- ブランド強化に係る支援事業自体の、ブランドマネジメントが不可欠である。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとすること。

3. 地域ブランドの構築および販路開拓支援 (主な要望先：経済産業省)

- 京都ブランド、浜松地域ブランド「やらまいか」、まちだシルクメロン（町田）をはじめとする、地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。
(例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」、「すみだブランド（すみだモダン）」、「大田ブランド（ものづくりネットワーク）」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など)
- 地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、平成26年度補正予算ならびに27年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）、JAPANブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。

4. 地方創生の実現に向けた人材育成支援

(主な要望先：経済産業省、農林水産省)

- 多くの地域では第一次産業が基幹産業となっており、地域の活性化には農商工連携・6次産業化の推進等が必要であることから、その核となる人材の育成（食の6次産業化プロデューサー等）とネットワーク化への支援を拡充すること。
- 地域の知的財産（育成者権、商標権、意匠権等）を総合的に活用し、地域産品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
- 「くまモン」に代表される地域のPRキャラクターは、多大かつ多方面の経済波及効果を有し、地域活性化に大きく貢献している。他方、キャラクターの活用に際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域も存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

No.	法人・団体名
6	一般社団法人日本レコード協会
意見	
1. 著作権制度上の課題の総合的な検討	
《要旨》(1) 配信音源への放送二次使用料請求権の拡充 (2) レコード保護期間の延長 (3) 法定損害賠償制度の創設 (4) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設 (5) クリエイターへの適切な対価還元制度の創設	
《全文》 (1) 配信音源への放送二次使用料請求権の拡充 商業用レコード（市販CD等）の放送使用に関しては、放送事業者からレコード製作者に一定の対価（放送二次使用料）が還元されているが、配信音源は放送二次使用料請求権の対象になっていない。2014年の世界音楽市場において、有料音楽配信売上がパッケージ売上と同額になる中、配信音源の放送使用に関して、レコード製作者に適正な対価還元がなされるよう、放送二次使用料請求権の拡充を図るべきである。	

(2) レコード保護期間の延長

2011年9月、EUにおいて、「実演家・レコード製作者の権利保護期間」を現行の発行後50年から70年に延長する指令が公布された。また、韓国においても、2011年にレコード保護期間を発行後70年に延長する法案が可決され、2013年8月に施行されている。

一方、我が国では、未だレコード保護期間は発行後50年にとどまっている。

国際的には、権利者に50年を超える法的保護を与えることが既に潮流となっており、世界61カ国(OECD加盟34カ国中29カ国)⁴が70年以上の保護を行っている状況に照らして、コンテンツ立国を標榜する我が国においても、レコードの著作隣接権の保護期間を延長するべきである。

(3) 法定損害賠償制度の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数、侵害の期間等を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。

被害者の権利行使のための負担を軽減するために、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくとも、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定損害賠償制度)を創設すべきである。

(4) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの業務上の利用については、既に世界143カ国(OECD加盟34カ国中32カ国)において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。

(5) クリエイターへの適切な対価還元制度の創設

デジタル複製技術が高度に発達した現代社会において、芸術や文化の享受を私的複製抜きに考えることはできない。その際には、当然、「ユーザー」、「複製手段を提供する者」、「権利者」の三者の利益バランスを考慮する必要がある。「ユーザー」は自由かつ無許諾で私的複製を行うことができ、また、「複製手段を提供する者」はユーザーが私的複製を行うことを前提に、複製機能を有する多品種大量の機器を製造・販売、あるいは同種の多様なサービスを提供することにより大きな利益を得ている。

一方、「権利者」は複製権の制限により私的複製から正当な対価の還元を受けていないばかりか、現行の私的録音録画補償金制度が事実上機能していない現状において、三者の関係はあまりにもアンバランスであると言わざるを得ない。

政府は、このような状況を開拓するために、ユーザーの利便性向上に配慮しつつ、新たな、クリエイターへの適切な対価還元制度の創設を行うべきである。

2. インターネット上のコンテンツ侵害対策

《要旨》(1) ウェブサイトへのアクセス遮断措置(サイトブロッキング)の導入

《全文》

(1) ウェブサイトへのアクセス遮断措置(サイトブロッキング)の導入

膨大な数にのぼるインターネット上の著作権等侵害は、権利者が発見し削除要請等の対応を実施しても、蔵置場所を変えて日々絶え間なく発生し続けている。そのため、もはや権利者による事後的な対応だけでは侵害量の顕著な減少は期待できない状況となっている。

政府は、既に実施している諸外国における違法利用の減少効果等を適切に見極めながら、違法の蓋然性が極めて高いウェブサイトへのアクセス遮断措置(いわゆるサイトブロッキング)の導入を積極的に検討すべきである。

No.	法人・団体名
7	I BMコーポレーション
意見	
1. 証拠収集手続きの見直しについて	

⁴ カナダにおける現在のレコード保護期間は発行後50年であるが、2015年4月21日、カナダ政府は、「Economic Action Plan 2015」において、保護期間を70年に延長する旨の改正提案を行っている。

知的財産推進計画2015における“知財紛争処理システムの活性化”の検討において、知財紛争処理タスクフォース（以下、“タスクフォース”）では、被疑侵害者における権利侵害を立証するための、特許権者による証拠収集手続きを容易にするための方策が紹介されており、米国のディスカバリー制度を参考とする可能性についても言及されている。

確実な権利の行使を適切に担保するため、タスクフォースが指摘するとおり、諸外国の法制度を参考にしつつ、より信頼性の高い知財紛争処理システムを確立するための方策が積極的に検討されるべきであると考える。

2. 差止請求のあり方について

またタスクフォースにおいては、現行法で認められる損害賠償の金額は十分に高いものではないため、有効な権利の行使を維持するためには、標準必須特許の事案を除き、特許法等における現行の差止請求制度は変更すべきではない旨が指摘されている。

しかしながらわが国特許法等における差止請求制度は、米国eBay判決に見られるような一定の条件の充足を要件とする制度ではなく、権利侵害が認められれば原則として差止請求が認容される制度となっている。

今後の検討においては、わが国における適切な特許権等の保護を担保するため、十分な金額の損害賠償請求が認められることを前提に、米国eBay判決などを参考にしつつ、一定の条件の充足を認容の要件とする差止請求制度の導入可能性などについて、柔軟かつ積極的な検討がなされるべきであると考える。

3. 権利の安定性の確保について

さらにタスクフォースにおいては、特許権等の権利が有効であることの推定を与える規定を特許法等に創設するなどの施策により、権利侵害訴訟等において権利が無効である旨の判断が安易に下されることのない法制度への改正を求める意見のあることが指摘されている。

特に特許権等については高い専門性を有する特許庁による慎重な審査を経て権利化されており、わが国における安定した特許権等の行使を担保するため、後の権利侵害訴訟等において権利が無効である旨の判断が安易に下されることのない法制度の確立に向けた改正の可能性（例えば権利の有効性を推定する規定の導入など）について、柔軟かつ積極的な検討が行われるべきであると考える。

No.	法人・団体名
8	日本製薬団体連合会

意見

《要旨》

アーカイブの構築・利活用にあたっては、権利処理負担が大きいことが指摘され、制度整備が必要であるが、具体的基盤整備の内容は不十分である。デジタル化及び二次利用について、アーカイブの利活用の公益性から権利制限対象とし、補償金対象とすることが必要である。過去の知的財産推進計画に挙げられながらも結論が出ていない薬事行政に係る著作権の権利制限についても、その公益性から、早急に検討が再開されることを要望する。

《全文》

○アーカイブの利活用に関する集中討議の議論の整理（案）に対する意見

アーカイブ構築・利活用にあたって権利処理負担の大きさから制度整備が必要とされている。しかし、その具体案として、<<アーカイブ利活用に資する基盤整備>>に挙がっている著作権制度の整備や利用にかかる著作権者の意思表示といった著作権者側に軸足を置いた制度では、権利処理負担軽減の根本的改善には至らないと考えられる。アーカイブの利活用という公益的目的に立ち返って軸足を置き、まずはアーカイブ利活用のためのデジタル化及び二次利用については、著作権の権利制限対象とし、次に権利者の利益とのバランスを考慮して補償金を設けることが望ましいと考える。

一方、薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章—I—3—(1)—②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II—3—(7)—③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。当連合会は、こうした停滞を危惧し、都度その再開を求めるパブリックコメントを提出している。

当連合会としては、アーカイブ構築・利活用にあたって、その公益性から必要と考える権利制限や補償金と同様に、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正などの制度整備が速やかになされることを改めて要望するものである。

製薬企業は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）の求め（薬機法第68条の2第1項：旧薬事法第77条の3）に従い医療関係者（医師、薬剤師等）に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めている。正確な情報を迅速に提供するためには、主に学術文献の複写物等を用いる必要があるが、現行の著作権法では、事前に著作権者の複写許諾を得なければならないため、これが薬機法上の義務の迅速遂行の障害となり、投薬治療を検討する医療関係者に必要な情報が迅速に届かず、ひいては患者治療に支障をきたす恐れも否定できない。

利用される学術文献（著作物）については、著作権管理団体が管理を進めているが、いまだに管理されていない著作物も多く、さらに著作権が管理されているとされる著作物の中に権利関係で問題があるものが含まれている事例が国会でも問題提起されている。つまり、著作権管理団体が管理する著作物の中には出版社や学会が社告や投稿規程で著作権を有していない著作物までも著作権を有しているとして管理すると一方的に宣言している著作物も多く含まれている。このような場合、管理団体・出版社と真の権利者との間の問題は解決されていない可能性があり、利用者における継続的・安定的な利用に支障をきたしかねない状況であるといわざるを得ない。

このようにアーカイブ構築・利活用にあたって障害となっている著作権処理問題が、本案件においても生じているのである。

そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わるともいべき極めて公益性の高い行為である。著作権法と薬機法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。これは、今回議論の整理（案）にまとめられているアーカイブ構築・利活用は、公益性から必要とされるものであり、その著作権の権利処理負担の大きさから制度の整備が求められていることと同様なのである。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「薬機法（旧薬事法）の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」との指摘もなされているところである。前述したとおり、医薬品の適正使用に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

なお、議論の整理（案）には明示されていないが、医薬品の適正使用のために利用される文献は、そもそも、最新の有用情報を広く知らしめる目的をもった学術論文であって、これらは取りも直さずアーカイブとして利活用すべき対象として挙げられている「教育現場での利用」され、また「地方における知財活用促進」にも資するものであり、アーカイブ化を推進し活用を図るべき対象そのものであることを申し添える。

以上のとおり、当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」は公益性の高いものであり、アーカイブ構築・利活用において必要とされる著作権制度の見直しと同様に、早急に権利制限に関する法改正がなされるべきものと考える。

No.	法人・団体名
9	一般社団法人日本知的財産協会
意見	
《要旨》	
I. 4月28日開催の検証・評価・企画委員会（第12回：産業財産分野）内容について	
II. 4月27日開催の検証・評価・企画委員会（第11回：コンテンツ分野）内容について	
III. その他、当協会が課題として認識している事項について	
《全文》	
I. 4月28日開催の検証・評価・企画委員会（第12回：産業財産分野）内容について	
1. タスクフォース関係資料1 「1. 地方における知財活用の推進」について	
「地方における知財活用促進」の表題に対して、タスクフォースにおいて展開されている論点は、①中小企業による大企業の知財活用促進、②中小企業による大学の知財活用促進、および③中小企業自身の知財戦略強化です。表題と論点との整合性に若干の相違を感じますが、中小企業の事業展開強化の一環として知財活用支援する施策と捉えると、概ね賛成です。単に、大企業や大学の死蔵特許等の知財権移転を目的とした施策ではなく、事業強化につながる技術移転を念頭に置いた施策の議論を希望します。	
第一に、中小企業、すなわちニーズ側からの施策プランニングが重要です。中小企業が欲しているものは、知財権のみではなく、技術（知財権+ノウハウ+人材）および資金等の幅広い支援です。川崎での成功事例は、技術の目利きができるプロデューサーの存在と、資金援助がマッチしたことが大きいと思われます。過去の特許流通事業等とは異なった、知財ビジネスマッチングにおける技術の橋渡しおよび分厚い支援体制を構築すべきです。	
第二に、大企業側へのインセンティブも重要です。大企業は、知財の移転促進には概ね賛成です。しかし、技術の移転には、人的および資金面での持ち出しが求められることになり、一企業での協力には限界があります。タスクフォースの議論の整理の中で、1. (2) ①において大企業へのインセンティブについてのべられていますが、協力する大企業へのインセンティブ強化を念頭に議論を深めて頂きたいと考えます。	
第三に、中小企業のニーズを大企業等の技術（知財権を含む）に結びつける仕組みの構築が重要です。知財ビジネスマッチングにおけるプロデューサーの重要性や育成の必要性については論を持ちませんが、将来的に継続した技術移転を促進するためには、個々の人材の能力のみに頼らないシステムマッチングな仕組みを構築する必要があると考えます。	
以上の3点について、議論を深めて頂くことを希望します。	
2. タスクフォース関係資料2 「2. 知財紛争処理システムの活性化」について	
上記資料2には知財紛争処理システムの活性化に関し制度を安定で適正なものにするという観点で7項目	

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

に渡ってタスクフォースで議論され、各方向性がそれぞれ「今後の方向性」という欄に示されていますが、当協会もこの方向性について概ね賛同いたします。

なお、日本での知財訴訟を増やすべしという意見が最近、メディアや書籍で見受けられますが、いたずらに不要で不適切な知財訴訟を増やすことは産業の発展を阻害するものであり、当協会は全く賛同できません。ここに表明しておきます。

システム活性化の検討の目的は、日本で知財訴訟を増やすということではなく、国内産業発展を阻害せずに、国内産業の活性化を図り、且つ、日本の知財法曹人の知財司法能力を高めることで、大企業から中小企業に至る国内全企業が内外で行うビジネスにおいて知財を適切に活用でき、且つ、知財で不当な不利益を被らないようにするには如何にあるべきかという観点で検討されるべきと考えます。

係争を増やすとしても米国で多発している PAE や NPE などによる言いがかり的な訴訟は必ずしも産業を発展させませんし、逆に産業発展に重要な発明等の技術知財のただ乗りも許せるものではありません。また、不必要に中小企業を煽り、本来的でないような権利行使を日本において多発させることも産業には悪影響となるものと考えます。一方で中国における知財訴訟の激増などは日本企業側の知財法曹界には驚異であり、日本の知財司法関係者の能力向上も喫緊の課題で当協会も望むところです。タスクフォースでの検討はこれらが考慮されており、現時点の方向性については賛同するものあります。

ちなみに、それぞれの項目の要点は次のとおりと理解しますが、いずれも結論は出ておらず、今後ともに検討継続という方向であると考えています。個々の項目、条文改正については、それぞれ当協会も意見等を有するところもあり、別途継続検討の際に意見交換させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

- ①証拠収集手続きについては、製造方法等の証拠収集手続きの検討。
- ②権利安定性については、特許法 104 条の 3 の若干手直しを含めての検討。
- ③損害賠償額については、グローバルな動向を視野に入れてビジネス実態を踏まえ検討。
- ④差止請求については、標準特許等一部を除いて原則制限なしという方向で検討。
- ⑤中小支援で中小企業も訴訟しやすくする意味で人的リソース・経費の必要施策を検討。
- ⑥情報公開・海外発信については、情報公開内容の見直し検討。
- ⑦地方の知財司法アクセスについては、TV 会議等、IT を活用する方向で検討。

また、先に前提として記載した「日本の知財法曹人の知財司法能力を高めること」に関しては、様々な方策及び、国として各省庁がなすべきことは多数あろうかと考えます。4月 20 日に開催の日本弁護士会主催の「知的財産高等裁判所創立 10 周年記念シンポジウム」で、海外の複数の国の判事と弁護士を特許庁と弁護士会の共催で招き一つの知財係争に関して各々モック裁判を行い、また、判事や弁護士同士がパネルで意見交換を行いました。同シンポジウムには多数の知財関係者が聴講しており、日本の裁判の判断との対比ができる等、日本の知財法曹界の方も大きな収穫が有ったのではないかと考えます。従ってこうした回を重ねたり、あるいは、日本の裁判官や、知財弁護士に対してより一層多くの海外研修や意見交換を国の仕組みとして実践させたり、国の費用補助等の支援で知財の海外係争に日本の法曹人材、すなわち、判事や弁護士を多数、送り込んで実務を実践経験させたりすることで、知財司法能力を高めることが出来るものと思料いたします。

3. 同会合議事「その他の重要検討事項」について

1) 特許審査体制の整備・強化について

(1) 特許審査体制の整備・強化について

当協会は同会合資料 3 に記載されたような「審査の更なる迅速化及び海外でも通用する質の高い審査を実現するための特許審査体制の整備・強化」に記載の項目に対して賛同し協力を惜しまないところであります。

但し、企業の観点ではビジネスのグローバル化からくる権利化手続きに対応する人的負担、費用負担は激増しております。このために会員企業は国内出願件数を減らして権利確保する国を増やしたり、国内出願の件数は維持するもののビジネス面で影響の大きい特定の国にのみ件数を集中させたりしています。これにより幾つかの弊害も生じます。権利確保しなかった国での模倣品問題の多発、先進国知財の特許公報などの特許文献の研究による権利確保しなかった国への技術流失を止められないという結果にも繋がっています。これほど費用が必要となる一つの大きな理由は、同じ発明であっても各国において別々の書類による手続き、別々の審査が行われ、それに関与する各国の弁護士、弁理士がそれぞれその審査に対応して別々の書類を作成して経費が必要となることがあります。係る人的、費用的負担を低減するためには、国内の審査迅速化、

高品質審査化に留まらず制度先進の各国間での手続き統一や他国審査の尊重というようなグローバルな審査官同士の信頼感の醸成を行うような仕組みも重要と考えます。

こうした観点も念頭に施策として積極的に国際的にも打って頂きたいと考えます。

同資料3の中には、その一貫として審査ハイウェイ拡大の施策、米国との審査連携強化の施策を盛り込んでいただいている、歓迎すべきことと受け止めております。各国特許庁での運用面での改善等を含め、実効性を高めるためにこれを積極的に推し進めていただきたいと考えます。また、これを一過性の施策ではなく結果をフィードバックされ展開頂いたり、それに留まることなく更に地域を拡大したりすることで、日・米・欧の審査官による審査が世界的に標準になるようご検討頂きたい。更に、三極審査の在り方の三極間での検討、三極間での審査のレベルの研究や、審査レベルの共通化を三極間で行なうなどの施策の検討も喫緊の重要な課題と考えております。

低コストで質の良い特許を多数の国に確保できるように、その他の新たな仕組みの検討や、PCT制度の工夫などの積極的な検討や実施の推進、更にはアジア・ASEAN地区の統一特許庁構想の実現推進も引き続き検討をお願いしたいと考えます。

(2) ASEAN地区等への知的財産制度、体制に関する支援について

特に、ASEAN、中東、インド、トルコ、更には、ブラジル、アフリカ（以下、当該国）については、日本企業のビジネスが活発化しており特許のみならず商標・意匠を含む、知財関係についても審査への一層の支援強化をお願いしたいと考えます。

当該国では、出願数に対し、審査官数が慢性的に不足しており、審査官の育成、増員が求められているのはご存知のことと思料いたします。GCC特許庁では中国知識産権局が、UAE特許庁では韓国特許庁が審査をそれぞれ受託する等、中東でのプレゼンスを高めていますが、より質の高い審査支援が可能な日本特許庁にイニシアティブを取って頂きたいと考えます。特に、ASEAN地区では審査協力の仕組みであるASPECが推進され、インドでは国家知財政策制定に向けた取組が進んでいますが、日本特許庁には、引き続き次の支援をお願いしたい。

- ・当該国とのPPH締結による日本特許庁の審査結果の活用の推進
- ・当該国のように審査協力を求める国に対する審査官育成を主導し、日本流の審査手法を当該国の審査官に根付かせること（研修、審査手順や品質管理マニュアル作成のための協力）
- ・知財検索データベース構築支援
- ・当該国の審査受託の検討

更に、ご存知の通り、これらの国々では、最初に商標模倣から始まり、意匠模倣、技術模倣という順に模倣の態様が進む傾向にあります。これを考えると、特許の審査間の派遣などの協力を実施計画されていますが、商標・意匠分野多くの審査間などの派遣協力を実施頂き、各において適切で迅速な権利付与が可能となるように人的派遣などのご支援頂きたくよろしくお願ひいたします。

(3) 知財システムの国際化への対応強化について

国際化への対応強化の面では、特許庁中心で行われている制度調和の一層の推進をお願いしたい。国際的な制度調和を早急に実現するためには、我が国が提案や調整を行うなど他国への働きかけを積極的に行なうとともに、我が国の制度自体についても、調和のために必要な条項の顕在化や改正案を考慮した見直しを進めるべきと考えます。特許制度調和に向けて、これまでの施策・活動および他庁との議論を積極的に推進いただきたい。

具体的には以下の点の推進をお願いしたい。

- ① 特許権利化手続面での調和について単一性、先行技術の引用、記載要件の統一に向けて、五極特許庁間のワーキンググループ（PHEP）での活動を活性化して推進いただきたい。
- ② 特許法の実体面での調和について、テグレンゼー四項目（衝突出願、グレースピリオド、18ヶ月公開、先使用権）の調和に向けた、不断の活動、特に中国・韓国も巻き込んだ活動をお願いしたい。
- ③ 審査データベースに係るOPD（one portal dossier）システムの構築に人的パワー、経費投入をして頂き、早期に稼動するようお願いしたい。

2) 「3. 2) 国際標準化・認証への取組み強化について」

企業は、国際標準化・認証それ自体が最終目的ではなく、ビジネス戦略（どこで儲けるか）の中で標準化の活用戦術を設定し推進する必要があることは言うまでもありません。しかし、大企業でも個社の活動のみでは、国際標準化・認証へは十分に対応することは困難です。特に、標準の取得競争で勝っていくためには、国家レベルで官民一体となって取組むことは不可欠であり、総論として賛成です。

一方、標準化をどのように企業活動に取り込むかについては、個々の企業の自立的な取組が不可欠です。

この点については、「戦略的標準化への取組み強化」において述べられている、企業内にCSO（最高標準化責任者）を設置することは、意義があると考えます。しかし一方で、標準化の重要性に対する認識は、産業界によりそのレベルが大きく異なります。標準化戦略は重要と認識しているが、何をなすべきかというロードマップが描けていない業界もあり、CSOへの情報支援の場を設けることが必要と考えます。

具体的には、先ず、官主導で標準化戦略のベストプラクティス事例を幅広く集めて、各工業団体と議論することから始めて、産業界全体の標準化に対する認識レベルを上げることを支援して頂くことを希望します。その後、具体的なアイテムの抽出を図り、計画を立案し活動を推進することを提案します。

3) 「3. 3) 日本版バイドール制度の運用等の見直しについて」

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（案）」に「について」の第2ページに記載のとおり、研究対象の技術領域およびステージ並びに研究参加者や全体戦略等により、プロジェクトごとに知財マネジメントの最適化は異なるものです。したがって、策定されるガイドラインは、柔軟性を損なわないことを念頭に策定されることを希望します。

第一に、ガイドライン案の第10ページ（3）「②フォアグラウンドIPの保有者自身による活用の観点」において、プロジェクト参加者に事業化を行わない参加者（大学等）が含まれる場合、不実施補償等の事業化への障害となる事項については、あらかじめプロジェクト参加者間で取り決めておくことが望ましいとされています。こうした協議の前提として、「参加者自身による事業化への成果の活用は自由」ということが大原則であるということを重ねて強調すべきと考えます。その方が、産業技術力強化法の趣旨と合致した、柔軟性のある運用につながるものと考えます。

第二に、同第12ページ（6）「①相当期間」において、10年を相当期間の目安とする旨の記載があります。また、相当期間を加減して判断することが妥当と記載されています。しかし、記載されている目安に拘ることなく技術に応じて柔軟に取り決めるこを強調した記述になることを希望します。

第三に、同第15ページ（2）「プロジェクト終了後（成果の事業化段階）」において、バックグラウンドIPの保有者の利益を損なわないよう、フォアグラウンドIP以上の配慮が必要であることを明記された点は、評価します。

第四に、プロジェクト参加者間での知財合意書の作成例において、第7条第2項に、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国では、出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡することができると記載されています。これは、事業化を想定する国が異なる場合には、譲渡することで一つの権利を有効に使えるようにする趣旨と理解しております。一方、一つの発明に対して国毎に出願人が異なることによる弊害として例えば以下が考えられます。①中間応答時の禁反言、②米国へのIDS対応、③第三者への譲渡困難。権利化後に各参加者へ譲渡されるなら問題は少ないと考えられますが、出願する権利の段階で他の参加者に譲渡するとの記載では、問題になる可能性が残ります。したがって、参加者が出願を希望しない国に対して知財運営委員会が権利化が必要と判断した場合には、当該国への出願・権利化することを原則とし、費用は権利化を希望する他の参加者またはプロジェクトが負担し、権利化後に当該他の参加者に譲渡するなどの考慮が必要と考えます。

4) 模倣品・海賊版対策について（検証・評価・企画委員会第11回、第12回共通議題）

模倣品・海賊版の存在は広く認知される一方で、積極的な対策を講じる企業・団体が一部に限られています。その原因として、模倣品・海賊版の被害額算定や、対策による成果算定が難しく、各企業・団体において割くべきリソースの妥当性・正当性を示し辛いことが挙げられます。については、次の様な取組のご配慮をお願いしたいと考えます。

① 模倣品・海賊版の被害額、並び対策の成果に関し、独自の算定方法を持つ企業・団体や、国内外のリスクマネジメント会社等へのヒヤリングを通じ、対象商品や、サービスの特性に応じ、各企業・団体が選択可能な模倣品・海賊版の被害額並びに対策成果の算定手法の開発をお願いしたいと考えます。

②上記①による被害額・対策成果の算定手法を周知すると共に、各企業・団体に模倣品・海賊版の被害額と対策成果の算定とその公表を推奨頂きたい。多くの企業・団体が拠所とすることが可能な模倣品・海賊版の被害額と対策成果の算定手法が確立し、その被害額や成果が公表されることにより、各企業や、日本全体での被害額や、対策状況がより明確に共有されると共に、各企業・団体において模倣品対策に割くべきリソースの規模が自ずと判断可能となるから、より積極的に模倣品・海賊版対策に取組易い環境を創り出すことが出来ると考えます。

II. 4月27日開催の検証・評価・企画委員会（第11回：コンテンツ分野）内容について

1) 「アーカイブの利活用」について

貴重な文化資産をアーカイブ化して後世まで残すことは、官民を問わず行う意義があることだと考えてお

ります。そのような観点から、現在の著作権法で、権利制限規定の対象となっている図書館等以外の施設（業界団体が設立する資料館等）についても、「資料の保存のため必要がある場合」の複製を容易に行えるようにするために、権利制限の対象となる複製主体の拡充（主体の追加、政令で定める手続きの緩和等）を、ご検討いただければ幸いです。

また、孤児著作物の利用に関し、昨年行われた裁判制度の手続見直しの内容は十分評価できるものと考えておりますが、著作権の保護期間の延長に関する議論の状況等も踏まえ、権利者が名乗り出た後に報酬を支払う仕組み等、より幅広い選択が可能となるような制度を、引き続き検討していただくようお願い致します。

2) 「コンテンツの海外展開」について

コンテンツの海外展開を促進する取組みに賛同いたします。また、弊協会としては、コンテンツの制作・確保とともに、海外展開に向けたコンテンツ配信プラットフォームの構築を支援することも重要であると考えておりますので、引き続き検討していただくようお願い致します。

3) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

弊協会としては、デジタル・ネットワークの発達に対応した著作権法制度の基盤整備が、引き続き重要な課題だと考えております。

中でも、著作権法における各権利制限規定については、日々刻々と変化する技術の発展に合わせて、環境変化に柔軟に対応できるような規定のあり方の検討や、規定の見直しに向けた不断の取組みを継続していただきたいと考えております。

特に、教育の情報化への対応や、福祉的観点からの対応、ビッグデータの検索・分析サービスの発展に伴う対応等については、現時点においても、立法事実に基づいた検討が可能だと考えておりますので、審議会等での継続的な検討をお願い致します。

また、前年度の文化審議会著作権分科会小委員会において、ロッカー型クラウドサービスにおける利用主体の問題について一定の整理がなされたことは評価いたしますが、そもそも、このような議論の背景にある事業者の懸念は、デジタル・ネットワーク環境下における複製主体性の判断枠組みが、司法の場における個別的な事実認定の問題にとどまっていることに由来しています。したがって、良質なサービスを提供する事業者が、不意打ちはに侵害主体とされる可能性を排除できる程度の明確な枠組みを立法により設ける、ということについても、権利制限規定の見直しと平行して、ご検討いただければ幸いです。

続いて、文化の発展を支える、という見地から、創作のインセンティブを促進するための方策は、積極的に検討されるべきと考えます。ただし、制度設計を行うにあたっては、現行の私的録音録画補償金等の仕組み等、既存の制度を所与の前提とすべきではなく、利用許諾が必要な著作物のライセンシングを円滑に行い、著作物の利用実績に応じた的確、かつ効率的な利益配分がなされる仕組みを作ることを通じて、著作権者が適切な対価を得られるようになりますことをまず目指すべきであり、そのために必要な権利情報の集約や、契約を円滑に行うための幅広い分野の著作物に関する集中管理方式の導入等、環境整備を優先して進めることが有意義ではないか、と考えております。

III. その他、当協会が課題として認識している事項について

(1) 職務発明制度の改訂推進について

職務発明制度の抜本的見直しについて、これまでの関係各位のご尽力により、審議会での議論が終了して閣議決定頂き、研究者へのインセンティブ付与と産業界の競争力強化という観点に配慮された法案提出に至った点、厚くお礼を申し上げます。

職務発明制度の改訂は次項の営業秘密保護強化に係る不正競争防止法の改正とともに、日本企業の競争力強化に大きく寄与するものと信ずるところであり、引き続き、関係各省庁の迅速なる法案成立に向けた対応を宜しくお願ひ申し上げます。

さて、今回の改正法案が成立しますと、次にインセンティブ決定手続きのためのガイドライン策定（経済産業大臣の指針策定）が控えております。このガイドラインの内容は、企業にとっての予見可能性と手続き負担に關係する極めて重要な部分です。研究者や実務に精通した有識者の意見を尊重したうえ、中小企業や大学等でも容易に実行可能で、平易に理解できる内容となるようお願い致します。また、ガイドライン制定後、法律施行までの期間は大変限られた期間になることが予想されます。迅速なガイドラインの策定、その後の徹底した周知に努めていただけますよう、お願ひ致します。

法律改正の後も、産官学の特許出願をしている関係方面に、特に中小企業に対しては、発明振興・イノベーション促進の視点で、職務発明に関連する勤務規則等の制定のために、ガイドラインに続く事例集などを整備のうえ、普及活動をしていただけるようお願い致します。

弊協会では、事業の実施に関連しうる職務発明は、原則すべての法人等が法人帰属として運用していくことが、取引の安定性・安全性から好ましいと考えております。今回の改正法を、適切に運用することにより、帰属の脆弱性に関する問題は解決し、発明者へのインセンティブが図られ、ひいては、競争力強化に繋がるものと考えるからです。

引き続き、迅速な法案成立、改正法の的確な運用・定着のために、どうぞよろしくお願ひ致します。

(2) 営業秘密保護強化推進について

2014年度より、営業秘密保護強化に対して新たな審議会の迅速な立ち上げ、ハイレベルの官民フォーラムの立ち上げを頂くとともに、早速、不正競争防止法の改正案について閣議決定頂き国会審議を開始されるという点には感謝申し上げます。

法改正に当たっては、職務発明制度と同様に関係各省庁のご理解、ご協力の下、迅速にまた確実に法案成立になるよう、ご対応の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、法改正とともに検討された営業秘密管理指針の改定も感謝申し上げます。今後は、司法の場でこの指針も適正に活用していただけるようにお願い致したく、関係省庁のご理解、ご協力の程、よろしくお願ひします。

さらに、営業秘密管理マニュアルの策定および官民フォーラム（実務者会合）の開催に向けて、官民の意見交換を通じて着実に推進していただくことを期待しています。

本年1月28日に関係各省庁と、当協会を含む各産業団体の経営者層による保護強化に向けたハイレベルの官民フォーラムを企画していただき、決意表明をしていただきましたが、こうした取組みも如何に日本国国家が本件課題を重要視しているかという点を産業界の企業経営層に対して浸透させる重要な会議であると認識しております。

ハイレベルの官民会議も一過性でなく本年度も適切な時期に適宜計画ご検討頂きたく、よろしくお願ひいたします。

民間企業としては、法改正による漏洩抑止力の向上を期待しつつ、過去の主な漏洩事件の犯人が元従業員であることを重く受け止めて、経営層自身のリーダーシップの下での全社的な対策の推進を進める所存です。

更に、当協会としても本年度も継続して会員企業に対して営業秘密保護強化に向けた研修の提供や、7月には関係省庁や他団体と共にシンポジウムなどを開催することを計画しており、こうした場での実務レベルでの啓蒙への人的、資金的支援についても関連省庁の、ご理解とご協力、ご支援の程、よろしくお願ひいたします。

尚、今回の法改正に織り込まれていない準拠法・国際裁判管轄の整理等につきましては、引き続き議論を進めることを希望します。また、証拠収集手続は非常に重要かつ機微な論点であり、推定規定の導入以上に、業界あるいは企業ごとに異なる意見を持っているところなので、これまで以上に、産業界の意見を丁寧に聴取頂き議論を進めて頂きたく存じます。

最後に、営業秘密の防衛において、先使用権に係る議論も必要ではないかと考えています。使いやすい制度設計を目指して、通常実施権の範囲、立証項目、国際制度のハーモナイズ等について、議論頂けることを期待しています。

(3) 地方における中小・中堅企業の活性化策について

4月28日開催の検証・評価・企画委員会（第12回：産業財産分野）においては、地方中小・中堅企業の活性化のために、地方に於ける知財活用の推進を中心に議論されております。しかしこれに留まらずに、我が国の産業界全体の国内外での事業競争力を一層強化するためには、地方の強みを活かしたビジネス創出、ベンチャー起業への助成金、奨励支援を厚くしたりすることは勿論のこと、更に、地方に所在し優秀な技術及び技術開発力を有する中堅企業・中小企業に対し、知的財産の全方位から手厚く支援し、国内外での知的財産活動が盛り上がるような地方活性化に向けた政策を推進も重要であると考えます。

尚、人的育成に向けた知的財産支援策として次のような施策も有効であると考えるものであります。

① 企業の視点に立脚した知的財産マネジメントの支援強化

中小企業において最も重要なことは、経営戦略に知的財産活動を組み込むことあります。この種の支援・助言は、企業での知財活動経験者による場合が効果的かつ効率的でありますことから、例えば、全国

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

に所在する大手企業の知財 OB の支援組織体を形成し、任命された知財 OB により、企業の視点に立脚して、中小企業の知的財産活動を支援・助言するような仕組み造りを提案いたします。

この場合、INPIT・発明協会の知財相談窓口は、広く全中小企業の相談窓口機能を担い、前記新たな支援組織体は、特定中小企業に対し訪問による中小企業の知財管理体制の調査と指導、無料招聘による教育、などプロアクティブな支援機能を担うような機能分担案であります。

② 小企業による知財観点での交流機会の拡張

一社のみにより全方位の知的財産マネジメントを企画・立案するには可なりの難しさをともないます。中小経営層の独りよがりの戦略や、特定の専門家のみによる独りよがりの指導には知財において無駄が生じたり、秘密の技術情報漏えいなどの問題も発生したりしかねません。やはり、専門家を交えたうえで同じスタンスの同業・異業種の中小企業が集まり、種々の観点から情報交換・意見交換・人材交流するような機会を国が提供することが重要であります。

例えば、当協会では、広島県発明協会とのコラボレーションにより、中国・四国・九州地区協議会を運営し、地域の会員企業に前記の機会を提供しております。このような機会を発展的に拡張し、地方の中小企業の多くに浸透するような仕組み造りは有益なものと考えます。

③ 知財実務研修会の地方開催の充実化

国内外の知的財産を巡る法律、制度、運用実態は、目まぐるしく変化しつつあります。その情報をキャッチアップして企業実務に組み込むことが重要であり、そのためには、情報を実務に転換できる能力を常々養成しておかねばなりません。

地方でも知財研修はなされておりますが、企業実務に特化した地方研修の頻度を高めるため、例えば、地方の発明協会と企業知財 OB がタイアップして、地方の中小企業の多くが参加しやすい実務研修の仕組み造りは有用であると考えます。

(4) 諸外国との経済連携交渉に関して

推進計画 2014 では、経済連携交渉は模倣品・海賊版対策の一つとしてのみ位置付けられており、取り扱いが小さいと考えられます。

マルチ／プルリ／バイの各経済協定交渉は、模倣品・海賊版対策の観点からは勿論のこと、日本企業の対外投資を活性化するための基礎としての知的財産保護制度について、一定の規律を各国で実現していくために重要な意味があります。例えば営業秘密の保護では、国際調和のレベルは TRIPs 協定で義務化された規律レベルに過ぎず、わが国産業界がグローバルに事業を展開していくに当たり、一段高いレベルに規律を引き上げていくことが望ましいものです。政府には、国益に資するよう産業界の意見を踏まえ、引き続き主導的に協定締結に向け各国への働きかけと粘り強い交渉をして頂きたいと考えます。

他の交渉項目とのバーター等の理由によって、従前のわが国法制度のもとで確保されている権利者と利用者の保護のバランスを実質的に崩すような制度改正を要する合意を迫られる場合には、慎重な対応をお願いしたいと考えます。

【参考：知財推進計画 2014 における記述】

『第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

2. 模倣品・海賊版対策

(1) 現状と課題

昨年 7 月に正式に参加した環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉を始めとして、現在進められている日中韓自由貿易協定交渉や東アジア地域包括的経済連携協定交渉等の多国間協定交渉や、様々な国々との二国間経済連携協定交渉において、模倣品・海賊版対策を始めとして、知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保は重要な事項として取り扱われている。こうした交渉と並行して、A C T A （偽造品の取引の防止に関する協定）の早期発効に向けて、各国への働き掛けを継続していく必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

（通商関連協定の活用）

・ 自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）などの二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、T P P 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）（外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省）』

(5) 知財人材の育成について

① 知財人材育成については、従前からお願いしていますが、以下のように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

人材育成は地道に且つ明確な目標をもって行うべきものであり、一朝一夕には効果が得られるものではないと思料いたします。現在、民間・既存機関で実施されている人材育成については継続的にこれらの育成機関の主体性に任せ、民間・既存機関では対応不可である中小企業や裾野（小中高大学）の人材育成に

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

については、大学を含む国・(独) 工業所有権情報・研修館、地方公共団体において積極的に推進できるよう資金支援などの支援策を十分検討してご対応いただきたいと考えます。なお、前述しましたように、当協会における人材育成の既存ノウハウを提供し、これら当協会の会員外の中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用されることについて、今後とも当協会としても協力を惜しません。

② グローバル知財人材の育成について

世界で活躍できる知財人材は、単に語学力だけの問題ではなく、各国・地域の知的財産制度を理解したうえで、そのエリアの文化、思想、人間性などの地域特異性を把握し尊重するという国際感覚を醸成しつつ、洞察力をもって日本の知財人として適切な意見発信ができる人材であることが大切であろうと考えます。また、日本企業にとっては、各企業が各国の制度の下でグローバルにビジネスをするにあたり、各国の知財制度、運用知識を知った上で、自己の知財、或いは、他者の知財に対して自己ビジネスに適切に応用や渉外の対応ができ、これを持って適切に知財のマネジメントを実行するような人材であると考えます。

こうした人材を育成するためには、海外の著名知財法曹人、著名学者、経営者やビジネス学者などを招聘、或いは、直接出向いての教育などがあるが有益であり、これらに対して国が資金支援、情報提供支援、海外における係争情報の情報収集と研究分析支援、海外への知財教育の派遣支援などを行うというような多数の支援策が存在するものと思料します

③ 中小・ベンチャー企業への知財人材の育成について

地域の中小・ベンチャー企業への対応については、前述の（3）項「地方における中小・中堅企業の活性化について」に記載した通りですが、大企業の範疇に入らず、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）も支援して頂くように期待いたします。

④ 知財啓蒙について

海外展開に限らず、中小企業を支える金融機関なども含めた中長期的な知財啓蒙の取り組みは重要であると考えます。問題が起きてからでは費用や時間が増大する傾向があり、実質的な損害回復を困難にするという指摘は経験にも一致しているところであることから、予防的な取り組みが非常に重要である点に配慮いただきたい。

何より、啓発すべきは中小企業の経営者自体であり、知財の認識を深めて、問題が起きてからでは手遅れになることを十分に理解していただく必要があります。知財の存在によってビジネス展開に影響を受けた事例、自社の知財の存在によって経営難を乗り越えた事例などを収集し紹介して、中小企業の経営者の知財の認識を深める方策を展開してゆくことが大切であると考えます。

No.	法人・団体名
10	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

意見

1 クリエーターへの適切な対価還元

文化庁資料「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について」8頁に記載されているとおり、クリエーターへの適切な対価還元につき、平成26年度の文化審議会著作権分科会における議論では結論が得られておらず、平成27年度も引き続き検討することとなっている。

私的録音録画に関する実態調査報告書（2014年3月、公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所）では、私的録音録画が現在も大量に行われていることに加え、これらの私的録音録画に実際に使われる機器と補償金の対象となっている機器との大きな乖離が改めて確認された。このことからも、自由かつ無許諾で著作物の私的複製を行うことを通じて教養や娯楽などの文化的諸活動を簡便に行うことができている「ユーザー」およびユーザーによる著作物の私的複製を前提として、複製機能を有する大量の機材を製造・販売し、またはサービスを提供することにより大きな利益を得ている「複製手段を提供する者」と複製権の制限を受け、日々行われる大量の私的複製から正当な対価の還元を受けることができない「権利者」3者間の深刻なアンバランスが浮き彫りとなったと言える。

このようなアンバランスを早期に解消すべく、平成27年度の文化審議会著作権分科会においては、上記の三者における利益の帰属の実態に着目し、経済合理性を備えた新たな制度について精力的に議論を進めるべきである。

2 アジア地域の実演に係る法制度整備と管理団体の育成

知的財産推進計画のもと、国家プロジェクトとして、コンテンツの海外展開が推進されている。一方、この施策のメインターゲットとなっているアジア地域においては、実演家の権利保護と集中管理が、著作権に比べて大幅に遅れており、実演が法制度によって保護されていない国や、制度があっても実質的に機能していない国が大多数を占めている。コンテンツの海外展開をビジネス的にも真に成功させるためには、著作権はもちろん、実演家の権利についても、海外での権利保護システムの改善が必須である。知的財産推進計画2014に引き続き、今年度も実演家の権利に係る現地の権利管理団体の育成や、法制度等の枠組み作りに向けた取り組みを強化、推進すべきである。

No.	法人・団体名
11	一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)
	意見

■ 「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」についての意見

当協会は、「知的財産推進計画 2014」の策定に向けた意見募集において、「クラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスがやりやすい環境整備について早急な検討をしていただきたい」と意見をさせていただいた。その後、貴本部の後押しを受けて、文化審議会 著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員において検討が進められ、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」(平成 27 年 2 月 13 日公表)が取りまとめられた。

当該報告書において、ロッカーモードのクラウドサービスのうちプライベート・ユーザーアップロード型の枠内で行われる利用行為についてユーザー主体であり「権利者の許諾を得ることは特段不要」と再確認されたことを歓迎する。併せて、当協会としましては、未だ解決されていない問題があると考えるので、今後、クラウドサービス等と著作権に関して議論をさらに積み重ね、問題の解決につなげるべく、検討が継続されるべきと考える。

貴本部においても、本年 4 月 14 日に開催された会合にて配布された資料 2 「知的財産推進計画 2015」策定に向けた検討の方向性において、「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」を重要検討事項のひとつとして掲載いただいている。

現行著作権法は、新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の利益を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になるという問題を抱えている。

このような問題に対応すべく、現在、世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでいる。それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要である。

権利者に不当な不利益を与えない範囲で、国民が世界最先端の技術の恩恵を享受できるよう、「日本を『世界で最もイノベーションに適した国』にする」べく、著作権法の改革の断行をお願いする。

■ 「模倣品・海賊版対策」についての意見

模倣品・海賊版対策について、税関の取り組みは関心事項であり、平成 27 年関税改正項目で、輸出入差止申立て有効期間の延長（2 年から 4 年）、認定手続における権利者等の意見・証拠提出の電子化が予定されているが、前者は権利者の手続負担の軽減に寄与し、後者は、現在 10 日以内の回答が求められているところ、電子による書面提出が認められることにより、意見・証拠書類に係る検討・作成時間を今までより長く確保できることから権利者の事務負担の軽減につながるため歓迎すべき方向と考える。

■ 「知財紛争処理タスクフォース」についての意見

1) 証拠収集手続

我が国におけるより確実な特許権等の行使を実現するため、諸外国の制度を参考にしつつ、権利者側の立証負担に配慮した権利侵害訴訟における証拠収集手続き制度のあり方が積極的に検討されるべきである。

- ・証拠収集手続について、証拠開示命令（特許法 105 条、民事訴訟法 223 条 1 項）、生産方法の推定（特許法 104 条）が存在するが、権利者による侵害立証は困難な状況である。
- ・米国型ディスカバリー制度のようなものになると弊害があるが、非開示の文書は当事者に不利な情報であ

ると推測する制度等、当事者に自発的な開示を促す仕組みが必要である。

- ・そのような仕組みを導入する際には、同時に、米国の Protective Order のように、営業秘密等、開示された厳密情報の閲覧は外部弁護士に限定する等、秘密を守る仕組みが必要である。

また、下記の理由から、メリットがなく、制度導入に強く反対する。

- ①米国のディスカバリー制度のような制度導入は、パテントトロールの暗躍につながるおそれがある。
- ②裁判時の弁護士費用の増加にもつながる。
- ③競合他社に相手企業の技術を盗み見されてしまうおそれがある。証拠収集手続で簡単に設計図等を入手できるようにすることは、死ぬ思いで設計に勤しんできた技術者には非情な仕打ちである。設計書は技術者の血と汗と涙の結晶であることを司法関係者も理解していただきたい。
- ④現状の証拠収集手続きで特に困っておらず、デメリットの方がはるかに大きい。

2) 権利の安定性

我が国における安定した特許権等の行使を担保するため、権利侵害訴訟において権利の有効性がより適切に尊重されることとなる施策（例えば権利の有効性を推定する規定の導入など）が検討されることが望ましいと考える。

一方で、下記の理由から特許法第104条の3の撤廃には反対する。

- ①特許法第104条の3を撤廃した場合、裁判所で無効を争えないことになり、一旦、特許庁で無効審判を判断してもらうため、時間がかかる。
- ②特許法第104条の3の導入により無効率が上昇し、被疑侵害者に有利であると記載されているが、疑問がある。特許庁で無効審判を請求しても、その審決に不服があれば裁判所で判断されるため、有利不利があるとは考えにくい。
- ③無効判断時と侵害判断時とで請求項の文言判断が異なる案件の場合や、先使用権の主張と特許無効とを合わせて争う場合等は、裁判所で争った方がよい。裁判所で無効を争う道も残すべきである。

3) 損害賠償額

下記の理由から寄与率の撤廃は断固として反対する。

- ①製造・販売する製品は多数の部品で構成され、部品ごとにまた多数の特許権が存在する場合に、寄与率の概念を無くして1件の特許で額の算出を行うことには違和感が大きく、寄与率の考え方必要。
- ②寄与率について法文上規定がないため問題であると「背景」には記載されているが、それが問題であるならば法律で明記すればよい。
- ③米国には寄与率の考え方なく、そのため、発明が小さな部品にあっても自動車のような製品に対して損害賠償がかかるてくる制度こそ、実態にあわず改正すべきである。
- ④寄与率を撤廃すると、寄与率が勘案されてロイヤリティを算出される標準特許との整合性が取れない。
- ⑤裁判所の寄与率の決定の仕方が、幅が狭く、フレキシブルでないことがそもそも問題である。

4) 差止請求権

我が国における適切な特許権等の保護を担保するため、十分な金額の損害賠償請求が認められるることを前提に、米国 eBay 判決などを参考にしつつ、一定要件の充足を認容の条件とするような差止請求権制度の導入の可能性などについて検討されることが望ましいと考える。

また、下記の理由から、パテントトロールに対する差止請求権の制限には賛成する。一方、規格特許に対する差止請求権の制限には反対である。

- ①パテントトロールに差止請求権を認めて、産業の発展に何ら寄与しないばかりか、産業の発展を阻害する。
- ②差止請求権を制限することと公衆への影響とのバランスを見て、公平性の見地から条件を設けることが必要。
- ③規格特許については、開発投資に費用がかかっており、損害賠償請求とともに差止請求も認める妥当性はある。
- ④例えば、ライセンス料を支払いたくないからといってパテントプールに参入していない侵害者に対して、特許権者の差止請求を認めないというのは、他社所有の規格特許（FRAND宣言有り）を最初から無視して、提訴された場合のみ仕方なくライセンス料相当額を支払えば良いという考え方を助長するおそれがある。

■ 「特許審査体制の整備・強化」についての意見

- ・以前に比べて審査期間が短縮化され、早期権利化されるのは大きなメリットである。一方で、侵害品など他社動向を反映させた作り込みをする期間が短くなるというデメリットがある。

権利化を遅らせたい出願もあり、審査のタイミングを調整できるような仕組みがあるとよい。

分割出願で係属期間を伸ばすこともできるが、審査の延長(あるいはドイツのように応答期間の延長)ができるなど、融通が利くと良い。また、登録後30日しか分割期間がないのは各国と比べても短く、十分検討した分割案が出せないのである場合もあるので延ばして頂けるとありがたい。

- ・ JPOとEPOの審査引例で異なる場合があり、JPOでの外国文献調査の充実を更に図ってほしい。

■ 「日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し」についての意見

1) 日本版バイ・ドール制度（ソフトウェア）の運用の浸透と定着について

- ・ 検証・評価・企画委員会（第12回）配付資料5「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（案）について」中に、産業技術力強化法第19条第1項の「国が委託した技術に関する研究及び開発の成果」に関するバイ・ドール制度（以下「R&Dバイ・ドール」という）の運用等の見直しについて述べられているが、研究開発は、事業化までのロードマップを中長期的に見ていくものであることや、変化スピードが速い昨今、市場状況次第で必ずしも良い技術が事業化されるとは限らないことに留意する必要がある。
- ・ 一方で、R&Dバイ・ドールと同じ第19条第1項の「国が請け負わせたソフトウェアの開発」に関するバイ・ドール制度（以下「ソフトウェアバイ・ドール」という）については、プログラム等の再利用が容易に可能ではあるが、今回ソフトウェアの成果の事業者による活用については、何ら触れられていない。浸透しているR&Dバイ・ドールと同様に、ソフトウェアバイ・ドールについても、バイ・ドール制度の趣旨に基づいた請負者への権利帰属と活用に向けた実運用を促進頂きたい。
- ・ ソフトウェアバイ・ドールに関しては、2014年12月3日付「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び2015年3月19日付同ガイドライン「実務手引書」（内閣官房情報通信（IT）総合戦略室および総務省）において、「国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果」について、一定の場合を除きソフトウェアバイ・ドールに従い、原則として請負者に帰属すると明記され、大きな前進があった。R&Dバイ・ドールと同様、この運用の浸透と定着の支援をお願いしたい。

2) 運用ガイドラインの見直しについて

我が国における日本版バイ・ドール制度の実効性を高めるため、米国バイ・ドール制度やEUのHorizon2020の運用実態などを参考にしつつ、公的資金による委託研究開発に適用される報告事項を、省庁毎、管理部署毎、年度毎ではなく、その報告内容も受託者の研究開発に取り組むインセンティブを損なわぬよう、運用ガイドラインの見直しを含め、さらに検討されることが望ましいと考える。

■ 登録後に普通名称化または識別力を喪失した商標の取消制度についての意見

日本においては、登録後に普通名称化した商標、または、識別力を喪失した商標に関し、米国や韓国等の諸外国において存在する、当該登録商標を取り消すための制度がない。

当該論点については、従前より議論がなされてはいるものの、昨今の情報技術の急速な発達により、新たな技術の名称などが一気に拡散し、需要者間に浸透することで、今までよりも短期間で普通名称化、あるいは、識別力を喪失する場合が増加している状況がある。

一方で、確かに、商標法第26条において、商標権の効力が及ばない範囲について規定があるものの、実態としては、登録商標として有効に存在している以上、ビジネスにおける商標採択に際しては少なからず制約となっていると言わざるを得ない。

以上より、取り巻く状況の変化を踏まえ、当該取消制度については、迅速かつ継続的に議論がなされていくことが必要であると考える。

No.	法人・団体名
12	株式会社日本国際映画著作権協会
意見	
《要旨》	
グローバルな著作権侵害への対応を強化し、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及を促進することは、わが国が知的財産立国を進める上で大変重要です。本意見書は、このための施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策、非営利上映等の範囲の制限、小中学校における知的財産権教育の強化、私的使用目的の海賊版の輸入の禁止、およびリーチサイトへの対策を提案するものです。	

《全文》

(1) 著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングの導入

オンラインの著作権侵害は各国で経済的損失や雇用の減少をもたらすほか消費者の混乱を招くなど多くの悪影響を生じさせています。日本では、2012年の著作権法改正により違法ダウンロードの罰則化が導入され、インターネット上のコンテンツの違法な流通、特にP2Pネットワークにおける著作権侵害行為に一定の歯止めがかけられたことは誠に喜ばしいことあります。

しかし私たちは違法なファイルの多い動画投稿サイト、およびそのもたらす損害にも目を向けなければならないと考えます。違法なファイルの多い動画投稿サイトは国の内外を問わず世界的に存在し、映画やテレビ番組を始めとする著作物が違法に配信されています。ブロードバンド環境が普及した現在、映画やテレビ番組の違法ファイルを動画投稿サイトで視聴することは容易になっており、それが正規の事業に与える経済的損失は多大なものがあるばかりか増加の一途をたどっています。

かかるサイト自体が権利者に多大な経済的損失を与えています。多くの人々が著作権者に正当な対価を支払うことなく違法サイトのコンテンツにアクセスしています。権利者がコンテンツを世に出すのに要した費用を回収できないと、新しい作品を製作することは困難になります。これでは消費者も新しい作品を見ることができなくなり、消費者にも大きな損失となります。

わが国の政府の重要な政策目標の一つは日本のコンテンツを海外により普及させることです。それは日本のクリエイターに適切な利益をもたらすものでなければなりません。しかし違法サイトが適切な対処をされることなく現在のように放置されていると、かかる目標は達成することができません。これはわが国の国益を損ないます。現行法で対処できない違法サイトへのアクセスを遮断する指示を権利者または所轄行政庁が取得または発することができる制度を創設する新たな立法または著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングを可能とするような電気通信事業法の解釈はいずれも可能と考えます。

かかるサイトが日本国内にある場合は、日本の法律によって対処が可能です。しかし多くの場合違法にアップロードされるコンテンツは海外のサイトから取られることが多く、国内の著作権法等によって行う摘発や強制捜査には限界があります。

既に著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入している国は多数存在し、欧州ではEU著作権指令に基づき英国、フランス、ドイツ、オーストリア、ノルウェー、イタリア、スペインを含む32か国が導入しており、アジアでもインド、韓国、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおいて、司法命令によるものまたは法令によるものとして海外の著作権侵害サイトのブロッキングが導入されています。また他の多くの国も導入を検討しています。知的財産立国をめざすわが国もこれら著作権保護の進んだ国に後れをとらないことが重要できます。

(2) 非営利上映等の範囲の制限

著作権法第38条1項によると、営利を目的とせず観衆から料金を受けない上映は著作権者の許諾は不要とされています。

当社はこの条項は映画については見直されるべきと考えます。映画がフィルムでしか上映できなかった時代は、フィルムの貸出しを通じて、映画会社はかかる上映を適切に把握することができました。しかし、現在ではブルーレイディスクやオンライン配信ファイルを用いても大規模な施設での上映が可能です。ときには1,000名を超える規模の上映が、非営利上映として、権利者の知らないところで行われるケースもあります。これは法の予定していた上映形態ではないと考えます。

当社はかかる非営利上映に一定の制限を設け、たとえば100人以下または一定の面積以下の会場といった定量的な基準に合致する場合に限って、無許諾の非営利上映を認めることを提案します。

(3) 小中学校における知的財産権授業の拡大

若い世代への著作権とその他の知的財産権の重要性の教育は大変重要です。文部科学省が告示する「学習指導要領」に、中学校や高校における著作権教育に関する記述が若干ありますが、十分でないと思料いたします。

当社は、小学校においても年間に一定数（例えは少なくとも2時間）の著作権教育授業が実施されるよう、学習指導要領の改正を提案いたします。

(4) 私的使用目的の海賊版の輸入の禁止

著作権法第113条第1項第1号は、日本国内で頒布の目的がある場合に限り海賊版の輸入は著作権の侵害とみなすと定めています。当社はこれは適切でないと考えます。

2012年に著作権法が改正され、違法にアップロードされたコンテンツであると知ってダウンロードするこ

とは私的使用の目的であっても刑事罰の対象とされました。海賊版と知って私的使用の目的で輸入することもまったく同種の行為と考えられます。直ちに刑事罰の対象とする必要はないとしても、少なくとも違法である旨の規定は必要と思料いたします。

(5) リーチサイトの違法化

経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改定案」(2015年) ii.13 頁脚注 7 にも引用されている通り、東京地裁平成26年1月17日判決は、いわゆるリーチサイトにおいて、違法なファイルにリンクを貼った者が当該違法ファイルをアップロードした者と同一人である場合、当該リンクを貼る行為は公衆送信権を侵害したものである、と判示しています。

当社はこれでは不十分と考えます。権利者の長年の努力により国内の動画投稿サイトにおける違法ファイルやP2Pネットワーク上の違法ファイルは減少の傾向をたどっています。しかしこれに代わって違法アップロード者は海外のサイバーロッカーや動画投稿サイトに違法アップロード先を移しています。

文化審議会等において、「間接侵害」の問題が議論されているところですが、当社は「違法にアップロードされたファイルにリンクを貼る行為」について、アップロード者と同一人であるかどうかを問わず、著作権法の改正により違法化していただきたいと思料いたします。

No.	法人・団体名
13	一般社団法人日本映像ソフト協会

意見

《要旨》

(1) 立法事実、条約適合性及び比較法的見地からも正当である「クラウドサービス等と著作権」に関する文化庁文化審議会著作権分科会著作物の適切な保護と利用・流通小委員会報告書を尊重すること、(2) 私的録音録画補償金制度は立法府の委任の趣旨に沿って速やかに実効性のある複製権制限の代償措置を講ずること、(3) 模倣品・海賊版対策の恒久的な支援、を要望いたします。

《全文》

1. 「デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」について

(1) クラウドサービス等と著作権について

「知的財産推進計画2014」42頁では、次のように記されております。

「著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)」

これを承けて文部科学省では、文化庁文化審議会著作権分科会著作物の適切な保護と利用・流通小委員会でこの課題について審議し、本年2月に法改正の必要は認められないとの「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」(以下「本報告書」といいます。)を公表しました。当協会は、この報告書の結論を支持するともに、「知的財産推進計画2015」の策定にあたってもこの報告書の結論が尊重されることを要望いたします。

「本報告書」では、ロッカー型クラウドサービスについて「現時点においては、タイプ2において行われる複製等の行為について、権利者の許諾が不要であることを明らかにするような制度整備(例えば、権利制限規定を創設する等の法改正)を行う必要性は認められなかった。」(16頁)とし、それ以外のサービスも「現時点においては、法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかった。」(31頁)としています。加えて、「柔軟性のある規定を導入することについても、現時点では、その必要性について意見の一致に至らなかった。」(31頁)としています。

この結論は、有識者委員の著作権法学に関する専門的知見に基づく意見が反映されたものであり、「本報告書」31頁の「JEITAが権利者の許諾なく実施できるようにしてほしいと主張している各サービスのほとんどは、権利者との契約によって対応すべきであり、柔軟性のある規定の導入につながるものではない」との指摘は、立法事実に関する調査を経た上で、財産権である著作権の制限についての原則的なあり方を示したものです。

また、著作権制限の拡大を検討するにあたっては、立法事実の存否だけではなく、条約適合性や比較法的

検討が必要です。

その点では第一に、JEITA 委員が主張した「柔軟な権利制限規定」の導入は、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下「ベルヌ条約」と言います。)9条(2)項、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」(以下「WIPO著作権条約」といいます。)第10条及び「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書-C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(以下「TRIPS協定」といいます。)第13条で定めるスリーステップテストの法理の3つの要件、特に「特別の場合」の要件を充足するのか疑問があります。

Neil Weinstock NETANEL 著、石新智規・井上乾介・山本夕子訳「フェアユースを理解する(1)」『知的財産法政策学研究』第43号(北海道大学大学院法学研究科・北海道大学情報法政策学研究センター 2013年)によれば、JEITA 委員が「柔軟な規定」と称する米国のフェアユースの法理については「恣意的でその場限りのものであるという認識は、米国内外において広く共有されている」(3頁)とされ、そのような指摘をしている著名な研究者として David Nimmer や Lawrence Lessig らを挙げています。加えて、この論文では「フェアユースの法理」の下でも、「たとえ訴訟をすればフェアユース抗弁で勝訴しそうな場合であっても利用許諾を得るか又は利用を控える」(28頁)事例がある一方、「フェアユースとなる可能性のない場合できえ、事実上自由な利用を大幅に認める状態を作出している。」(29頁)とされています。

数百年にわたる判例法の積み重ねがある米国においても、「柔軟な権利制限規定」は予見可能性に難点があるとの指摘があるのですから、かかる積み重ねがないわが国に「柔軟な権利制限規定」を導入することの妥当性には懐疑的にならざるを得ません。

第二に、JEITA 委員が「柔軟な権利制限規定」導入を基礎づけるために掲げた事例は、比較法的にみても主要国では権利制限の対象となっていないものです。

たとえば、クラウドロッカーサービスの例としてあげた「Aereo事件」は昨年6月の連邦最高裁判決でフェアユースに該当しないと判断されました。

また、過去にVHSに録画した放送番組のDVD等へのメディア変換サービスに関する各国の立法例は JEITA 委員の主張とは異なります。

私的使用目的の複製に関するドイツ著作権及び著作隣接権法53条(1)項では、第三者に複製させることができるのは、無料(unentgeltlich)の場合が写真製版(Photomechanisch)又はそれに類似する方法で紙(Papier)又は紙類似の支持物に複製する場合だけで、その場合にも私的複製補償金の対象となります。しかも53条4項では、書籍(Buch)や雑誌(Zeitschrift)の実質的に完全な複製は常に権限のある者の許諾を必要としています。

また、イギリスでも、2014年改正法のPersonal copies for private use条項は、(4)項(a)で複製源について、恒久的に適法に取得したもの(lawfully acquired on a permanent basis)、すなわち、購入したもの(has been purchased)、贈与されたもの(obtained by way of a gift)及び有償ダウンロードで購入したもの及び他人が購入して贈与されたもの(acquired by means of a download resulting from a purchase or a gift)に限定されています。そして、(2)項(c)で権利制限規定によって複製したものを、(4)項(b)で借りたもの、レンタルしたもの、放送されたもの、ストリームされたものを含まないとしています。

もっとも、イギリス法では70条にタイムシフト(放送をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とするのみを目的とした複製)のための録音録画に関する規定がありますが、複製場所が家庭の構内(in domestic premises)に限定されていますので、メディア変換サービスが許容される余地はないと思われますし、タイムシフト目的で複製されたものは購入したもの又は贈与を受けたものではありませんので、クラウドサーバーに保存することは許容されていないと思われます。

米国では私的複製に関する個別の権利制限規定はありませんが、ベータマックス訴訟連邦最高裁判決は、放送番組を後で視聴するために録画して一度視聴したら消去する使用(the practice of recording a program to view it once at a later time, and thereafter erasing it.)を「タイムシフト」と位置づけ、(1)スポーツ番組等の著作権者がタイムシフトに異議がないと証言したこと、(2)ユニバーサル社がタイムシフトのための利用による将来損害が生じる可能性を立証できなかったこと、からタイムシフトをフェアユースに該当するとしました。しかも、この判決では、「もしベータマックスが商業的又は営利的目的でコピーを作るために使われたならば、そのような利用はアンフェアと推定される。」(If the Betamax were used to make copies for a commercial or profitmaking purpose, such use would presumptively be unfair.)としています(「IV B Unauthorized Time-Shifting」の第2パラグラフ)。

この判旨からすれば、過去に録画した放送番組をクラウドサーバーに保存することや、商業的利用であるメディア変換サービスによるVHSからDVDへの複製がフェアユースとして許容されるとは考え難いところです。しかも、これらの利用は非変容的利用ですのでなおさらです。

したがって、「本報告書」の結論は、立法事実、条約適合性及び比較法的見地からみて正当なものであり、「知的財産推進計画2015」の策定にあたっても尊重されることを要望いたします。

(2) 「クリエーターへの適切な対価の還元」について

「知的財産推進計画2014」40頁から41頁には、以下の記述があります。

「クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)」

ここでは、「私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入」等を論じています。そして、私的録音録画補償金制度は複製権制限の代償措置です(加戸守行「著作権法逐条講義 六訂新版」(2013年 著作権情報センター) 242頁)ので、私的録音録画補償金を受ける権利を有するのは、複製権者と録音録画権者です。したがって、「クリエーター」に矮小化する表現は不適切だと考えます。

また、私的「録画」補償金制度がない米国や私的「録音録画」補償金制度がないイギリスでは、前述のように放送されたものを複製源とする複製は、タイムシフトに限定されている等、わが国のように広い権利制限は行っていません。

昨今、地上デジタル放送に「ダビング10」という放送番組を録画したものを複製源とする録画物を10個しかできないようにする複製制御技術が用いられていることから、その10個の複製について補償の必要がないとの主張が行われています。

しかし、「ダビング10」の下で行われる私的録画は、後で1回視聴したら消去する利用形態である「タイムシフト」を越える複製です。しかも、「ダビング10」が機能しないアナログ放送の録画についても、1枚の録画用ディスクの購入に際して一括支払されていた補償金は、その1枚のディスクへの録画に対するものであって、そのディスクからさらに他のディスク等への複製の補償金ではありませんから、「ダビング10」と補償の必要性に関連性はありません。

また、現行著作権法30条2項では、複製行為の都度、補償金債務が発生するのですから、30条2項により複製したものと録画源とする複製ができなければ補償金債務が発生しないというような規定ではありません。

わが国と同様、広い権利制限を行っている国では、その権利制限の代償にふさわしい補償金制度が導入されています。そして、ドイツ著作権及び著作隣接権法54a条(1)項では、報酬の額について「技術的保護手段が当該著作物に対して適用される程度を、考慮するものとする。」(本山雅弘訳「外国著作権法令集(43)ードイツ編ー」2010年 著作権情報センター)としているのであり、技術的保護手段が用いられていることによって報酬請求権が生じないとしているわけではありません。フランス知的所有権法典311の4条3項も同様です。

そして、わが国においても、私的録画補償金については技術的保護手段の存在とタイムシフトという利用形態があることを考慮して、私的録音補償金より低率の補償金を定めて運用されてきたところです。もっとも、後で録画したものを消去できないDVD-RやBD-Rについてはタイムシフトという利用形態はありませんので、厳密に考えれば私的録音補償金より低率にする根拠はありません。

著作権法30条2項は、著作権審議会第5小委員会、著作権問題に関する懇談会及び著作権審議会第10小委員会での、消費者団体委員も加わった14年にわたる審議を経て創設された制度です。そして、それら審議を承けて、立法府は「柔軟な権利制限規定」を持つ国より広い私的録音録画に関する権利制限を維持しつつ、代償措置を講ずることを政令に委任しました。

したがって、立法府の委任の趣旨に沿って、私的使用目的の複製に関する権利制限の代償措置の実効性を回復する措置を速やかに講ずるよう要望いたします。

2. 「模倣品・海賊版対策」について

わが国におけるオンライン上の著作権侵害は、警察による「P2P等を使用した著作権法違反事件の一斉取締り」(本年2月に第6回目)や動画共有サイトの違法アップローダーに対する継続的な事件検挙が行われてきました。

これら事件は、マスコミ等でも広く報道されてきたこともあります。日本国内でP2Pソフトや動画共有ソフトを悪用し著作権侵害をすれば“警察に捕まる”という認識が浸透しつつあり、ノード数の減少など権利侵害は沈静化の方向にあります。

しかし、その一方で、悪質な事犯は、海外P2Pネットワークや海外サーバーを悪用するなど国境を超えたステージに移りつつあります。オンラインの世界では、国境や日本語(言語)といった「壁」もいまや無くなりつつあります。国境を超えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延することから、その対策は困難を極めています。

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

オンライン上における著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって、脅威であり国際的に大きな課題となっていることは言うまでもありません。

一例として、日本のアニメを侵害する海外サイトでは、サイト運営者の所在地、サーバーの所在地、ドメインの登録地が各々異なり国を跨って存在しています。またこの侵害サイトへのアクセスを容易にする日本語用アプリも出回るなど深刻な状況にあります。

このような状況のなか権利者は、直接的な権利行使を行うとともに、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による侵害サイトのフィルタリングや検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社に対する広告出稿の抑止要請、金融機関・カード会社に対する侵害サイトの口座凍結などを行っています。

しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体では到底対応できない現状にあります。

クールジャパン戦略を推進するわが国として、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、その一方の守り部分である国境を超えて益々複雑化する著作権侵害の対策に、継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。

No.	法人・団体名
14	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見	
《要旨》	
<u>I) 商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、偽サイトについて</u>	
海外サーバーにホスティングする「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」（総称して「なりすましECサイト」という場合もある）の被害が拡大している状況を鑑み、以下の事項を検討して頂きたい。	
--商標権侵害物品販売サイト等の送信情報を違法情報とする事	
--商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事	
--中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事	
--商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制をする事	
--商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事	
<u>II) 国内取締について</u>	
刑事事件の進展について通知して頂けるとありがたい。又、商標権侵害物品の販売を既に停止している事件にいても摘発を積極的にして頂きたい。又、商標法に精通されていない検事に対して同法についての研修の機会を作つて頂きたい。又、犯罪に使用されるおそれのある空き家及び空き室についての対策を進めて頂きたい。	
<u>III) 水際対策について</u>	
認定手続きについて、以下の6項目に付き検討して頂きたい。	
--差止実績が少ない税関における差止と職権による差止の強化及び船便の差止の実施をお願いしたい。	
--下げ札、包装袋、包装資材等が商品と同梱で輸入された場合で、商品と下げ札等付属品の数が一致していない場合に、商品の属する商品区分の商標でなく付属品の属する商品区分の商標の侵害とするように求めるのをやめて頂きたい。	
--役務商標の適用をお考え頂きたい。	
--国際郵便貨物（EMS）の送り状の写真を認定手続開始通知に添付し、送り状記載の輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事を検討してほしい。	
--認定手続期間中に輸入者もしくは権利者のいずれかが意見書を出したのちにもう一方が意見書を出す形にして意見の空転を回避して手続の無駄を無くす事を検討頂きたい。	
--「業として」（=反復継続する意思をもつて行う経済行為）の正しい意味を周知して頂きたい。	
差止実績の公表について、四半期ごと輸入態様別の集計及び「業として」輸入するものではないとして通関した貨物の件数・点数の割合を公表する事を検討頂きたい。	
輸入差止申立について、添付資料である侵害疎明と識別ポイントの二つの資料を一本化と、同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合の申立の簡易な手続による承継を検討頂きたい。	
更に、反則事件の進展の権利者への通知を検討して頂きたい。不可能であるならば、税関・警察間の情報共有を一層密にして頂きたい。	
<u>IV) 立法</u>	

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

特定商取引法の強化、損害賠償金を回収できるようにするための手当、国際郵便貨物（EMS）が違法行為に利用されないようにする法令整備等についてご一考頂きたい。

V) 司法機関（裁判所）

被害回復を円滑にするため、商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。又、被害の立証責任を推定する等として軽減して頂きたい。

VI) 入管

在留許可申請の際に海外から商標権侵害物品を送らせると例え私物でも違法となる事がある旨と銀行口座を貸したり売ったりすると在留資格に影響する場合がある事を周知して頂きたい。

VII) インターネットについて

ISPとして、出品地を偽った場合に出品禁止にする等の対策を強化する事及び許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等して頂きたい。又、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。更に、CIPPの策定したガイドラインの運用範囲拡大を目指して、ショッピングモール、フリマ、オークションを運営するISPにCIPPへの参加を促して頂きたい。

VIII) 知的財産保護についての啓蒙

商標権侵害物品を個人使用目的で輸入し、業者に転売するビジネスがあるそうだが、この行為が違法である旨の注意喚起して頂きたい。

又、教職にある公務員が商標権侵害物品を輸入して個人で使用している場合があると聞くが、児童教育上好ましくないので、商標権侵害物品は使用すべきでない事を公務員に周知徹底して頂きたい。

《全文》

I) 商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、偽サイトについて

海外サーバーにホスティングする「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」の被害が拡大している。

このような状況を鑑み、以下の5点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上の商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、偽サイトを違法情報とする事
- 商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、偽サイトが使用する銀行口座凍結の制度化
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ
- 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制
- 商標権侵害物品が税関で差し止められる事についての周知活動

A) 商標権侵害物品販売サイト等の送信情報を違法情報とする事

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」において、わいせつ物の公然陳列、規制薬物に係る広告等が違法情報とされ、警察機関等からの送信防止措置依頼について取り決めがなされている。

商標権侵害物品販売サイト等に対して、権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置の依頼のみで対処することには、以下の理由から限界があると考えざるを得ない。

- 商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われており、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要性があるが、これは殆ど不可能である
- 詐欺サイトでは、商標権侵害での依頼ができない
- 偽サイトの被害が、ブランドのホームページのコピーであるならばブランド権利者が対応できるが、そうでない業者のホームページがコピーされた場合、権利者は何もできない（上記業者の全てが送信防止措置依頼を出す事に精通しているわけではないので残る事になる可能性が高い）

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの事で一括して送信防止措置を依頼できるようになる事は理にかなっていると考える。

又、商標権侵害物品販売サイト等を違法情報とする事によって、社会的周知が徹底され、サイトから購入する消費者に対して注意を促す事や、他にも執られるであろう施策の後ろ盾にもなると思料する。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化

商標権侵害物品販売サイト等では、代金の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。現在、取り扱われた事件ごとに取り扱った警察署もしくは都道府県警察本部が関係する銀行に口座凍結を依頼する方法で措置して頂いているが、これでは事件化された事案のみしか対処できない。

事件化された件に限らず、権利者及び消費者からの被害通報に基づき、警察もしくはその他の機関から銀行に口座凍結の要請ができる制度についてご考察を頂きたい。

C) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、発生源であるところの中国に対して、侵害品販売等の摘発を強化してもらう働きかけをするべきだと考える。ホスティングをするサーバーの位置が国を跨いで転々としている事実を鑑みるに、中国での摘発を強化してもらうための働きかけはせざるを得ないものと思量する。

発送国である中国は、商標権侵害物品販売サイトが日本語で記載されている事から、中国では被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、日本の取締当局との連携を模索すべきだと思量する。

又、中国のACTA加盟への働きかけを政府におかれでは積極的に進めて頂いていると理解しているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国である事を考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようにお願いしたい。

D) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制

前記したとおり、商標権侵害物品を販売していると消費者にわかるような記載をするサイトもかわらず存在し、模倣品を販売していると承知の上で購入している消費者・業者も依然として多数いる。因みに、模倣品の個人輸入の経験を披露し税関に対する意見書の書き方を指南するブログまであり、実際多数の輸入者が同ブログの書式を踏襲している。

このようなサイトは、商標権侵害物品を国際郵便貨物（EMS）で少數ずつ小分けにして送付てくる。これは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事を悪用したものである。そもそも、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事が消費者をだますような商標権侵害物品販売サイト等を発生させた元凶であると考える。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されている事は理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではない。例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code)タイトル 19 セクション 1526 及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations)タイトル 19 セクション 148.55 によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限って商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

- ・米国に到着する個人が携行している物品である事
- ・当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していない事
- ・1種類につき1点までである事
- ・同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていない事

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエア・クーリエ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人使用目的での輸入は適用されないのである。このような、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、日本の商標法制との違いを踏まえつつ個人輸入の規制について是非検討をお願いしたいと考える。

又、日本に於いては、真正品ではないもの（商標権侵害物品であるが個人使用目的であるとの事で輸入が許可された物品に対して「商標権侵害物品」と呼称するのは適當ではないため「真正品ではないもの」と記載

した。以下、「非真正品」と記載します)が個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させるようにしているとも聞いているが、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得る事を輸入者に周知して頂きたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかかれている(連邦規則集タイトル19セクション148.55)。名寄せ等の問題から実際に没収が可能か否かは別として、このような規定は輸入者に対する有効な抑止効果を有しうるものと思量する。更に言えば、たとえ譲渡する目的がなくても、反復継続する意思をもって輸入を行えば、業としての輸入に該当し得るので、輸入者に対しては、通関した非真正品を譲渡しないだけでなく、今後そのような物品を輸入しない事も併せて誓約するようご指導頂きたい。なお、輸入者においては、非真正品とは知らなかつた旨の意見を出す者が多いが、商標法上、商標権侵害物品は、故意過失がなくても輸入差止めの対象となるので、この点も輸入者に周知して頂きたい。

更に、認定手続において、疑義貨物が商標権侵害物品に該当しないとされるための抗弁として、大別して①並行輸入②個人使用の二点があるが、①については、判例(最高裁判所平成15年2月27日第一小法廷判決)において主張立証すべき要件が具体的に判示されているのに対して、②については、いかなる要件を主張立証すれば個人使用と認定できるのかが未だ明確でない。関税法基本通達69の11-6(1)の注によれば、「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があり、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があり、従って、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとされている。しかしながら、日本法の下では、上記米国法のような根拠となし得る具体的基準が何ら設定されないまま、行政機関ではある税関が個人使用に当たるか否かについて法律的判断を強いられる事となっている。そのため、例えば、ただ1点の疑義貨物をめぐり、権利者及び輸入者が、多大の労力と時間を割いて証拠及び意見を税関に提出した結果、結局は個人使用であると認定されて商標権侵害物品が通関するという結果になる事も少なくなく、認定手続に対応する税関の負担も増大の一途であると想像される。権利者・輸入者・税関共に負担が大きく、効率が低下している現在の状況を開拓するためには、個人使用の要件を明文化する事により、個人的に輸入するからといって輸入できるとは限らない事を輸入者に認識させ、ひいては、真正品でない可能性のある商品の輸入を自制させると共に、認定手続における個人使用の主張を差し控えさせる事が不可避であると考える。よって、少なくとも輸入については業としての輸入と推定する規定を商標法におく等の手当てを検討して頂きたいと考える。

かかる規制は個人の取引の自由を制約するものであるとの批判もあるが、結果的には消費者が商標権侵害品販売サイト等を通じて模倣品をつかまされる事が減り、消費者の利益に資するものと確信している。

E) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動

現在、ほとんどの商標権侵害物品は、民間のエア・クーリエ便に比してインボイス等の記載が簡易である事から商標権侵害物品販売業者に悪用されるとの背景からか、国際郵便貨物(EMS)で送付されてくる。そこで、インターネットを通じてブランド品等を購入する消費者に対して、国際郵便貨物(EMS)で商品が送られてくる場合に商標権侵害物品である可能性は高く、税関では厳しく検査をしており、検査の結果で商標権侵害物品であれば差し止められる可能性が高い旨、消費者庁、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトにおいて周知すれば安易な購入者に対する抑止が期待できると考えるのでこの件についてご検討頂きたい。

II) 国内取締について

A) 事件の進展の通知について

刑事事件において、権利者が鑑定を行った後、事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点について悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を止めるという意味でその摘発が意義のある事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的摘発をして頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、併い同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の質に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断の内、称呼類似や部分類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断をされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を無視する事はあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

知的財産高等裁判所の判事ではない検察のご担当者となられる方にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法についての研修の機会等を設ける事についてご一考頂きたい。

D) 空き家対策について

振り込め詐欺に空き家が利用されているとの報道があるが、商標権侵害物品の販売・輸入でも同様の事例が発生している。

知的財産権保護の観点からも空き家パトロールの強化及び不動産業者への空き家及び空き室の管理強化の働きかけをおこなって頂きたい。

III) 水際対策についてA) 認定手続きについて

以下6項目につきご検討を頂きたい。

a) 疑義貨物がないと言われればそれまでだが、依然として税関間で差止実績に著しい差があると思われる。差止実績が少ない税関における差止の強化をお願いしたい。

又、税関によって職権による差止を殆ど行わないところが存在する。輸入される商標権侵害物品の全てを適切に予想する事はできないし、仮にできたとしてその全てについて申立をする事もできない。従って、職権による差止は重要であると考えているのでこれを積極的におこなって頂きたい。

更に、今日輸入差止される貨物の大半が国際郵便貨物（EMS）であることは税関発表の統計からも明らかであるが、最近、ある商標法違反被疑事件において、被疑者が「EMSで偽造品を輸入すると税関により差し止められるので、船便を利用しているが、船便は差し止められたことはない」と述べたと聞いている。もしこれが本当だとすれば、税関及び権利者が郵便物を必死に差し止めている傍で、船便により大量の模倣品が通関しているのではないかとの疑惑を生じかねない。改めて、船便による模倣品の輸入の取締り強化をお願いしたい。

b) 下げ札、包装袋、包装資材等が商品と同梱で輸入された場合で、商品の数とそれらが合致していない場合、商標法2条3項2号や37条7号の適用を認めず、下げ札等を指定商品とする商標登録を適用するよう求める税関がある。そのような商品区分において権利者が登録商標を有しているとは限らないので、前記の条項の活用を検討して頂きたい。

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

c)商標法上は商品と役務の類似も認めているが、税関においては役務商標（例えば35類）を根拠に貨物を差し止める事に消極的であられるようである。他に適用できる登録商標がない場合、みすみす商標権侵害物品の輸入を認める事になるので、役務商標の適用も認めて頂きたい。

d)国際郵便貨物（EMS）においては、ほとんどの場合、発送者の住所氏名は、虚偽、記載不備もしくは判読不能であるが、権利者としては送り状から読み取れる情報もあるので、送り状の写真を認定手続開始通知に添付する等して頂けるとありがたい。

又、輸入者の住所についての記載も私書箱センター等の輸入者以外のものであったりして認定手続開始通知に記載された情報が役に立たない事がある。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものであることが多いと考えられるので、認定手続開始通知に記載する事を検討してほしい。

e)認定手続期間中に輸入者が五月雨式に意見書を出すため、権利者が意見書を出した後それを見ていない輸入者から追加意見書が出る事があり、議論がかみ合わない事がある。一度意見書を出したら相手方が反論するまで追加の意見は述べさせない等、手続の無駄を無くして頂きたい。

又、輸入者が「争う旨の申出」をしただけで、何ら具体的な主張をしていないにも関わらず、権利者に反論を求めるのは二度手間となり無駄なので、輸入者から具体的な主張が出るまで権利者に反論を求めるようになるなど、手続の進め方を検討して頂きたい。

f)「業として」輸入の反対概念は個人輸入ではないにもかかわらず、個人輸入とだけ述べる輸入者があまりにも多く、「業として」の意味が周知されていないと思われる。輸入者宛の認定手続開始通知等において、「業として」（＝反復継続する意思をもって行う経済行為）の正しい意味を周知して頂きたい。

B) 差止実績の公表について

差止実績の公表において、通期では輸入態様別の集計も公表されているが、可能であれば四半期ごとの公表においても輸入態様別の集計を公表して頂くとありがたい。

又、「業として」の輸入ではないと主張する輸入者が増えていると思われるが、差止実績の公表の際に「業として」輸入するものではないとして通関した貨物の件数・点数の割合を権利者に通知することを検討して頂きたい。

C) 輸入差止申立について

輸入差止申立の添付資料として侵害疎明と識別ポイントの二つの資料の提出が求められるが、権利者にとっては侵害疎明と識別ポイントの意味するところの理解し難い場合が多く、更には、実際一つの情報をどちらに記載した方が良いか判然としない場合が多い。両者を一本化して頂く事をご検討頂きたい。

又、同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

D) 事件の進展の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

前述の通り、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

又、犯則事件についての情報を持っていない権利者が、警察に捜査をお願いした場合、その対象者が犯則事件の対象である可能性が否定できない。結果として、税関・警察がバラバラに動き捜査に支障が出る事もあると思われる。権利者に対して情報の開示ができないのであるならば、当然の事であるが、税関・警察間の情報共有を一層密にして頂きたい。

IV) 立法

A) 特定商取引法

インターネット上のショッピングモールでの商標権侵害物品の販売が多量であり、状況は芳しくない。昨年弊法人がISP（ショッピングモール主催者）に通知し削除された物品の品目数は30万品目を超え、インターネット上のオークションの状況がひどかった平成16年の約24万点を超えた。

商標権侵害物品を販売している業者は、販売業者の表記が不完全・不正確であることが多い。従って、特定商取引法の遵守を徹底し、違反している業者はサイトもしくは販売店舗を閉鎖する等の然るべき罰則を課せられるような法体制を構築して頂きたい。

又、B2Bサイトも出店者情報の開示を義務づけて頂きたい。

更に、国際郵便貨物（EMS）を利用した商標権侵害物品の販売が多い事から、特定商取引法でインターネット取引での物品送付方法の表示を罰則付きで義務づける規定を設ける事をご検討頂きたい。

B) 損害の回復について

前記したとおり、警察においては、銀行口座の凍結に取り組んで頂いていると理解しているが、凍結された口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に配当を受けられる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害金を取得する道は開かれていない。仮に商標法・不正競争防止法に基づいて通常の民事手続により仮差押え・差押えしようとしても、侵害行為の特定や損害額の立証は事实上不可能と言ってよく配当を得る事はできない。権利者が凍結口座から何らかの配当を受けられる方途をご検討頂きたい。

同様に、ISPが商品購入者から預かっている代金がある場合についても、侵害者に払い渡される前であれば差し押さえて損害賠償金を回収できるような仕組みを構築してほしい。

又、損害賠償請求の場合、実務上は侵害者の利益を基準に損害を算定している事が多いが、侵害者が正確な資料を提出しない等から過小な利益しか認定されない事も多い。ブランドイメージの毀損等も考慮して、より柔軟に損害が認定されるよう立法面等で検討して頂きたい。

更に、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、損害賠償が認められても回収できる見込みが低い。民事執行法196条以下の財産開示手続は実効性がなくほとんど利用されていないと考えられるので、損害賠償の実効性が上がる仕組みを構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、商標権者に対する損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

C) 国際郵便貨物（EMS）について

国際郵便貨物（EMS）は、郵便物に分類されている。しかし、その実態は貨物を送る民間のエア・クーリエ便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便貨物（EMS）が悪用されている事は周知の事実である。実際、海外の商標権侵害物品販売業者が出鱈目な発送人情報を記載して商標権侵害物品を国内消費者に直送する事により、自らは商標権侵害物品輸入者としての責を免れ、消費者は輸入者として税關の認定手続に対応しなければならなくなる上、海外の商標権侵害物品販売者に連絡を取る事もできず、権利者は海外の商標権侵害物品販売者にアクションを取る事ができず、消費者・権利者の双方が損害を蒙っている。EMSが違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

V) 司法機関（裁判所）

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。また、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあっては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他也推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

VI) 入管

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、違法行為を帮助したものとして自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

VII) インターネットについて

インターネットオークションで出品地を国内と偽り消費者を騙し海外から商標権侵害物品を送りつける例が多々見られる。中には出品地国内としながら国際郵便貨物(EMS)の利用と堂々と謳っている例もある。出品地を偽った場合は出品禁止にする等ISPが対策を強化するようにして頂きたい。

又、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるプロバイダは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、権利者がいちいち指摘しない限り、プロバイダが自主的にチェックする事は行われていないようである。プロバイダにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取って欲しい。

更に、オークションにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プロバイダが権利者の指摘を受けてIDを無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、たいていの場合プロバイダの利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

ショッピングモール、フリマ、オークションを運営するISPにCIPPへの参加を促し、同協議会の策定しているガイドライン等に基づきインターネット市場の運営がなされるように努めて頂きたい。

VIII) 知的財産保護についての啓蒙

報道によると、個人輸入であるとして海外通販サイトから商標権侵害物品を購入し、業者に転売するビジネスがあるそうである。本人は軽い気持ちでやっているかも知れないが、かかる転売は明らかに違法であるので注意喚起して頂きたい。

又、公務員(教職等含む)が商標権侵害物品を個人輸入だからと安易に輸入する例が目立つ。商標権侵害物品の排除に率先して取り組むべき公務員がこれでは憂慮すべき事態である。特に教職にあっては、児童生徒に商標権侵害物品の危険性について教育すべき立場であるのに、みずからが商標権侵害物品を輸入して使用していたのでは児童生徒を啓蒙できるはずがない。商標権侵害物品は使用すべきでない事を公務員に周知徹底して頂きたい。

No.	法人・団体名
15	独立行政法人国立高等専門学校機構
意見	
2015年知財推進計画における知財人材育成において、2014年知財推進計画の人材育成に知財技術者人材育成と次世代型知財人材育成(ICT活用知財人材)を育成することと、知財教育の実質化と更なる展開に関する記載および施策を盛り込むことを提案します。	
2014年の計画では、人材育成としては、グローバル知財人材や知財マネジメント人材の育成を推進することが明記されていますが、その人材を育成するためには多くの時間が必要であり、東アジアの知財人材育	

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

成に対抗できないと思われます。そのことから、現在の教育システムに知財人材育成を付加することが時間的にも経費的にも有効であると考えます。

特に、知財の創出、管理、運用に直面する技術者教育に知財を強化した教育を実施することにより、「知財本部における最大5本柱」である、営業秘密保護、中小・ベンチャー企業の海外知財活動支援、ICT教育を強化している技術者教育からできるコンテンツの海外進出に対応できると考えられます。

実例として、高等専門学校（以下、高専）の卒業生は、前日本弁理士会会長である佐藤辰彦はじめ弁理士として活躍しており、高専卒の弁理士は、他教育機関より多いと感じられます。また、卒業生の多くは、大企業はもちろん、中小企業にも多く就職し管理職として活躍しているだけではなく、海外拠点の責任者としても活躍しています。

さらに、高専の教育実施している教育が実践的であり、秘密漏洩に関する技術者倫理を実施していること、ICT教育を強化していることから、ICT関係が強い次世代型知財人材、15歳からの専門教育が実施できることから、突出した知財人材の育成が可能であると考えられます。

このように、従来の技術者教育を基礎として、知財人材を育成する可能性も含み、知財人材の裾野を広げる知財教育にも施策を盛り込んでいただけようお願い致します。

No.	法人・団体名
16	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス

意見

《要旨》

1. 技術的制限・保護手段

・ライセンス認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡の手口を検討し、回避のための機器・プログラムの譲渡に限定せずに不正競争や違法な回避行為と定義し、有効な対策となるよう不正競争防止法・著作権法の改正を要望

・クラックツールの回避プログラム該当性に関し、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改定すべき

2. 日本版バイ・ドールの経産省から出された運用ガイドラインを見直すべき

《全文》

1. オンライン認証システムの技術的制限・保護手段としての保護と関連法の改正等

ソフトウェア・ライセンスのビジネスモデルは、CD/DVD等の媒体に記録して提供するものから、オンラインでのダウンロード提供やクラウド利用に移行しています。このことは、音楽、ゲーム、映画等においても同様の傾向を考えます。そして、ダウンロードによる提供やクラウドサービスの普及に伴い、技術的制限・保護手段の回避規制の重要性が増しています。

(1) 不正競争防止法の改正

現在の不正競争法における技術的制限手段の定義（2条7項）及び技術的制限手段回避行為の定義（2条1項11号）は、被害が年々増大している不正なプログラム使用と流通の実態に追いついていないため、見直して改定すべきであると考えます。

基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきです。

現在、ビジネスソフトウェアは、下記(2)に記載するライセンス認証のシステムを広く採用しており、さらに今後様々な認証システムを採用することが予測されます。そして、その認証システムの不正な回避による損害は、様々な調査・情報や実状に基づく推計からして年間数百億を下らない甚大な額となっております。特に、新興国において犯罪的な組織や人員が悪質かつ巧妙な手口で認証コードを不正に入手し、日本国内に流入させ、日本国内で不正なソフトウェアの売買が行われており、海外組織や人員にその利益が還元されている事態は看過できません。オークションやその他インターネットサービスを通じて、日本で容易に不正な利益をあげができるとの評判が広まれば、日本が海外の不正組織の活動の温床ともなりかねません。日本は、世界最高クラスの知的財産立国として、このような海外組織等に手を貸すことにつながる手段を阻止すべきであるし、ライセンスを取得できないにもかかわらず不正品に対価を支払う日本国民をなくすた

め、施策を早急に検討すべきです。

以上より、基本的な視点に基づき、ライセンス認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、不正競争を回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに定義して有効な対策となるよう、不正競争防止法を改正することを要望します。

(2) 準則の改定

平成25年9月版「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(以下「現行準則」という。)の「III-10 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア(体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等)の制限の解除方法を提供した場合の責任(iii69~iii78)」(以下、当該箇所を「ソフトウェア制限解除箇所」という。)における不正競争防止法適用に関する記述について、ソフトウェア業界が採用する技術が変化したこと及び新たに判決が出されていることも踏まえ、早急に改定することを要望します。経済産業省では「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改定を定期的に行っているものの、2015年に公表された最新の改定案において、残念ながら当該箇所は改定対象となりませんでした。

即ち、現行準則では、ソフトウェア制限解除箇所において、「一般に、制限版における制限方法は、特定の反応をする信号がプログラムとともに記録されていたり、プログラム自体が特定の変換を必要としたりするものではなく、技術的制限手段に該当しない。したがって、当該行為は、いずれの態様においても、技術的制限手段に対する不正競争には該当しないと考えられる。」と結論づけています(iii77)。しかしながら、ソフトウェア制限解除箇所における考察及び結論は、現在ソフトウェアメーカーが幅広く採用しているライセンス認証システム(プログラムの実行可能化条件として、メーカーが送付する認証済メッセージの受信とユーザー・コンピュータへの記録を求める仕組み)の存在を射程に入れたものではないため、ライセンス認証システムの認証回避型クラックツールの提供においては結論を異にするものであって、その場合は、不正競争防止法の適用が認められることを明記すべきです。このライセンス認証システムの認証回避型クラックツール(ここでは、ライセンス認証システムによる認証を回避し、使用期間や機能制限のない製品版プログラムの実行を可能化する信号である不正なプロダクトIDをユーザーパソコン内に偽造・偽装するクラック・プログラムをいう)の提供事案については、既に刑事事件において不正競争防止法違反を理由とする有罪判決が出されており⁵、当該判決では、ソフトウェアメーカーが広く採用するライセンス認証システムが不正競争防止法の「技術的制限手段」に当たること、クラック・プログラムが「技術的制限手段により制限されているプログラムの実行を当該技術的手段の効果を妨げることによる可能とする機能を有する」ものであることを明確に認定しています。これに対し、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムについての正確な理解と認識に立つものではなく、クラックツールの提供を一般的に不正競争に該当しないと結論づけることには明確な誤りがあり、本準則の与える影響の大きさからすれば、現状のまま放置することは許容されるものではないと考えます。従って、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムの存在を前提としておらず現在の技術動向と齟齬があること及び判例に鑑み、改定又は全面的に削除されるべきであり、また、改定する場合、少なくとも現在の結論の適用場面を限定・明確化するよう強く要望します。クラックツールの提供により不正なソフトウェア利用が可能となって深刻な被害を受けているソフトウェアメーカーが、ソフトウェア制限解除箇所の改定又は全面的削除によって、円滑にエンフォースメントを行えるようになることを要望します。

(3) 著作権法の改正

著作権法の技術的保護手段及び回避行為に関する規制についても、上記(1)と全く同様のことが当てはまります。すなわち、まず、基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきです。また、ライセンス認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せずに著作権侵害として有効な対策となるよう、著作権法を改正することを要望します。

2. 日本版バイ・ドール制度の運用のあり方について

日本版バイ・ドール制度の目的は、本来、研究開発の成果にかかる特許権等(以下「本知的財産権」という。)を受託者に帰属させ、本知的財産権を事業活動において活用するインセンティブを通じて、イノベーションを促進することにあります。しかしながら、最近、経済産業省から公表された「委託研究開発における知的

⁵ 平成26年12月5日宇都宮地方裁判所判決 <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141205/>

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、本知的財産権を活用した効率的な事業化を妨げてしまい、イノベーションを促進するのではなく、却って阻害しかねないものとなっております。即ち、本ガイドラインは、非生産的で煩雑な、知的財産権保有者による報告義務を定めています。当該報告は、政府機関に対して提出しなければならず、本知的財産権に関わる事業化プロセスへの政府機関による積極的な介入が行われることになります。知的財産権保有者が、政府のハイレベルでの介入を受けることなく、本知的財産権を活用した事業化について自ら戦略的な決定を行えないとすると、非効率であるばかりか、究極的には本知的財産権を活用した事業化を妨げ日本経済の発展を阻害することとなります。従って、BSAは、米国バイ・ドール法やEUのEU Horizon2020など、他国で取り入れられている制度と同様のものとなるよう本ガイドラインを改定することを要望致します。これにより、日本は、日本版バイ・ドール制度が制定当初目指していた目的を達成することができるようになるものと考えます。

No.	法人・団体名
17	日本弁理士会

意見

○「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見（1）

《要旨》

1. 地方における知財活用促進について

地方における知財活用促進のためには、次のような取り組みが求められる。

- ・公的機関（国、地方自治体等）により、知財支援・知財評価を行う仕組みを構築し、知財の専門家や専門機関の活用を促すこと。
- ・農林水産事業者への支援も検討すること。

2. 産業財産権分野におけるその他の重要検討事項について

特許庁による審査体制の整備・強化については賛成する。一方で、日本において特許出願数が継続的に減少していることに対する抜本的な対策は不十分であり、次のような取り組みが求められる。

- ・発明者や創作者の人材育成を行うこと。
 - ・アドバイスや指導ができる人材の確保と体制作りを行うこと。
- また、迅速な水際での取締り強化のために、輸入差止申立制度の簡素化を検討すべきである。

3. アーカイブの利活用について

アーカイブの利活用に向け、次のような取り組みが求められる。

- ・アーカイブ化された孤児著作物の利用に関する再裁判についての要件緩和を検討すること。
- ・出版物以外の分野において、納本制度に類する法定制度の導入を、十分な意見聴取の上、検討すること。
- ・権利処理の問題解決よりも、アーカイブへの集積を優先させるべく、裁判制度の拡充を検討すること。
- ・著作者・著作権者が自主的に著作物に関する情報を提供したくなるような法律上のインセンティブの導入を検討すること。

4. コンテンツ分野におけるその他の重要検討事項について

○デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について

クラウドサービス等と著作権に関し、集中管理による契約スキームは有用である。ただし、権利者・事業者のみならず、ユーザにも配慮した制度設計をすべきである。また、クラウドサービスのみに適用される、柔軟性のある権利制限規定の創設も検討すべきである。

○模倣品・海賊版対策について

不正なシリアルナンバー及びアクセスキー等の流出を抑止するための法制度を拡充すべきである。

《全文》

1. 地方における知財活用促進について

（意見1）

「地方における知財活用の促進」のために、特許庁による「知財ビジネス評価書作成支援」の例のように、

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

行政庁・地方公共団体等が制度的に知財評価を後押しする枠組み（各種の公的な知財支援制度への知財評価の仕組みの取り込み）が重要であると考える。

（理由）

知財活用という知財を用いたアクションを考える場合、活用しようとする知財についての何らかの評価が前提となる。特に、協力企業や金融機関と協働する・支援を受けるなど自社以外の関係者がそこに関与する場合には、知財を活用する事業の遂行性判断のために、一定の客観性を有する知財評価が重要となる。都市部と比較してネットワーク資源が十分ではない地方において、また各種の経営資源が不足しがちな中小企業においては、このような状況がより顕著に現れている。

一方、知財評価手法についての研究・開発は徐々に進んでいるものの、知財取引市場が未だ十分に整備されていないなどの理由により、確立された評価手法というものは存在していない。このため、知財活用型事業の事業遂行性の判断のための共通尺度を欠いている状況にある。

このような共通尺度を提供し、知財活用、とりわけ地方における中小企業の知財活用をより一層推し進めるために、行政庁・地方公共団体の提供する各支援事業に制度的に知財評価の枠組みを組み入れることが有効である。地方における知財活用を積極的に推し進めようとする現状において、知財活用型事業の事業遂行性判断のための一定の共通尺度を、公的機関が積極的に提供することが望ましいと考える。

（意見2）

地方金融機関との連携、地方金融機関を介した知財支援事業の促進に際して、知財専門機関・知財専門家の活用をより一層推進すべきものと考える。

（理由）

地方においては、事業資金に関する支援を中心にして地方金融機関が事業化支援の中心となることが多い。しかしながら、知財を活用した事業支援については、地方金融機関において活発に行われているという状況にはない。

日本弁理士会において実施した金融機関向けアンケートによると、知財を活用した事業に対する支援における大きな課題は「社内での知財に詳しい担当者の不在」が挙げられている。

地方金融機関への知財啓発活動も長期的には重要な課題ではあるが、短・中期的には、知財専門機関・知財専門家の利用やこれらとの協働プロジェクトなどの促進が有効であるものと考える。

（意見3）

各地の知財未活用中小企業に対し、知財の専門家が当該企業を訪問し、訪問先企業に潜在的に存在する知財の洗い出しを行う等、知財の専門家の積極的関与を促す仕組みを、国が主導し構築すべきである。

（理由）

地方創生において、地方における中小企業の活性化は喫緊のテーマであり、その活性化を促すための手法として、既に企業内に存在している知的資産を活かした知財戦略の立案、知財経営の実行が望まれる。

しかしながら、その実践にあたっては、自己の保有する知財を認知することの難しさが、課題の一つとして存在する。例えば、自社で何の気なく製造を行っていたものであっても、知財の専門家の目から見れば、価値のある知財であるという事例も存在する。

そこで、上記課題を解決するにあたり、既存の知財総合支援窓口や各団体による無料相談をはじめとする待ち受け型中心の支援に加えて、知財の専門家の積極的関与による「訪問型の支援」を比較的大きな規模(件数)で展開することが有効であると思料する。例えば、知財に関する専門家である弁理士が各地の知財未活用中小企業を訪問することで、自ら相談窓口を訪ねる可能性は低いと考えられる訪問先企業に対しても、潜在的に存在する知財の洗い出しを行い、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与え、知財の積極的活用を促すといった支援活動が行えることが考えられる。このような形の支援を比較的大きな規模で行い、実績を積み重ねれば、それを見た他の企業等にも知財に関する関心が高まることが期待でき、「地方における知財活用促進タスクフォースの議論の整理（まとめ表）」におけるカテゴリーBの企業に対する支援として、極めて有用であると考える。

なお、この取組を展開するにあたっては、適切な活動ができるよう、知財の専門家が属する団体による人材の育成及び組織体制による組織的な展開が実行されることが前提である。

また、訪問先企業の募集に際しては、各地方自治体による協力が望まれる。すなわち、取組の対象となる

知財未活用中小企業は、日頃、知財を意識することが少ないと考えられるが、各地の中小企業にとって最も身近な存在の一つである地方自治体において、きめ細やかな広報活動が行われることで、対象企業に対して情報が行き届き、知財の専門家の関与に対し手を挙げる中小企業の増加を見込むことはもちろん、知財に関する啓発活動がより効果的なものと思料する。

また、中小企業の身近にいる知財以外の分野の専門家に対する知財啓発も、中小企業が知財戦略の立案や知財経営を実現する上で重要であると思料する。例えば、知財以外の分野の専門家がその専門分野に関して中小企業を支援しているなかで、当該企業が保有する知財の糸口を発見した場合、当該専門家が当該企業に対して知財の専門家による支援を受けることを促したり、当該専門家からの情報提供に基づいて知財の専門家が当該企業を訪問したりできる仕組みが構築されれば、自己の保有する知財を活用した経営を実現する中小企業の増加が期待できる。さらには、知財の専門家が知財の分野に関して中小企業を支援しているなかで、当該企業の一般的な経営に関する問題点や改善点に気が付いた場合には、知財の専門家が当該企業に対して経営一般に関する専門家による支援を受けることを促したり、知財の専門家からの情報提供に基づいて企業経営一般に関する専門家が積極的に当該企業を訪問したりすることも可能となる。

このように、各分野の専門家や地方自治体が横断的に連携することにより、知財分野のみでなく、多方面から中小企業の活性化が図られることが期待される。

将来的には、地域経済の好循環を目的に、各分野の専門家団体と地方自治体の協定締結により、知財活用モデルタウンを生み出す取組や、対象企業を、地方自治体が地域資源の活用度や先端技術の開発状況、出願状況等のフィルターによって選考、推薦し、地域に根ざす企業における積極的知財活用を後押しする取組などを行うことも考えられる。

上記のように、知財の専門家及びその所属団体のみでなく、知財以外の分野の専門家やその所属団体並びに地方自治体等を横断する取組であることから、まず国が総括して支援策の全体像を構築し、その上で各々の専門家に明確な役割を割り振る形で、知財に関してはその専門家の積極的関与を促す仕組みを構築することが望まれる。

なお、日本弁理士会では平成27年度に訪問型支援活動を計画しており、国として以上述べたような取組を検討いただけるのであれば、適宜に情報を交換しつつ連携して進めることができると考える。

(意見4)

「地方における知財活用推進タスクフォースの議論の整理3. (2) ②カテゴリーBの中小企業の知財戦略強化」について

最後の文章に、「また、知財啓発にあたっては、知財専門家ではなく中小企業支援関係者に適した知財教材を開発していくべきであるという意見もあった。」との記載があった。しかし、同様な内容を知的財産推進計画2015に追加する際には、該当箇所の文言を、「また、知財啓発にあたっては、知財専門家ではない中小企業支援関係者に適した知財教材を開発していくべきであるという意見もあった。」として頂きたい。

(理由)

②の前段の文章の趣旨からみて、殊更知財専門家を排除しない文言であることが望ましいと思われる。

(意見5)

「地方における知財活用の推進」において、中小企業、大学のみならず、農林水産事業者への支援に関する事項も検討していただきたい

(理由)

近年、地域の特色ある農林水産品やこれらの加工品について、「地域ブランド化」の推進、6次産業化の推進等を通して、海外を含む市場の拡大、地域の活性化に繋げようとする動きが活発化している。政府においても、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の制定等、こうした活動を後押しする施策を推進していると拝察する。農林水産業の分野においては、地域の特色ある商品、伝統製法等については地域の共有財産であり、独占排他権としての知的財産権の保護には必ずしも馴染まないとの考えも根強く存在しており、中小企業等とは別個の支援のあり方が存在するように思料される。また、地理的表示と商標、特許権・商標権と育成者権の「使い分け」といった観点からも他の産業分野と支援のあり方が異なると思料する。

以上のような点に鑑みて、農林水産事業者への支援のあり方についても検討すべきであると考える。

2. 産業財産権分野におけるその他の重要検討事項について

(意見1)

特許庁が世界最高水準の審査体制を確立するために審査体制を整備・強化することは歓迎する。ただ、日本において特許出願件数が継続的に減少していることへの抜本的な対策には不十分と考える。日本が、将来にわたって知財立国であることを維持、成長させるためには、発明、ノウハウ、意匠、著作物などを創造する力を育成することが重要と考える。特に、中小企業やベンチャー企業での発明者や創作者となる人材の育成が重要と考える。この観点から、中小企業やベンチャー企業を対象とした裾野の拡大、底上げに力を入れるべきである。また、発明者や創作者となる人材の育成には、アドバイスや指導ができる人材の確保や体制作りも重要と考える。

(理由)

知財立国であるためには
 (1) 発明、ノウハウを世界のトップクラスで生み出している国（創造している国、成長させている国）
 (2) 発明、ノウハウを世界のトップクラスで実施（生産、譲渡、使用）している国
 のいずれかに該当する国と考える。

ところで、GDPでは、日本は世界3位である。4、5、6位はドイツ、イギリス、フランスであり、さらにイタリアも含めると、GDPの合計は中国より多い。一方、アジアでは中国が世界2位であるが、中国、日本に続く国は、韓国の13位、インドネシアの16位である。

譲渡、使用にとって市場規模は大切な要素であるが、1出願でカバーできる市場規模は、米国、EP、中国、日本の順番であり、この順位を変えることは難しい。そして、日本が中国、韓国以外のアジアの国と連携（インドネシア、台湾、タイのGDPと合計）しても、市場規模では米国、EP、中国には対抗できない。つまり、(2)の中の譲渡、使用の点で知財立国を目指すことは難しいと考える。

そうすると、日本にできる可能性のあることは

- (A) 知財を創造する国 → 発明者になれる人材の育成が重要
- (B) 知財を育てる国 → ベンチャー保護など、政策的に特定の技術や産業を保護することが重要
- (C) 知財を使った製品を生産する国 → 世界の工場

であると考える。(B)、(C)は産業政策全体の中で取り組む内容なので、知的財産推進計画としては、(A)の創造者（発明者、ノウハウや著作物などの創作者）を育てること、特に中小企業やベンチャー企業を対象とした発明・創作の裾野の拡大や底上げが重要と考える。また、人材育成にはアドバイスや指導が必要であり、それを実行できる人材の確保と体制作りも重要と考える。

(意見2)

輸入差止申立制度の簡素化

(理由)

輸入差止を行う場合、輸入差止申立書に識別ポイントや弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等を添付して提出することになるが、申立書の提出に先立ち、書類の内容等について、税関での事前相談を経てからでないと受理されないケースがある。

特に地方では、当事者と東京税関とで日程調整を行う必要もあり、迅速な水際での取締り強化のため、制度の簡素化に向けた検討をすべきである。

3. アーカイブの利活用について

(意見1)

一度裁判が認められてアーカイブ化された孤児著作物について、再裁判を認める要件は、補償金の供託のみとするなどの要件緩和を検討すべきである。併せて、アーカイブに集積される情報として、一度裁判を受けた孤児著作物であること等を明示すべきである。

(理由)

国立国会図書館等では、裁判制度を活用した孤児著作物のアーカイブ化が進められている。しかしながら、これらアーカイブ化された孤児著作物を適法に利活用するためには、利用者は改めて裁判を受けなければならない。一度裁判が認められたということは、相当の努力を払って既に権利者検索がなされたにもかかわらず発見されなかつたわけであるから、同一著作物に係る再裁判の請求については補償金の供託のみを条件と

する等、裁定の要件を緩和することを検討すべきである。また、アーカイブに集積される情報として、裁定を受けた孤児著作物であること等を明示すれば利活用の促進も期待できると考えられる。

(意見 2)

出版物以外の分野においても、納本制度に類した法定制度の導入を検討すべきである。また、法定制度の導入に際しては新たな義務を負うことになる権利者にとって、過度の負担にならないよう十分な意見聴取をしたうえで導入を検討すべきである。

(理由)

アーカイブの利活用促進にあたっては、充実したアーカイブが構築されていることが不可欠である。アーカイブに関するタスクフォース報告書によれば、集積が進んでいる分野と進んでいない分野との差が著しいことが読み取れる。最もアーカイブの集積が進んでいる分野は出版物であり、これは国立国会図書館の納本制度に依るところが大きいと考えられる。法定の納本制度によって出版物の分野では他分野に比して充実したアーカイブが構築されている状況に鑑みれば、公益的な観点から、他分野においても納本制度に類した法定制度の導入も検討すべきである。

(意見 3)

権利処理の問題よりもアーカイブへの集積を優先させるべく、裁定制度の拡充を早急に検討すべきである。

(理由)

アーカイブへの集積が進まない原因の一つとして、権利処理の問題がある。権利関係者が多数存在したり、孤児著作物であったり、権利者の協力を得ることが困難な場合がある。著作者・著作権者の権利を侵害しないよう配慮することは必要であるが、配慮されるべき権利者が不明であるような状況では公益的な観点からアーカイブへの集積を優先させる方が望ましいといえるから、現行の裁定制度の拡充を検討すべきである。

具体的には、所定の基準を満たしたアーカイブ事業者からの裁定申請に対しては、通常の裁定手続ではなく原則利用可としてアーカイブへの集積を優先させることが考えられる。その際には、集積についてだけは制限無く認めることにして、著作物そのものや著作物に関する情報については一部公開のみとする等の制限を課すことで、権利者保護の観点を取り入れることも必要である。この裁定制度の拡充は、資料滅失等の喫緊の課題を有する映画フィルム等の分野のアーカイブ集積において早急に検討すべきである。

(意見 4)

アーカイブへ集積された情報に基づく推定規定の導入を検討すべきである。具体的には、アーカイブへ集積された著作物を対象として、(i) 著作権法の登録による推定規定と同等の推定規定の導入、(ii) 客観的同一性を有する後発著作物に対する依拠性の推定規定の導入を検討すべきである。

(理由)

アーカイブに関する問題は、アーカイブの充実を通じて文化資産の価値増大を図るといった公益的な観点や、利活用の利便性向上を図る利用者の観点から検討されることは見受けられるものの、著作者・著作権者の観点から検討されることは少ない。しかし、真に充実したアーカイブを構築し、利活用を促進させるためには、著作者・著作権者の積極的な関与は必要不可欠である。そのためにも、著作者・著作権者から能動的な協力を引き出せるような、つまり、著作者・著作権者が自主的に著作物に関する情報を提供したくなるような法律上のインセンティブについて検討すべきである。

具体的には、アーカイブへ集積された情報に基づいて、著作権法の登録による推定規定（第75条第3項、第76条第2項、第76条の2第2項）と同等の、著作者の推定、最初の発行または公表の推定および創作日規定の導入を挙げることができる。登録制度と重複したとしても、アーカイブへの集積で登録制度と同様の法的効果を与えれば登録コストが軽減されることになるので、権利者からアーカイブに対する積極的な協力を引き出すことも可能と考えられる。

さらには一歩進んで、アーカイブ集積された時点以降に著作された、客観的な同一性（またはきわめて近い類似性）を有する後発著作物に対して、アーカイブされた著作物に対する依拠性を推定する規定を設けることも検討すべきである。かかる推定規定が設けられれば、著作権侵害訴訟における原告（権利者）側の立証責任が軽減されることになり、アーカイブ構築への権利者の積極的な関与を促すことが可能と考えられる。

4. コンテンツ分野におけるその他の重要検討事項について

○デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備（クラウドサービス等と著作権）について

（意見1）

円滑なライセンシング体制を構築するうえで集中管理による契約スキームは有用と考える。ただし、権利者とクラウドサービス事業者のみではなくクラウドサービスのユーザにも配慮した制度設計をすべきである。

（理由）

契約処理コストの低減および円滑なライセンシング体制の構築にあたって、集中管理による契約スキームは有用と考える。ただし、権利者、事業者、利用者（ユーザ）の三者が協議し、十分に議論することが必要である。集中管理スキームに関する議論にあたっては、どうしても契約当事者（権利者・事業者）の意見が採用される可能性が高くなるため、クラウドサービスのユーザに配慮するという視点をあえて意識付けて検討すべきと考える。

（意見2）

少なくともクラウドサービスだけに適用される柔軟性のある権利制限規定（仮称：「クラウド内フェアユース規定」）の創設も検討すべきである。

（理由）

私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であるために、事業者がサービス展開を萎縮しているという背景があることからすれば、クラウドサービスの拡大促進を図る上で一般的な権利制限規定の導入について検討することも意義がある。もっとも、あらゆる著作権に関する日本版フェアユースの導入の是非まで検討する必要はなく、クラウドサービスに関わる著作権に限った柔軟性のある権利制限規定（仮称：「クラウド内フェアユース規定」）の創設を検討すれば足りると考える。

事業者が積極的にサービス展開できるようにして、さらなるクラウドサービスの発展を促す目的からすれば、期間を定めた時限立法による権利制限規定や対象事業者を限定した権利制限規定等の創設を検討することも一案である。

○模倣品・海賊版対策について

（意見1）

不正なシリアルナンバー及びアクセスキー等の流通を抑止するための法制度の拡充を要望する。

（理由）

ソフトウェアの不正コピーや不正利用に関しては、著作権法における「技術的保護手段」及び不正競争防止法における「技術的制限手段」が定められ、水際取締りの対象ともなっており、これまでに一定の効果を上げている。

しかし、多くのソフトウェア開発企業がソフトウェアの不正コピーや不正利用を防ぐための手段として頼るシリアルナンバー及びアクセスキー等に関しては、現行法制ではこれらの不正な流通に対し効果的に対処することが難しい。

このような現状に鑑みて、これらの不正な流通を効果的に抑止することが出来る法制度の拡充を要望する。

○「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見（2）

《要旨》

1. 証拠収集手続について

現在の文書提出命令の特則は期待された機能を果たしていないと考えられることから、証拠収集手続きが容易になるように制度を見直すべきである。具体的には、次のようなことが考えられる。

- ・欧州型のような専門家たる第三者による査察制度の導入の検討。
- ・専門委員制度を証拠収集においても活用する方策の検討。

2. 権利の安定性について

権利の安定性について、次のことを提案する。

(1) タイムリーな権利取得のために、審査請求期間の長期化又は特定の条件の下で審査請求時期を遅延させるシステムの導入や、審査着手のタイミングを指定できるシステムの導入の検討。

(2) 権利内容の充実のために、最後の拒絶理由等に係る補正の制限やシフト補正の禁止など補正制限の要件の緩和。また、無効審判における訂正等の制限の緩和についての検討。

(3) 無効の抗弁の維持

3. 損害賠償額について

いわゆる「寄与率」の問題に対し、ガイドラインのような形で、寄与率を考慮する要素を規定する指針を提供し、損害賠償額の算定方法を透明化・統一化することが有効である。また、実施料相当額の算定をより適正化するために、算定に関するデータベースの構築も有効である。

4. 差止請求権について

差止は特許権侵害の抑止力として重要であり、現時点でこれを抑制する必要はない。

5. 中小企業支援について

中小企業が原告の場合に、印紙代が高額となるのを避けるため、損害額の一部請求しかできない状況があることから、印紙代の支援システムの構築について検討すべきである。

また、日本において、全世界的な侵害紛争について解決が図れるような機関を検討すべきである。

6. 情報公開・海外発信について

現在の公開情報に加えて、「和解による終結の傾向」、「仮処分の件数」、「訴訟の種類別件数等の公開」についても、公開による弊害のバランスを考慮した上で、公開すべきである。

また、日本の知財訴訟システムが、特に新興国における訴訟システムとして採用されるように、官民挙げて我が国の訴訟システムを積極的に海外発信できるような仕組みを検討していくべきである。

7. 地方における知財司法アクセスについて

日本の裁判の長所である統一的で適正かつ安定的な裁判が損なわれないようにすべきである。また、現在も活用されている電話会議、テレビ会議システムなどのIT技術をより積極的に活用することで、地方における知財司法アクセスの利便性は更に改善できると考える。

《全文》

はじめに

(1) 「知財紛争処理タスクフォースの議論の整理」においては、我が国の知財紛争処理システム全体として、今後どのような方向を目指すのかが示されていない。個々の事象について検討することも重要であるが、その前提として、知財紛争処理システム全体をどのような方向に持っていこうと考えているのかが検討されないと、個々の事象に係る検討も十分とはいえない。

将来の知財紛争処理システムとしては、例えば、以下のような方向性が期待されるのではないか。

第一に、日本の知財紛争処理システムに対する利用者からの信頼性や満足度が高く、国内外の紛争解決手段の一つとして、日本の知財紛争処理システムが利用されることである。そして、日本の知財紛争処理システムの利活用が国内外のビジネス・スタンダードとなって行くことである。

第二に、日本の知財紛争処理システムが、世界の知財紛争処理システムの手本となることである。そして、日本の知財紛争処理システムと同じ又は類似したシステムが各国・地域に拡大し、世界全体でより安定した信頼性の高い知財紛争処理システムを構築していくことである。

このような知財紛争処理システムを目指すことにより、経済・産業のグローバル化の中で知的財産に関する多種多様な紛争が、迅速かつ的確に解決され、知的財産をより一層活用したイノベーションを創出する環境が形成できるのではないか。

(2) 知財訴訟に限らず訴訟システム全般においてもっとも重要なことは、訴訟プロセスにおける「公平性」であり、それを踏まえた判断の「妥当性」である。従って、一方当事者の側から見た勝訴率を訴訟の評価指

標とすることは適切ではない。

我が国の知財訴訟における訴訟件数や勝訴率等については、米国とよく比較されるが、そもそも米国型の訴訟システムが、我が国が目指す紛争処理システムとして適切かどうかを判断することが必要である。訴訟件数や勝訴率のみに着目し優劣を付けることは、訴訟システム全体の現状を正確に把握していないこととなる。また、知財訴訟は全世界で行われており、世界全体の傾向を把握することも必要である。

また、日本の訴訟上の和解では、特許権者の権利実現割合が70～80%であるという事情に鑑みると、勝訴率等という数字が如何に紛争処理システム全体を評価する上では断片的な現象しか反映していないことは、明白である。

(3) さらに、日本経済全体の健全なイノベーションの促進という観点からは、特許に値しない特許権の行使は阻止されるべきであり、権利者だけでなく、権利者以外の立場も踏まえた、「公平性」かつ「妥当性」を備えた知財紛争システムの構築がなされるべきである。

1. 証拠収集手続について

侵害事実の立証（特に方法発明の特許について）は困難であり、証拠提出手続を強化することが望まれる。しかし、現在の文書提出命令の特則（特許法第105条以下）は期待された機能を果たしていないと考える。知財紛争処理タスクフォースの議論の整理でも、現在の規定が活用されない原因として、秘密保持命令違反の場合の刑事罰が意識される、秘密保持命令の閲覧対象者に相手方企業が含まれることに抵抗がある、裁判所も制度利用に消極的である、等の指摘がなされた。

また、製法特許の権利行使にあたり、侵害訴訟における証拠提出について、裁判所では強力な訴訟指揮がなされている事案もあるが、被告が具体的な態様に十分に合致していない証拠を提出する等、具体的な態様を十分に明らかにしないで済んでしまっている場合がある。

これらを考慮し、証拠収集手続が容易になるように制度を見直すべきである。

侵害の行為の立証に資する証拠収集をより容易にするための方策として、米国型のディスカバリー制度について議論がされているが、米国型のディスカバリー制度は広範な文書収集機能を実現するためには有効である一方、経済的な負担が重く、人的資源も多数導入しなければならないことから、イノベーションの促進をかえって阻害することも懸念される。

従って、欧州型のような専門家たる第三者による査察制度の導入を検討し、侵害製品・方法に係る証拠を迅速かつ的確に把握する制度の構築が好ましいのではないかと考える。

なお、日本弁理士会からは、専門委員制度に協力すべく、多数の専門委員を裁判所に推薦しており、現在、多くの知財訴訟において活発な活用が図られ、知財訴訟における技術的専門性の判断に寄与している実態がある。

このような専門委員制度を、証拠収集においても、活用する方策を検討してよいのではないかと考える。

2. 権利の安定性について

日本経済全体の健全なイノベーションの促進という観点からは、特許に値しない特許権の行使は阻止されるべきであり、権利者だけでなく、権利者以外の立場も踏まえた知財紛争処理システムの構築がなされるべきである。

このことを踏まえ、権利の安定性について以下のことを提案したい。

(1) タイムリーな権利取得

審査請求期間の短縮化や審査着手時期の早期化などにより、実際の事業を開始する時期と特許化の時期とが異なっているという実態がある。知的財産が事業の支柱の一面を担っていることに鑑みると、事業化のタイミングに即した特許権の取得を希望する企業は多く、その要望に応えるために、審査請求期間の長期化又は特定の条件の下で審査請求時期を遅延させるシステムの導入や、審査着手のタイミングを指定できるシステムの導入を検討すべきではないか。

(2) 権利内容の充実

事業の実態に合致した権利が取得できるように、最後の拒絶理由等に係る補正の制限やシフト補正の禁止など補正制限の要件を緩和すべきである。

また、適正且つ安定な特許権の実現や、特許権による権利行使の活性化の実現のために、無効審判における訂正等の制限の緩和（例えば訂正要件の緩和）についても検討すべきである。

これにより、強い権利が構築でき、適切な権利に基づく権利行使の実現が図られることとなると考える。

(3) 無効の抗弁の維持

知財紛争処理システムにおいては、特許権を対世的に無効とするのではなく、当事者相互間の紛争解決のみを望む企業も多いことから、特許法第104条の3は維持すべきである。

仮に特許法第104条の3を廃止すると、一審においては技術的範囲に属するかどうかだけを判断することになる。一方、特許が無効かどうかの判断は、無効審判に依存することとなり、結局無効審判の審決取消訴訟と侵害訴訟の控訴審とが同時に継続する高裁判断によらなければ、侵害事件の結論が不明となってしまう。この場合において、中小企業が特許権者の場合でも被疑侵害者の場合でも、無効審判に当事者として関与しなければならず、また審決取消訴訟についても関与しなければならず、更に侵害訴訟についても結局控訴して関与しなければならず、費用的にも時間的にも負担が大きくなることが懸念される。また、裁判所の一審の結論の重要性が損なわれることも危惧される。

また、侵害訴訟と無効審判のどちらで特許の有効性を争うかを選べるという点における、企業戦略に基づく企業の選択の自由度を狭めることは好ましくないため、この観点からも、特許法第104条の3は維持されるべきである。

なお、特許法第104条の3の規定を将来に亘って効果的に活用できるようにするためにには、裁判所においても特許に係る発明や明細書の記載等に係る技術的意義を十全に把握して審理を行えるようにすることが必要である。このために、調査官の人数を増強するとともに任用や給源の在り方を見直し、また専門分野の網羅性を強化するなど、技術的知識に長けた人材が一層深く関わって裁判手続を進められるような体制を作るべきである。

3. 損害賠償額について

特許法第102条第2項については、特許権者が特許発明を実施している必要があるか否かが不明であったところ、特許権者が特許発明を実施していないとも第102条第2項の損害賠償額を請求することができるとの知財高裁大合議判決がなされたことから、同法第102条第3項による請求に代えて、第102条第2項の損害賠償額の請求の活用が活発化することが予想されるところである。

また、特許法第102条第2項の損害賠償額を決定する際に、いわゆる「寄与率」が問題になることが多いが、「寄与率」について何ら法律上の規定はない。しかも、「寄与率」が変化するだけで、損害額が大きく変動することとなる。

裁判例を見ると、寄与率についての「立証」を原告が証明したり被告が証明したりしている。例えば、寄与率についての立証責任（非寄与率）を被告に負わせる規定を設けることで、損害賠償額は増加する可能性が高くなると考える。

また、寄与率を考慮するにあたり、何が考慮要素となるかについて何ら規定もなくガイドラインもないことから、今般の特許法第35条に係る法改正でも検討されているガイドラインのように、寄与率を考慮する要素を規定する指針を提供し、損害賠償額の算定方法を透明化・統一化することも有効であると考える。

なお、我が国の特許の価値を高めるためにも特許権侵害における損害賠償額はもっと高額であるべきである。「寄与率」については一時期10数パーセントの高率を認める判決があったが、現在は3～5%で安定してしまったように見える。より高率が認められるような算定基準を模索すべきである。また、悪意の侵害等については課徴金等の制裁的な金額を認定できる制度の創設も考えられるのではないか。代理人費用の敗訴者負担も、弁護士費用相当損害額の算定（現状は他の損害額の1割程度）を見直すなどして、積極的に認定するべきである。

また、特許法第102条第3項については、実施工料相当額の高額化のために「通常の」との文言が法改正により削除された経緯がある。実施工料相当額の算定をより適正化するために、算定に関するデータベースの構築も有効であると考える。

4. 差止請求権について

差止は特許権侵害の抑止力として重要であり、現時点でこれを抑制する必要はないと考える。悪質なP A Eによる訴訟の多発という事態は現時点ではあまり想定できないと思われる。

5. 中小企業支援について

中小企業は、例えば特許のポートフォリオを構築できる程度の権利を複数又は多数有しておらず、この点においても大企業と比較して、戦略的な権利行使の上では不利な状況にある。一方、日本の産業構造上、企業形態の中に中小企業が占める割合が多く全国に存在していることから、中小企業が知的財産を活用することは、地域経済の活性化を図る上で重要なことである。

特に、侵害訴訟においては、中小企業が原告の場合に、侵害訴訟における印紙代、特に損害賠償請求額に対する印紙代について、印紙代が高額となるのを避けるため、損害額の一部請求しかできない状況がある。このような状況下では、中小企業が有する権利行使が十分に図られているとは言い難く、何らかの印紙代の支援システムの構築について検討すべきと考える。

また、昨今の中企業の海外進出に伴い、模倣品に対する侵害訴訟を中小企業が各国で提起することには

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

経済的・人的・距離的な面より困難性が伴う。そこで、日本において、全世界的な侵害紛争について解決が図れるような機関、例えば国際的に認知されるような仲裁機関を検討することも一案であると考える。日本には例えば、他国には存在しない、知的財産に特化した日本知的財産仲裁センターがあり、かかる仲裁センターを、国際的な仲裁センターとしてより発展させて国際的な認知度を高めたり、又は、新たに国際的に認知される仲裁センターを構築する等、裁判による紛争処理手段と平行して、別の紛争解決の手法として検討してもよいのではないかと考える。これにより、日本が世界の知財紛争処理システムの中核となっていくことにつながると考える。

6. 情報公開・海外発信について

知的財産訴訟については、裁判所において原則全件ホームページ上で公開されている。これにより、従来と比較して、我々専門家及び企業等の民間による紛争解決能力が著しく向上した。

現在の公開情報に加えて、「和解による終結の傾向」、「仮処分の件数」、「訴訟の種類別件数等の公開」についても、公開による弊害のバランスを考慮した上で、公開されることを期待する。

また、日本の中小企業の海外進出をサポートするために、日本の知財訴訟システムが、特に新興国における訴訟システムとして採用されるように、官民挙げて我が国の訴訟システムを積極的に海外発信できるような仕組みを検討していくべきである。

7. 地方における知財司法アクセスについて

民間企業にとって、知財訴訟経験が豊富な裁判官による適正且つ安定的な裁判が最も重要である。米国のように裁判所のフォーラムショッピングが我国の国内で行われて、日本の裁判の長所である統一的で適正かつ安定的な裁判が損なわれることがあってはならないと考える。一方、地方におけるアクセスの便宜を考慮すると、現在も活用されている電話会議、テレビ会議システムなどのIT技術をより積極的に活用することで、地方における知財司法アクセスの利便性は更に改善できると考える。

No.	法人・団体名
18	日本製薬工業協会 知的財産委員会

意見

《要旨》

わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、国内外から経営資源を日本に集めることでイノベーションを促進すると共に、成果が適切に保護される環境が必要である。貴事務局より4月30日より開始された掲題「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望する。

(1) 「知財紛争処理タスクフォース」に関する意見

- ① 証拠収集手続の改善について
- ② 権利の安定性について
- ③ 損害賠償額について

(2) 「地方における知財活用促進タスクフォース」に関する意見

《全文》

(1) 「知財紛争処理タスクフォース」に関する意見

① 証拠収集手続の改善について

知財紛争処理タスクフォースにおいて、証拠収集手続の改善について議論がなされていることから、意見を述べます。

資料2「知財紛争処理タスクフォースの議論の整理 1. 証拠収集手続 (1) 背景」に記載されているように、侵害者が秘密裏に特許発明を実施している場合、証拠入手が不可能であり、侵害を把握することができず、特許権の実効性が失われている実態がある。例えば、製造方法に関する特許権などは、第三者がその特許発明を実施していても、その侵害行為が公にならないため、侵害の事実を把握することさえできず、侵害者が放置されている可能性がある。権利を保有していても権利行使ができずに、公開の代償としての独占権の付与という、特許制度の趣旨が没却されている状態である。知財紛争処理タスクフォースにおいて、特許権の実効性を確保すべく、証拠収集手続の改善を検討するのは大変好ましい。

一方で、証拠収集手続は、あまり過度になると、権利行使の足かせとなる虞がある。米国型 Discovery

制度は、被疑侵害者から（秘匿特権で保護されている文書を除き）関連する全ての証拠の提出を求めることができる点から、優れた制度である。しかしながら、開示される文書は膨大な量におよび、特に電子書類を開示する e-Discovery では訴訟当事者の負担は大きい。また、特許訴訟においては、特許権の有効性が争点となることも多いため、被疑侵害者だけでなく、特許権者側も膨大な文書の開示を求められる。更にその文書の確認作業には代理人も関与することから、代理人費用も膨大となる。このような背景から、権利行使を断念する特許権者も出るのではないかと懸念する。

特許権の実効性確保のために証拠収集手段を拡大するのは好ましいが、あまりに過度になると権利者側にとっても負担となり、使い難い制度になってしまうため、慎重な議論をお願いしたい。

② 権利の安定性について

権利の安定性は重要であり、引き続き一定のクオリティを維持した権利化と、それを前提とした権利行使のしやすさが求められる。しかし、一定レベルに達しない権利に基づく権利行使がなされるような状況は、PAE や NPE などによる訴訟の横行につながりかねないことを懸念する。

③ 損害賠償額について

資料2 「知財紛争処理タスクフォースの議論の整理 3. 損害賠償額 (2) 意見と課題」にて、日本において特許侵害における損害賠償請求の利用が少ない理由の一つとして、仮に勝訴したとしても損害賠償額が低額である点が挙げられている。しかし、損害賠償請求の利用が少ない理由として、その額の多寡が問題なのではなく、適正な損害賠償額を算定しにくいシステムになっていることが問題と考える。適正な損害賠償額を算定できる仕組み、たとえば、相手方当事者への営業秘密の開示を行えないような仕組み（米国における Outside counsel only の原則を参考）や、一方当該営業秘密の開示に対し守秘義務を有する対象を米国と同様に第三者の専門家へと広げることで技術的な検証を可能とするなど、手続面での改善が必要である。

(2) 「地方における知財活用促進タスクフォース」に関する意見

眠っている知的財産権の活用のためには、休眠特許等の移転に限定するのではなく、事業強化につながる技術移転も念頭に置いた、幅広い議論がなされるべきである。開放特許が利用されることで事業が促進され、更にその改良発展により、新しいイノベーションとそれに伴う知的財産を創出することにつながると思われる。また、各大学や中小企業が有する有効な技術・ノウハウを生かした事業振興やベンチャー創設を検討することが重要である。新たな事業展開が実施されれば、それまで活用されていなかった知的財産の活用につながることから、まずはどのように新たな事業を振興できるかを考えるべきである。

“地方における”知財活用という意味では、上記の事業振興やベンチャー創設を地方で実施するということが重要である。地方の経済活性を図るという点からは各地方における資源や大学が有する技術を利用して、その地方において事業を振興させることができると考えられる。都市部以外での事業振興やベンチャー創設を奨励するという意味では、大企業や大学の所在地にかかわらず、地方で事業振興やベンチャー創設をした場合には研究・事業助成金等を支給するということも考えられる。

なお、知財それ自体でその活用をなすことは困難である。知財活用を名目とした単なる支援金のばらまきにならないよう、新規事業創設、ベンチャー創設等を実際に行った中小企業やベンチャーに対して、その活用ノウハウや専門人材の支援などのソフト面も含め、厚く支援することが肝要と考える。また、中小企業やベンチャーに限らず、例えば地方における事業振興を行った企業と提携により税金が控除される等の大企業にとってもメリットのある仕組みとすることにより、大企業が積極的に大学や中小企業との提携に乗り出す可能性も生じ、ひいては日本全体の事業競争力を高めることになると考える。

No.	法人・団体名
19	ヤフー株式会社
意見	
<p>(1) デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について</p> <p>インターネットを取り巻く技術の進展に伴い、次々と新しいプレーヤーが出現し、多様なサービスが非常に早いスピードで展開されている。サービスは容易に国境を越えるため、日本の法制度が米国等の他国の制度に遅れをとると、日本の産業の発展が阻害されるおそれがあるのではないか。急速に発展していく技術による利便性を、世界に遅れることなく日本の利用者が享受できるようにするために、著作権の保護と利用のバランスを保ちつつ変化と多様性に対応できる著作権制度のあり方を検討するとともに、多大な時間を費やしてもなお結果がでないということのないよう、スピード感をもって議論を進め施策を講じていただけるようお</p>	

願いしたい。

特に、(1)コンテンツのさらなる利用促進を進めるための、権利の集中管理の促進、(2)検索サービスに関する規定（著作権法第47条の6）など現状に適合していない規定の見直しと権利制限規定の受け皿規定など柔軟な規定の導入について、迅速な検討をお願いする。

No.	法人・団体名
20	有限会社バリアフリー
意見	
ブロックチェーン技術を用いた電子的知的財産管理台帳の製造とWIPO経由での5大知財官庁への導入を提案・要望いたします。	
前記ブロックチェーンとはビットコインなる暗号技術活用型通貨類似財産等移転システムの心臓部とも言える新出基礎技術のことです。	
このブロックチェーンの応用の一つとして、日本が先導して当該電子的台帳を実用化し、世界共通で活用しようというものです。	

No.	法人・団体名
21	一般社団法人インターネットユーザー協会（MIAU）
意見	
1. アーカイブの利活用に関して	
著作権の切れた出版物のインターネット上の速やかな公開を	
アメリカ議会図書館や欧州委員会のEuropeanaは、パブリックドメインとなった書籍・映画・音楽等のアーカイブ・オンラインでのデータ配信に熱心である。著作権が切れパブリックドメインとなった著作物は、速やかに全国民が利用しやすい形態で提供し、我が国の文化の向上に資するのが、文化を担う行政機関の責務である。	
我が国には著作権が消尽し、文化的意義が大きいにも関わらず、鑑賞・閲覧の困難な戦前の作品が多数存在する。市場性が薄くなり著作権も切れた作品については国が主導して保存・公開する必要性が高いにも関わらず、こうした点についての現状認識・問題意識が乏しいのは大変遺憾である。	
また我が国では著作権の切れた書籍について、権利を持たない者の申し出によって国立国会図書館ウェブサイト上での提供が一時凍結されたことがある。今後このような不必要な配慮を行わないよう知的財産推進計画に明記することを求める。	
アーカイブされた放送番組の権利処理にオプトアウトの考え方を	
放送番組のアーカイブ化およびその一般利用は、2003年のNHKアーカイブス設立をきっかけに本格的にスタートした。当時から実践されてきた権利処理のモデルは非常に厳格なものであるが、これが後々他の事業者の権利処理のモデルとなった。だがNHK基準の厳格な権利処理にかかるコストでは民間事業は成り立たず、事実上の参入障壁となっている。	
権利処理のうち、膨大な人件費がかかっているのは肖像権の処理であり、特にタレントなど契約によって出演契約が行なわれた者ではない、映像に収められた一般市民の権利許諾が大きな負担となっている。	
我が国においては、肖像権は明文化された権利ではなく、判例によって一部パブリシティ権などが認められた例があるに過ぎないが、一般市民の間では過剰に権利を拡大して解釈する傾向が強まっているのも事実である。	

このようなバランスを考慮し、収蔵された放送番組の利活用においては、研究および教育利用に限定した上で、オプトアウトで始めたらどうか。その課程で人物の特定および権利処理の手がかりが掴める可能性もあり、事業者の権利処理の負担が軽減できる。アーカイブは、蓄積しても利用されなければただの死蔵であり、利用開始が長引けばそれだけ資産価値を減少させ続ける結果となる。放送番組のアーカイブ利活用については、最終的には国民の直接視聴に繋がることを睨みつつも、資料としての価値を優先する形で、現実的な手段を検討すべきである。

政見放送や国会審議などの公的なコンテンツの公開を

インターネットを利用した選挙活動が解禁された今、有権者がインターネットを用いて選挙に関する情報を集められるよう、政見放送をインターネットで見られるような取り組みを進めるべきである。また政見放送や国会審議などの公的なコンテンツ及び災害に関する報道などの公共性・緊急性の高い番組については、通常放送に掛けられている CAS を外して放送することを義務化し、国民が利用しやすい環境の整備を進めるべきである。

フェアユース規定の導入を

知的財産計画 2009においては、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入するとの方針が決定された。その議論の結果、2013年1月の著作権法の改正によって新たな権利制限規定が導入されたが、これは文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の報告書にまとめられた、いわゆる「3類型」をも網羅できないようなものとなってしまった。これは権利制限の一般規定と呼べるようなものではなく、いくつかの個別規定を増やしただけのものにすぎない。よって知的財産計画 2015において、再度権利制限の一般規定の導入の方針を示し、ユーザーによるアーカイブされたコンテンツの利用の利便性の向上及び国内産業の活性化を目指すべきである。

行政の持つデータのライセンスを利用しやすいものに

政府や自治体の持っている各種データもアーカイブとして捉え、行政の持つデータの利活用についても知財戦略に盛り込み、知財戦略としてもオープンガバメントを推進していくべきである。例えば、過去に行政機関が発刊した白書や報告書といった、税金で作成され極めて公共性の高い文書にまで著作権の制限がかかり、全文のネット上での公開に支障が発生するような事態は、極めて非民主主義的であり悪しき官僚主義的な矛盾に満ちていると評さざるをえない。「オープンガバメント」の推進に不可欠なオープンデータを進めていくためには、行政の持つビッグデータを国民が利用しやすいライセンスと形式で公開することが重要である。経済産業省や文化庁が進めているような、行政のデータをパブリックドメインないしクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを用いて公開する取り組みを、国全体として進めていくべきである。

2. 模倣品・海賊版対策に関して

ACTA（模倣品海賊版拡散防止条約）について

知財戦略としての「模倣品・海賊版の拡散防止」という方向性には賛同する。しかし ACTA はその目的から大きく逸脱したものであり、国内外から批難を浴びた。特に「HELLO DEMOCRACY GOODBYE ACTA」のスローガンのものと、ACTA が欧州議会において大差で否決されたことを政府は厳しく認識すべきである。ユーザーの知へのアクセスを阻害し、また不透明なプロセスで批准が進められた ACTA の発効の推進は、日本から見ても、そして交渉参加国から見ても知的財産戦略としては誤りで、知財計画に掲載すべきものではない。

3. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備に関して

クラウド・コンピューティングに対応した著作権制度の整備を

クラウド・コンピューティングを用いた各種サービスが世界的に飛躍的に広がっている中、日本では「カラ

「オケ法理」等によって直接侵害の範囲が過度に拡張され、先進的なサービスが生まれにくい状況にある。制度の見直しにあたっては直接侵害の範囲を縮小・整理し、メディア変換やフォーマット変換などの公正な利用をセーフハーバーとして著作権侵害としないような制度の設計が必要である。その際に「間接侵害」を創設するということであれば、間接侵害の範囲を過度に広げないようにし、間接侵害の要件を明確かつ具体的に規定することが求められる。

補償金に頼らない音楽産業と製造・サービス業の協力関係の構築を

そもそも私的録音録画補償金制度は、あくまでも複製による損失の補償を目的とした制度であり、そもそもクリエイターに対する環境の整備という役割は小さい。強力なDRMやダビング10によってデータの複製が制限されている以上、複製による損失はなく、デジタルチューナーのみを持つレコーダーに対する私的録画補償金については、その根拠がないことが司法によって示された。よって現状のコピーコントロール・アクセスコントロールが続けられる以上、クリエイターに対する環境整備と称して私的録音録画補償金の対象機器を広げることで、制度の拡張を進めることは誤りである。

私的録音録画補償金をクリエイターに向けた環境整備の一環として位置づけるのであれば、現状のコピーコントロール・アクセスコントロールの撤廃や改善、フェアユースの導入など、ユーザーがコンテンツを利用しやすい制度構築も同時に実行すべきである。また文化予算の増額や、コンテンツの鑑賞に国が一定額の補助を出す「芸術保険制度」の導入、コンテンツに関わる人や団体に寄付をすることで控除を受けることができるような寄付税制の推進など、ユーザーとクリエイターの両方が利益を得られるような制度の構築も考えるべきである。

また2014年7月に設置された著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会での議論は、新しい産業と文化の発展を続けるための議論であったはずが、実際の議論はロッカー型クラウドサービスという限定的なサービス類型に関する議論にかなり時間がかかってしまい、ロッカー型クラウドサービス以外のものについては現時点での明確な立法事実があるかどうかが議論されたのみであった。つまりクラウドサービス等と著作権についての議論が十分に行われたとは言えない状況にあると考える。以上の認識から主婦連合会と共同で2015年3月27日に文化庁に対して意見書を提出した(<http://miao.jp/1427440922.php>)。本意見書の内容を知的財産推進計画2015にも同様に盛り込むよう求める。

著作権の権利制限規定の見直しについて

情報技術の進化によって、新しく魅力的なサービスの可能性が広がる中で、著作権の権利制限規定の見直しについて、新たな時代に対応できる柔軟な規定についての検討を含め、未来志向の議論が展開されることを要望する。

著作権法第三十条第一項第一号について

本小委員会ではクラウドサーバーが著作権法第三十条第一項第一号(以下本条文)に該当するかどうかが議論され、小委員会の中ではいくつかの個別事例について該当しないことが確認された。しかし本条文が、制定された趣旨とは異なる形で解釈されることで、用途に関わらずインターネットサーバーが本条文の該当機器となるおそれがあることから、情報通信サービスの萎縮を生むことになっている。事業者だけでなく消費者やユーザーもサーバーをレンタル、あるいは自ら運用するような技術革新があるなかで、サーバーが本条文の該当機器から除外されることを明確にするなど、現実に即した形で本条文の概念が見直されることを要望する。

クリエイターへの適切な対価還元に関する議論について

クリエイターへの対価の還元については、常にユーザー側のコピー制限との関係で論じる必要がある。ユーザーの私的複製の自由と対価の還元は密接に関係する、いわば車の両輪だからだ。今期に予定される対価の還元の議論は、ユーザーの自由を制限するDRMとのバランスという視点を盛り込んで行われることを要望する。そのことにより、保護と利用のバランスのとれた新しい制度設計につながると考える。特に私的録画に関しては、ダビング10との関係という視点を避けて通ることはできない。公共性のある地上波のテレビ放送に、メディアシフトが事実上不可能なDRMがかけられている現状について、その見直しも視野に入れて

議論を進めることを要望する。

その際には総務省はじめ、関係省庁の審議会との合同会議の設定が必要であると考える。大きな課題となっている、私的録画についての対価の還元議論を解決する道は、多くの関係者の参加によって、より合理的で、豊かなサービスの可能性を縛らず、コンテンツ産業、録画機器メーカー、消費者・ユーザーすべてにとってのより良い未来の環境整備となる新たなルール設定を決断する以外にないと考えるからだ。

4. TPP（環太平洋経済連携協定）の知的財産分野に関して

現在協議が進んでいるTPPの知的財産分野は我が国の知的財産戦略を考える上ではTPP交渉は大きなかなめであり、結果によっては本報告書で提言されている積極的な取り組みもTPPによって実現不可能となる可能性が十分にある。このような国際協定が国民、しいては国会議員ですらアクセスできない秘密下で議論されていることは大変遺憾である。知財戦略としてTPP交渉の公開、及びこれまでの交渉の情報公開を求めるよう報告書に明記し、開かれた知財戦略の議論を進めるべき。

TPPの知的財産分野で議論されているとされる論点のうち、特にアーカイブの利活用という観点からは特に下記の論点が懸念される。ただしTPPの知的財産分野で懸念される論点は下記のみではない。必要であれば当協会がTPP政府対策本部に提出した意見書(<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/dantaiiken/001.pdf>)を参照されたい。

著作権保護期間延長

孤児作品(Orphan Works)の保存と活用に関しては本報告書内でも問題として提起されている。著作権保護期間の延長はこの孤児作品を増やす最も大きな要因である。

また著作権の保護期間が早く終われば、その著作物を用いて二次的著作物を制作したり、その作品を上演したりする際の許諾や著作権使用料が不要となるため、二次的著作物の制作や作品の上演が大きく加速される。結果として近代や現代の作品を演奏・上演する楽団や劇団などが増加し、著作物の漫画化やノベライズ、パロディといった新たな創作物の出現が活性化される。

現代の著作物においては非常に多くの人がその制作に関わっており、制作に関わった関係者にも著作隣接権が付与される。その著作物を保存・活用しようとした場合、著作隣接権者を含めたすべての著作者に許諾を取る必要があるが、数年前に制作された著作物であっても著作者が不明という理由で許諾を取ることが不可能なケースも発生している。より高い創作性をもった環境を維持するためには、むしろ著作権保護期間は短縮すべきであり、さらには著作権を放棄し、パブリックドメイン化する仕組みも必要である。

さらに著作権が切れた著作物を利用することで、新たなビジネスが生まれている。例えば著作権が切れた書籍のデジタル化を進めている「青空文庫」のデータは数多くの電子書籍端末などに収録されており、日本における電子書籍の普及に役立っている。しかし著作権保護期間の延長によって、このような創造のサイクルが大きな打撃を受け、新たなビジネスチャンスを失うことになる。

著作権侵害に対する職権による刑事手続（著作権侵害の非親告罪化）

わが国の著作権法においては、著作権侵害における刑事手続は権利者からの申し立てによるもの（親告罪）であるが、TPP交渉においてはこれを職権によって刑事手続を行うことができる（非親告罪）ようにする要求が米国などから提出されているようである。しかしづわが国は著作権侵害を非親告罪とすべきではない。

わが国には二次的著作物やパロディに関する法制度が存在せず、司法では二次的著作物やパロディは著作権侵害と判断される。しかし現実には二次的著作物やパロディによる作品が数多く存在しており、今やそれらは日本の文化の一翼を担っている。そしてこのわが国独自の個性豊かな文化は世界に向け発信され、世界の共感を得ている。これは知的財産戦略本部が策定した「知的財産戦略2013」の中にも盛り込まれている「クール・ジャパン」の源泉となっている。このような文化が熟成されたのは二次的著作物やパロディについて、

その制作者と原著作者との間に信頼関係があり、著作者が黙認していたことに由来する。しかし著作権侵害が非親告罪となれば、このような信頼関係に関わらずあらゆる二次的著作物やパロディが刑事告訴の対象となり、パロディ法制などのないわが国においては「クール・ジャパン」の源泉となる文化が萎縮する結果となり、国益を害する。

また著作権侵害が非親告罪となることで相対的に検査機関の権力が増大し、これまで見逃されていたような軽微な著作権侵害について著作権侵害を理由に検査機関が逮捕することができるようになる。またインターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できないという根本的な問題もあり、これは別件逮捕などの違法な検査を助長するおそれがある。

5. 知的財産に関する基本的な視点に関して

著作権について

わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。

近年はICT技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー=クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらし、日本経済にも貢献することになる。なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進んでおり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもたらし、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。

「プロライツ」から「プロイノベーション」へ

今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プロライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプロライツ（プロパテント・プロコピーライト）は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これから時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するための技術イノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくには、技術のイノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。

政策立案プロセスへのユーザー代表の参加

知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。一方、ICT産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が知財政策で強く発言していくべきである。

違法ダウンロード刑事罰化について

2012年10月の著作権法の改正によって、インターネット上に違法にアップロードされた音楽や映像を、そ

のファイルが違法であると知りながらダウンロードする行為について刑事罰が科せられる（いわゆる違法ダウンロード刑事罰化）こととなった。本改正の付則として定められた事業者による教育・啓発活動の義務規定や違法ダウンロード防止への努力規定による取り組みが進められているとはいいうものの、これは「インターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できない」という根本的な問題をクリアできるものではない。

また本法改正は文化審議会での議論を経たものではなく、音楽事業者や映像事業者を中心としたロビイングによって進められた。国会による議論もほぼなく、一方的に議員立法によって進められたこの改正のプロセスは大きな問題を抱えている。このように政府による知財計画や文化審議会での議論を無視し、業界団体のロビイングに唯々諾々と賛同し進めてしまったことは今後の知財戦略を考える上で大きな負の遺産を残した。

違法ダウンロード刑事罰化が本質的に抱える問題、そして政府や審議会の決定を無視したプロセスで利害関係者的一方的な要望が通ってしまった問題から、違法ダウンロードの刑事罰化については白紙撤回し、知財戦略本部や文化審議会における議論を行うべきである。

リーチサイト規制について

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で議論されているリーチサイト規制については全面的に反対である。リーチサイトと言っても、その有り様は多種多様であり、リーチサイトへのリンク行為はどうなるのか、リーチサイトのURLがSNSを通じて転送され続けた場合はどうなるのか、また適法な内容を示すサイトを掲載したはずが、後日同じURLのままで違法なファイルの掲載などがされた場合はどうなるのか、といった予見できない状況が数多く発生する。

情報と情報を関連付けるハイパーリンクは情報通信の基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。またハイパーリンクはいまやウェブサイトにとどまるものではなく、現在普及過程にある電子書籍にもハイパーリンクは用いられている。リンク行為を規制することは、今後の情報通信技術の発展全体に影響を及ぼすだけでなく、社会に大きな混乱をもたらす。いたずらにリンク行為への規制を拡張するのではなく、違法アップローダーや違法アップロードされたコンテンツへの対処でカバーすべきである。

アクセスコントロール回避規制

2012年10月の著作権法の改正によって、DVDなどにかかっているアクセスコントロール技術を回避することが違法となった。無条件のアクセスコントロール回避規制は、ユーザーによるコンテンツのアーカイブを不可能とし、国民の正当なコンテンツ利活用を妨げる。特にコンテンツの視聴のためであってもオープンソースソフトウェアの利用を制限する現状の制度は、コンテンツ利用促進の観点からも負の影響が大きく、早急に手当が必要である。またコンテンツの批評や引用など、著作権法で認められた用途においても著作物を利用することができない状況を解決する必要がある。

またアクセスコントロール回避規制はわが国のICT技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本の家電製品の競争力をも損なっており、それに対する手当は一切なされていない。ユーザーが購入したコンテンツを長く、そしてオープンソースソフトウェアによっても利用できるように規制のあり方を再度検討すべきである。

電磁的な一時的複製の規制

著作物を一時的に電磁的ななかたちで記憶装置に複製する行為についても複製権の対象とし、許諾なく電磁的な一時的複製を行った場合も著作権侵害とするような議論もある。しかしわが国は電磁的な一時的複製を著作権侵害とする要求を受け入れるべきではない。また国際的な経済連携協定に電磁的な一時的複製を規制する条項が入ること自体に強硬に反対すべきである。

現代のコンピュータはプログラムとそのプログラムが処理するファイルの一時的な複製をメモリーに自動的に作り続けることで動作する。またインターネットの利用においては、ネットワークから受け取ったデータを先読みしてメモリーにバッファしておくことで大容量のストリーミングコンテンツを快適に利用する

ことができる。また一度見たウェブサイトのデータをハードディスクに一時的に保存しておくことで、高速なウェブサイトのブラウズが可能となり、またトラフィックの軽減につながるため、ネットワーク資源を有効に活用することができる。このように電磁的な一時的複製はコンピューティングを支える基幹の技術であり、電磁的な一時的複製を規制することはIT技術の実際と大きくかけ離れており、全く現実的ではない。

テレビのインターネットサイマル放送について

東日本大震災の際に、各テレビ局がニコニコ生放送やUstreamなどの既存のプラットフォームを用いてテレビ放送をインターネットでもサイマル放送した。この取り組みによって在外邦人や海外メディア、そして被災地にもいち早く情報を届けることができた。しかしこのサイマル放送はテレビ局の自発的な取り組みではなく、ユーザーが緊急的に独自に行なった行動をテレビ各局が追認して進められたものである。このような事例を活かすためにも、テレビ局が自発的にインターネットでサイマル放送を行えるような法整備が求められる。特に災害時などの緊急事態には、インターネットサイマル放送を義務化するなど、知財戦略としても災害対策を進めるべきである。

No.	法人・団体名
22	一般社団法人日本経済団体連合会

意見

《要旨》

知財紛争処理システムについては、諸外国の制度とそれを取り巻く現状をつぶさに学び取るとともに、我が国の商慣習・社会的風土などに鑑み、望ましいあり方を検討する姿勢が不可欠である。

コンテンツビジネスにおいては、権利者の権利を不当に害することなく、著作物が積極的に利活用されることを通じ、権利者と事業者双方に利益がもたらされることが、今後も多様で質の高いコンテンツが創作され続けるうえで、極めて重要である。

《全文》

1. 知財紛争処理の改善に向けた論点

(1) 総 論

経済のグローバル化が進展する中、イノベーション創出を促進するには、我が国企業が保有する知的財産が適切に保護・活用される必要がある。知的財産高等裁判所が設立後10年を迎えた今、我が国における知財紛争処理システムについて検証することは有意義であると考える。

他方、訴訟件数・勝訴率・損害賠償額といった数値を諸外国と横並びで比較し、この数値を引き上げること自体を目的とするかのような議論は必ずしも正しいと思われない。諸外国の紛争処理システムとそれを取り巻く現状をつぶさに学び取るとともに、我が国の商慣習・社会的風土などに鑑み、望ましいあり方を検討する姿勢が不可欠である。

(2) 各 論

① 証拠収集手続

権利者側の立証負担が過度に重いとの指摘もある中、当事者に自発的な開示を促す制度の検討自体は行なう意義がある。一方で、米国におけるディスカバリー制度は、当事者にとっての負担を却って重くするばかりか、パテントトロール(PAE、Patent Assertion Entities)問題を深刻化させるおそれがあるため、導入は支持できない。

また、証拠収集手続の過程で、営業秘密等が相手企業などの競合他社に開示される弊害は極めて大きい。今後議論を進めるにあたっては、秘密保持が侵害されないよう、最大限の配慮がなされるべきであり、そうした配慮なくして証拠開示が進むようなことは絶対に避けるべきである。

② 権利の安定性

権利付与から紛争処理プロセスを通じて権利の安定性が重要であることは論を俟たない。しかし、特許法第104条の3については、事案によっては訴訟による解決のほうが迅速かつ効率的にできることから、裁判所で無効を争う道も残すべきであるため、廃止すべきではない。

③ 損害賠償額

損害賠償額については、諸外国と比較して低廉に過ぎるという問題意識のもと、これを引き上げる方策

が議論されているが、市場規模や訴訟に対する認識の違いなどを十分に踏まえたうえで検討を行なうべきである。

また、寄与率については、賠償額を引き下げる方向に作用してきたとの指摘もあるが、一製品が多くの特許で構成されている現状に鑑み、撤廃すべきではない。

④ 差止請求権

権利侵害に対する差止請求権は、権利を保護し、もって産業の振興を促進するため、特許権者に認められた重要な手段である。したがって、その権利行使の制限は謙抑的であることが求められる。しかし、P A Eならびに標準必須特許による差し止めは影響が多大であるため、その制限の要否について、議論となっている。

P A Eによる差止請求権の行使については、その損害賠償金の引き上げを目的としたものに過ぎず、産業の振興には貢献しないことから、制限すべきである。標準必須特許による差止請求権の行使については、ライセンスを受けようとしている悪質な侵害者が存在することも踏まえ、引き続き議論を深めるべきである。

2. 地方における知財活用推進について

地方創生の観点から、大企業において、権利行使しない技術（休眠特許に限らない）をオープンにして幅広く利用されるための検討は有意義である。ただし、各社の戦略に応じた各々の対応がなされることが望ましい。

「大企業のインセンティブ」に関しては、金銭面での優遇等も有益であるが、自治体（中小企業支援センター、公設試験研究所、等）において、大企業と中小企業の橋渡し・事業化支援機能を充実させることにより、大企業と両輪となってマッチング機能を果たすことが重要である。

また、大企業の知財活用だけではなく、各大学や中小企業が有する技術やノウハウを生かした事業振興やベンチャー創設を地方で実施することで、地方経済の活性化を図ることも、重視すべきである。

3. 日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し

我が国における日本版バイ・ドール制度は、省庁毎、管理部署毎、年度毎に異なる形での報告を求められ、受託者の研究開発に取り組むインセンティブを損なっているとの指摘もあることから、米国バイ・ドール制度や EU の Horizon2020 の運用実態などを参考にしつつ、運用ガイドラインの見直し等を図ることが望ましい。

4. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

コンテンツビジネスにおいては、権利者の権利を不当に害することなく、著作物が積極的に利活用されることを通じ、権利者と事業者双方に利益がもたらされることが、今後も多様で質の高いコンテンツが創作され続けるうえで、極めて重要であるといえる。

著作権制度は、そうした関係構築の基礎となるべきであるとの観点から、技術の進歩の状況や海外の動向も参考としながら、在り方を検討すべきである。

No.	法人・団体名
23	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見	
《要旨》	
<p>1. 模倣品・海賊版の水際取締りの強化</p> <p>いわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムについて、税関における効果的な水際取締りを一層強化することを希望。</p>	
<p>2. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化</p> <p>不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定について早急な検討を希望。</p>	
《全体》	
<p>■ その他の重要検討事項／模倣品・海賊版対策</p>	

1. 模倣品・海賊版の水際取締りの強化

ゲームソフトには、プログラムの著作物の無許諾複製を実質的に無効化するための技術が施されており、これを回避する機器・プログラムの流通に関しては、技術的保護手段として著作権法で、また技術的制限手段として不正競争防止法によってそれぞれ規制されています。しかしながら、現在もいわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムは国内で流通しており、ユーザーはこれら機器・プログラムを介して、ネットワーク上で流通する無許諾複製されたゲームソフトを複製して利用し、その結果ゲームソフトメーカーは本来売れるべきゲームソフトの販売機会を逸する被害を受けています。これら技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムは、その多くが国外で生産、輸入されるため、国内の流通を防ぐためには、税関における水際取締りが最も有効な手段となります。税関における水際取締りの強化と、また効果的な取締りのために権利者等団体との連携を一層強化されることを要望します。

2. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムやデータベースの著作物をその複製物等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、ライセンス固有の番号をユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(ア) プログラムやデータベースの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(イ) 「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムなどの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムやデータベースの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。

上記の(ア)の場合は、プログラムやデータベースの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(イ)の場合には、複製されたプログラムなどの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられています。また、ソフトウェアメーカーは「体験版」等に施される機能制限、利用期間制限の解除を認証する技術についてはこれら番号の入力のみでなく、これら番号をネットワークを通じて認証することで「体験版」等に施される機能制限、利用期間制限を解除する新たな技術を開発／導入していますが、この技術についても技術的保護/制限手段の定義に該当するかについては、経済産業者の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」において非該当とされています。しかしながら、2014年には、アプリケーション・ソフトウェアのライセンス認証システムを回避し、利用期間、機能等に制限のある体験版を通常の製品版として使用可能とするツールの提供について、不正競争防止法違反での有罪判決の事例も出ています。

これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用的制限は、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムやデータベースの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムやデータベースの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。また「体験版」等の多くは、現在でもネットワークを介してユーザーに提供されていますが、今後、クラウド環境下でのアプリケーション・ソフトウェアの提供がさらに進展していくにつれ、シリアルナンバーやアクセスキー等により無許諾複製／使用を制限することの重要性は増していくものと想定されます。そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれ

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

においても、不正なシリアルナンバー やアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。